

令和元年9月第105回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和元年9月3日（火）  
 ○開会年月日 令和元年9月3日（火）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番	大西啓介君	2番	関根律之君
3番	向井一富君	4番	久保美博君
5番	森永和夫君	6番	菊地幸雄君
7番	泉浩壽君	8番	大木雄君
9番	山本徹君	10番	才野俊夫君
11番	下野安彦君	12番	林博君
13番	山崎正史君	14番	寺岡保君
15番	中田厚寛君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	稲本隆壽君	副町長	小野植正久君
総務課長	山岡敦君	住民課長	二宮善徳君
税務課長	吉川博徳君	保健福祉課長	曾根岡伸也君
会計管理者	稲葉勉君	建設デザイン課長	正岡和猶君
町並・地域振興課長	林慎一郎君	産業振興課長	入海孝君
小田支所長	大森豊茂君	環境政策室長	中嶋優治君
政策調整班長	畑野亮一君	上下水道対策班長	上石富一君
危機管理班長	松岡裕樹君		
教育長	山岡晋君	学校教育課長	泉邦彦君
自治・学習課長	黒澤賢治君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第10号）

令和元年9月3日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告  
 日程第 3 議長諸般の報告

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

日程第 5 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

---

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） ただ今から、令和元年9月第105回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として 出席通知のありました者は、副町長及び各課長・班長等の16名であります。

これより、本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、才野 俊夫議員。13番、山崎 正史議員を指名します。

---

### 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 会期決定の件及び議事日程通告のうち「会期決定の件」を議題とします。本定例会の会期は、去る8月27日開催の議会運営委員会において協議され、本日から18日までの16日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） 異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から9月18日までの16日間に決定致しました。

なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第10号のとおりであります。

---

### 日程第 3 議長諸般の報告

○議長（森永和夫君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。

議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。ご覧になっていただいたことと思います。その中で、去る7月25日に松山市で開催されました、愛媛県町村議会議長会創立70周年記念議員研修会において、林 博議員が、60周年式典以降に就任された歴代会長として、感謝状を贈呈されました。ここでご本人に伝達を致したいと思います。

林 博議員、演壇前へお願い致します。

〔林博議員、表彰状授与〕

○議長（森永和夫君） これをもって、「諸般の報告」を終わります。

---

#### 日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（森永和夫君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることに致します。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本日、ここに令和元年9月内子町議会定例会を招集致しましたところ、議員各位には、公私共に変々多忙中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出致します案件は、報告6件、決算認定が8件、剰余金の処分2件、条例の制定1件、条例の廃止が1件、条例の一部改正が5件、指定管理者の指定が2件、補正予算4件、人事案件3件の合計32件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。国では、来年度当初予算の編成作業が始まる時期になりました。私も先日、「四国8の字ネットワーク」の早期整備や、国道の整備に関しまして、3日間にわたり国土交通省を中心に陳情活動を行ってきました。地方に住む者にとって、道路の整備や飲み水の確保は最低限のインフラだと思います。これらが整っていなければ、地域に人が定住することはありませんし、災害の際に住民の命を救うこともできません。地方の実態をしっかりと伝え、要望し、予算の確保に向けて動かなくてはならないと思います。さて、お盆期間に襲来した台風10号は、豊後水道を北上する進路を取ったためその影響が心配されましたが、幸いなことに大きな被害をもたらすこともなく過ぎ去りました。しかし、予定されていたイベントへの影響は大きく、「いかざき夏祭り花火大会」が中止になったほか、「寺村山の神火祭り」も一日順延されました。その他、各地で予定されていた盆踊りも中止を余儀なくされたものが多かったように聞いております。運営に関わられた皆さんには、中止や延期の判断を迫られるなど、例年以上にご苦労があったことと思います。せっかくの準備がふいになった方々も含めて、ご慰労申し上げたいと思います。一方で、8月前半までは比較的天候に恵まれ、昨年は豪雨災害で中止になった内子夏祭りの花火も予定どおり打ち上げが行われ、真夏の夜空を彩りました。また、8月3日、4日には、全日本女子学童軟式野球大会「NPBガールズトーナメント2019」が県内6球場で開催され、内子運動公園野球場でも試合が行われました。私も、坊っちゃんスタジアムでの開会式に出席致しましたが、入場行進をする子どもたちの、はつらつとした表情が素晴らしく思いました。スポーツでも文化でも、全力を尽くせる環境を整えることは、とても大切なことだと改めて感じました。この他「内子笹まつり」や、「小田燈籠まつり」も例年どおり開催され、一日遅れで開催された「寺村山の神火祭り」も多くの人出で賑わいました。地域の方々の努力と協力で、内子の夏を彩るイベントの数々が開催され、町内外の皆さんを楽しませていただいていることに感謝するとともに、来年は、天候等の影響を受けることなく、予定どおり開催できることを願っています。

それでは、早速、当面致しております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告致します内容は、せとうち拠点地区での観光地域経営に関する連携協定について、第25回シクロクロス全日本選手権大会の開催について、株式会社ベネフィット・ワン「内子ベース」の開設について、林業体験型イベント「ワンツーツリーフォレスト」について、内子座文楽第23回公演につ

いて、最後に2019年アジア都市景観賞受賞についてでございます。

最初に、せとうち拠点地区での観光地域経営に関する連携協定についてご報告致します。7月27日、一般社団法人せとうち観光推進機構、内子町、大洲市、一般社団法人内子町観光協会、一般社団法人キタ・マネジメントは、大洲市役所におきまして「せとうち拠点地区での観光地域経営に関する連携協定」を締結致しました。この協定は、プロダクト開発を行う組織、地域DMOとマーケティングを行う組織、広域DMOが互いの役割分担のもとターゲットを合わせ、戦略的な観光地域経営を推進していこうとするものでございます。瀬戸内地域の観光振興を主導するせとうち観光推進機構は、主たるターゲットを欧米豪に設定し、世界に誇る瀬戸内地域の景観や歴史文化、体験など多様な魅力を伝えるとともに、訪日の目的地となるためのプロモーション、旅行造成を促す事業などに取り組んでいます。また、内子町と大洲市は、機構が事業促進する広域周遊ルート「せとうち・海の道」の拠点地区に選定され、ともに歴史文化や伝統技術、農村景観などを保存活用した観光振興に取り組んでいます。さらに両自治体とも、観光地域経営を牽引する団体を一般社団法人化し、地域資源を活かした体験メニューやサービスなど、観光プロダクト開発に取り組んでおります。せとうち観光推進機構が担う大規模で質の高い広報誘客活動と、両自治体及び観光協会が担う受け入れ地としての観光プロダクト開発は、互いを補完しあっている関係であります。それらが、連携を密にして、共通のターゲットを設定し、まちづくりに重点を置きつつ受入体制を構築していくことが観光戦略上有効となります。せとうち観光推進機構の上質で高度なプロモーションの中に、内子町や大洲市が搭載されていくことにより、海外での知名度を得、「せとうち」からさらに「内子大洲」へ誘い、これまで以上に日本の原風景である、美しい町並み、自然と人が織りなす癒しの里山に誘客出来ることを期待致しております。なお、行政としては、計画づくりやツアーの開催をサポートしたいと思います。当年度を含む今後5カ年の計画で、それぞれの業務や能力を活かした連携・協力を行ってまいります。

続いて、第25回シクロクロス全日本選手権大会の開催についてご報告致します。

シクロクロスは、オフロードでおこなわれる自転車競技でございます。内子町では、役場本庁舎前の河川敷で、自転車競技の裾野を広げることを目的とした「小田川シクロクロス大会」をこれまでに6回開催しておりまして、例年、中四国全域から200人近くの選手が参加しています。この自転車文化をさらに浸透させるため、愛媛県と連携して大会の誘致に取り組んでまいりましたが、このたび、第25回シクロクロス全日本選手権大会が、12月7日・8日の2日間、内子町で開催されることが決定致しました。これは、愛媛県が進める自転車の普及啓発を図る様々な取り組みや、内子町が取り組んできた小田川での6度のレース実績が高く評価されたことによるものでございます。この大会は、世界選手権に派遣する代表候補選手の選考会も兼ねており、文字どおり国内最高峰の大会です。トップライダーのハイレベルなレースを間近で見ることが出来る貴重な機会であり、自転車への関心が一段と高まることが期待されます。大会には、チームや競技役員等約400人の大会関係者とともに、多くの報道関係者が内子町を訪れ、滞在することになります。自転車競技は海外での人気が高く、内子町の魅力を全世界に発信できる可能性もあります。景観・食・人など町の魅力を体感していただき、全国そして全世界に発信していただくことを期待しています。大会の競技に関する運営は、日本自転車競技連盟が行いますが、その他の運営や、広報、観光情報の発信などは、愛媛県と内子町の関係者で組織する実行委員会が担う

こととなります。町として大会実行委員会を支援し、内子町の魅力溢れる大会になるよう努めたいと考えています。

次に、株式会社ベネフィット・ワン「内子ベース」の開設についてご報告致します。このたび、八日市護国伝統的建造物群保存地区内にある民間の空き物件を活用して、株式会社ベネフィット・ワンのサテライトオフィスである「内子ベース」が開設されることとなりました。株式会社ベネフィット・ワンは、東京都千代田区に本社を持つ福利厚生事業等を行っている会社でございます。2007年より松山市藤原に「松山オペレーションセンター」を開設し、福利厚生サービス「ベネフィット・ステーション」で提供する優待サービスの予約手配などを行うカスタマーセンター機能、バックオフィスの事務処理を行う事務センター機能を有する拠点でございまして、地元の方々を中心に現在約600名を雇用されています。「内子ベース」では、「松山オペレーションセンター」の機能の一部を運営し、顧客データの照会及びチェック、データ入力、提携施設への確認・問合せなどの業務を行います。株式会社ベネフィット・ワンでは、これまでに、愛南町、八幡浜市、久万高原町にサテライトオフィスを開設しており、高知県宿毛市を含めると内子町は5例目の開設となります。「内子ベース」は、令和元年10月の開所を目指しており、開設時には20名程度を採用される計画であります。最大で30名が勤務可能であることから、段階的な増員も計画されているところであります。町内からも新規の雇用が見込まれ、事務職を希望される方の新たな雇用の場が確保できることはありがたいと思います。また、伝建地区内の空き家の解消にもなります。町としても既存の制度を活用して必要な支援を行っていきたいと考えています。

次に、林業体験型イベント「ワン・ツー・ツリー・フォレスト」についてご報告致します。今年で3回目となるこのイベントは、地域おこし協力隊の武田惇奨隊員を中心とするワンフォレ実行委員会が、内子町、愛媛森林管理署、内子町森林組合をはじめ、町内の林業事業者や県内の関連事業者の協力を得て開催しているものであります。会場となったソルファオダ・スキーゲレンデには、内子町内をはじめ遠くは高知県からの来場者もあるなど、夏休み期間中のイベントとして定着しつつあります。8月24日・25日の両日に開催されたイベントには、一時雨が降る天候の中、2日間で前年比20%増の約850人が来場されました。会場では、林業機械グループ操縦体験や高性能機械による伐採作業の見学、従来の大工道具を使った木工品から、最新のレーザー加工による木製品の製作体験を行ったほか、国有林内の森林散策や乗馬、アウトドア体験などもあり、参加した子どもたちや保護者にとって森林や林業への理解が深まる良い機会になったことと思います。近年、木材価格の低迷により、山林を所有していても経営に関心を持たない方も増えております。また、担い手の不足など林業を取り巻く環境は厳しくなっておりますが、このようなイベントを通じて、少しでも興味を持っていただき、内子町の豊かな森林を循環させ、未来へ繋げていきたいと考えております。

次に、内子座文楽第23回公演についてご報告致します。8月24日・25日の2日間、内子座を会場に、内子座文楽第23回公演が開催されました。今年、内子町まちづくり応援大使であります関口照生さん、竹下景子さんご夫妻にもお越しいただき、公演を盛り上げていただきました。公演には、2日間で1,445人が来場され、前日に開催した限定40人の裏ツアーと交流会は、発売後15分で完売致しました。お客様からは、定員をもっと増やしてほしいという声が寄せられているところでございます。さらに、今回から平席の定員を6人から4人に変更し、

ゆったり観劇いただけるようになりました。お客様からも「見やすくて良かった」という声をいただいています。また、「ボランティアスタッフの笑顔と親切な対応が気持ちがいい」との評価も受けており、演目の評判も含めて、お客様の反応はとても良かったと聞いております。お客様の中には、町内や大洲市・宇和島市など近隣を観光して帰られる方も多く、周辺への波及効果も高く感じております。運営に当たられた実行委員の皆さまとボランティアスタッフ、関係者の皆さまへ深く感謝を申し上げたいと思います。

最後に、8月末に嬉しいニュースが届きましたので、ご報告致します。国連ハビタット福岡本部等が主催する2019年のアジア都市景観賞に内子町の「町並み保存から村並み保存、そして山並み保全へ」が内定致しました。この賞は、アジアの人々にとって幸せな生活環境を築いていくことを目標に、国連ハビタット福岡本部、アジア人間居住環境協会、アジア景観デザイン学会、福岡アジア都市研究所の4団体によって、2010年に創設された景観に関する国際賞です。アジアの優れた景観をアピールし、また、発展を続ける景観形成事業を評価・検証することによって、アジアの景観を誇らしいものに導いていくことを目的に掲げ、他都市の模範となる優れた成果をあげた都市、地域、プロジェクト等を各国・地域から募集・選考し、表彰するものであります。愛媛県からは、2016年と2018年に松山市が受賞されています。2019年は、7か国から36件の応募があり、14件が受賞致しました。日本からは、内子町のほか北海道帯広市と福岡県田川市の受賞が内定しております。内子町のこれまでのまちづくりが国際的に評価されたことは大変嬉しく、今後景観行政を進める上で大きな励みになります。引き続き「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」を目指して、精進したいと思います。なお、授賞式は11月23日に香港で行われる予定であります。以上、6件の事柄についてご報告申し上げます。秋から冬にかけてシクロクロス全日本選手権大会など大きな事業も控えております。万全の準備を整え、全国からのお客様をお迎えしたいと思います。引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げます。招集のご挨拶と致します。

○議長（森永和夫君） 以上で、「招集あいさつ及び行政報告」を終わります。

---

## 日程第 5 一般質問

○議長（森永和夫君） 「日程第5 一般質問」に入ります。質問は、通告により、一括質問、一括答弁を行い、再質問から一問一答と致します。議員の発言時間は会議規則第56条第1項の規定により40分以内とします。発言残時間は、前方左側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願い致します。理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。議事整理の都合もありますので、通告者以外の関連質問はご遠慮願います。質問通告者は、5名であります。それでは受付順に、質問を許します。

最初に、久保 美博議員の発言を許します。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○4番（久保美博君） おはようございます。4番、久保美博です。8月お盆明けから梅雨に逆

戻りしたような毎日うっとうしい日が続いています。8月下旬には、秋雨前線を大きく刺激し西日本から北日本までの広い範囲で大雨となり、特に九州北部を中心に猛烈な雨が襲い、佐賀県で浸水被害が出ました。大町町では鉄工所から住宅街に油が流出して、田畑にも影響が及び、穂が出た稲が油まみれになっている映像を見た時に胸が痛みました。被災者の方に心からお見舞い申し上げます。このような天気が続けば収穫期を迎えている農作物に大きな影響が出るのではないかと心配しております。実り大きな収穫が出来ることを期待する一人であります。

それでは、通告書に従い2項目について質問をさせていただきます。1項目と致しまして、公共施設建築物整備と維持管理について4点ほど質問させていただきます。高度経済成長期に建設された公共施設が老朽化して、わが町においても重荷になりつつあるのではないかと思います。このまま放置すれば、維持管理を町財政で支えきれなくなるのではないかと危惧しております。人口減少時代を迎え、公共施設の維持管理コストの増大は避けられなく、整理の先送りは子や孫の世代につけを回すことになるだけに早急な対応が求められると思います。

1点目は、人口減少と公共施設建築物の老朽化が進む中、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、早急に公共施設の全体の状況把握が必要であり、町有建築物の施設数、棟数、延べ面積はいくらあるのかお伺い致します。

2点目は、町有建築物の維持管理、修繕、更新に係る中長期的な経費の見込み、経費に充当可能な財源の見込みについてお伺い致します。

3点目は、点検、診断等により危険性が認められた施設や老朽化により使用禁止され今後においても利用見込みのない施設の対処方針、危険性の高い施設の安全確保等をどのように考えているかお伺い致します。

4点目は、10月に予定されている消費税の引き上げと軽減税率制度の実施に伴い、町営施設の使用料金の変更を考えているのかお伺い致します。

2項目は、合併処理浄化槽への転換促進についてお伺い致します。単独処理浄化槽は、高度経済成長期の1960年代にトイレ水洗化に伴って普及しました。処理されたし尿以外はそのまま排水され家庭から出る生活排水は汚れを2割しか除去できずに排出され、河川の悪臭や水環境等に悪影響を与えています。合併処理浄化槽への転換促進のため、浄化槽設置台帳を整備して実態を把握して早急に取り組む必要があると思いますが、その状況をお伺いして質問を終わります。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは私の方から、まず、一つ目、公共施設整備と維持管理につきまして、ご答弁を申し上げます。まず、ご質問の一つ目でございます、公共施設の施設数、棟数、延べ面積についてでございます。内子町公有財産台帳によりますと、施設数は426施設、延べ面積は16万8,537㎡でございます。なお、棟数につきましては、正確な数字を把握してございません。これにつきましては、今後、公共施設等総合管理計画個別計画を策定する中で、きちんと整理していきたいと考えてございます。

次に、ご質問の二つ目、町有建物の修繕や更新も含めた維持管理等にかかる経費の見込みと財

源についてでございます。維持管理等にかかる経費については、施設ごとの建築年や構造等に違いがあり、また建築した場所により経年劣化が著しく早い施設もございます。施設は、概ね指定管理により地域で管理頂いており、地域から修繕等の要望があった際に対応することとしており、経費については施設を所管している所属課での予算対応となっております。なお、平成29年3月に策定致しました、「内子町公共施設等総合管理計画」におきまして、建築後30年で大規模改修を、また60年で建て替えると仮定し、更新費用を算定した結果、今後40年間で755.8億円、年間で18.9億円を要する試算値が出ており、これらにかかる財源としては、ほとんどが一般財源で対応せざるを得ないのが現状でございます。建て替え等を行う場合には起債を充当できるものもありますが、その場合においても今後人口減少が見込めることから、必要なサービス水準を確保しながら「総量の適性化」を図っていく必要があると考えています。既存の施設においても、廃止・複合化・集約化・用途変更なども検討し、施設の総量を制限する必要があると考えています。なお、今年度と来年度で「個別施設計画」を策定するように予算を計上してございます。その中で、具体的な施設管理計画を立てていきたいと考えています。

次に、ご質問の三つ目、危険性が認められた施設や老朽化により使用禁止され、今後においても利用見込みのない施設の対処方針、安全確保等をどのように考えているかというご質問でございます。老朽化や耐震化診断により使用が危険と判断された建物につきましては、原則取り壊しを行う方針でございますが、取り壊しにも費用が発生するために、財政との協議や、緊急性や優先順位等を的確に判断し対応していきたいと考えております。なお、地元住民には、経過や状況説明を行い、代替施設の利用を進めて参りたいと考えております。また、危険性の高い施設の安全確保につきましては、昨年の豪雨災害で程内の乙影集会所に傾きが見られ、すぐ危険と判断して、早急に使用を中止した事例がございます。今後もこのような事例が発生した場合、修繕か取り壊しか、取り壊し後の対応はどのようにするか等を慎重に見極めていきたいと考えているところでございます。

最後に、四つ目のご質問、消費税引き上げにかかる使用料金の見直しでございます。今議会で、「社会保障の安定財源の確保等を図る税政の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」案を上程させて頂いているところであります。この中で、御祓生活改善センターをはじめ27の施設等において見直しを行っており、使用料の必要な施設については所属課に照会の上、概ね改正を行うこととしてございます。以上で、私からの答弁とさせていただきます。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 私の方からは、合併浄化槽への転換促進についてご答弁させていただきます。まず、台帳につきましては、平成20年から平成21年度に愛媛県が、愛媛県浄化槽協会と連携して実施致しました、「浄化槽設置及び維持管理実態調査」の結果に基づきまして、内子町でも平成22年度に浄化槽電子台帳を整備し、実態把握を行っているところでございます。それによりますと、下水道区域外の世帯4997世帯に対して合併浄化槽世帯は2,373世帯、単独浄化槽世帯が644世帯、汲み取り世帯は1,980世帯となっており、単独浄

化槽から合併浄化槽への転換につきましては、年平均4件、また汲み取り方式から合併浄化槽への転換につきましては、年平均14件のペースで推移しているところでございます。合併浄化槽設置又は、それに接続を行うための水回りの改修につきましては、多額の費用が必要で、設置・改修は伸び悩んではおりますが、補助事業等も利用しながら、公共下水道への接続また、汲み取り方式や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進に取り組んでいきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

○4番（久保美博君） 公共施設の総合管理計画ですが、計画保全で寿命を延ばすことができると思います。建築年数の古い物から順番に改修では費用も高くなると思います。損傷度の軽い施設から順次改修、修繕をすることにより、トータル費用が安くなるメリットがあると思いますので、早め、早めの取り組みをすればいいと思います。その優先度はどのように考えているかもう一度お伺いしたらと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 先ほどお答えしました、公共施設総合管理計画の個別計画というものを今年度と来年度で計画するように今、準備を進めております。その中で具体的に公共施設一つ一つの診断カルテを作ってまいります。その診断カルテに基づきまして、優先順位等もそこで見極めていきたいと考えております。議員ご指摘のように早め、早めの修繕をすることによって公共施設をより長く維持できるということにつきましては、我々も重々、そのように感じておりますので対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

○4番（久保美博君） 消費税の引き上げに伴っての施設の使用料引き上げは、27施設とお聞きしたんですが、これはすべての施設ではないということでありませぬ。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） すべての施設ではございません。各課で判断をして使用料の据え置き等も検討した施設もございませぬし、この機に引き上げというような判断をした施設等もございませぬ。先ほど、27施設と言いましたのは、御祓改善センターをはじめ、27施設ということでございますのでよろしくお願い致します。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

○4番（久保美博君） この施設使用料については適正な料金設定であるようお願いをしたいと思っております。

次に、施設の適切な運用管理において固定資産台帳を整備されていると思うんですが、その整備の状況についてお伺いしたいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） こちらの方もすでに固定資産台帳が整備をしております。その固定資産台帳に基づきまして、内子町の総合施設等管理計画を立てているというふうなところでございます。固定資産台帳に登録されている施設のうち、主に50㎡以上の施設、それから、利用が限定されていない施設に限って公共施設等総合管理計画を定めていくというような方針で考えてございますのでよろしくお願いします。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

○4番（久保美博君） この固定資産台帳の整備で行政の悪い例が出ておるんじゃないかと思うんですが、これ縦割り行政で施設の管理は担当課が行っておると。これらの関連する資料、データ等の収集に課題があるんじゃないかと思うんです。それぞれのデータをシステムを構築して一括して管理運営をすれば改修だとか修繕に役立つと思うんですが、その辺の考えはないかお伺いしたいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） それぞれ公共施設等管理計画を策定するまでにつきましてもそれぞれの部署でそれぞれに関係する施設の改修耐震計画等、個別の計画がございました。それは各課等で把握をしているだけのデータでございましたけれども、今回、この公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についてという総務省の通達によりまして、この公共施設等総合管理計画というのが定められることになっています。これの大きな目的は、まず、早急に対応が必要な公共施設等の全体の状況を把握するということが何より大きな目的でございまして、これは、それぞれの各課横断によりまして各施設の状況も把握をしていかないといけないということになってございますので、先ほどの繰り返しになりますが、これから個別計画を策定していく中で、まだ個別計画を策定していない施設につきまして重点的に個別計画を策定していくと。すでに策定している個別計画につきましては、その内容を洗いなおして必要があれば改正していくと、そういうようなスケジュールで進んでいきたいというふうに考えております。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

○4番（久保美博君） 施設が多くある中で今後の見通しを踏まえた需要を考えた場合、公共施設の数量等が適正規模にあるかどうかお伺いをしたいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 3町合併した中で、やはり重複するような施設等もございます。そういった施設につきましては、基本的な考え方なんですが、新たに作り直すということではなくて、賢く使うというような考え方で進んで参っております。当然、更新が必要な施設につきましてもですね、例えば昨年度更新致しました南山自治会館、吉野川自治会館につきましては、同程度の規模の施設を作るのではなくて、現状に合わせた人口規模に合わせた施設規模に更新をしていくというような考え方です。それから統廃合につきましては、これは利用実態とか地域性も考えな

がら今後判断をしていかないといけないだろうと思います。今後の施設の在り方につきましては、無駄のない、住民にとっても使い便利のいい、なおかつ長期的に財政負担を強くない、そのようなところ、いろいろな条件を鑑みながら、整備していく必要があろうというふうに考えております。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

○4番（久保美博君） 今の答弁の中では適正規模にあるということが言えるのかなと判断したんですが、今後の人口減少による施設が過剰となることを思えば、今の時代に新しい箱もの建設はいらぬという考えができると思うんです。今後箱もの建設はいらぬという考えについてどうかお伺いしたらと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 先ほども言いましたように基本的には、新しく作るのではなくて既存の施設をうまく使って行くという考え方がベースになってこようかと思っております。ただ、今の施設の状況が適正な規模であるかとか、新たに箱ものはいらぬとかいう判断ですね、これは今後の行政事情とかですね、いろいろな社会の変化によって絶えず変わってくるものだろうと思っておりますので、そんなところはしっかり見据えられる部分については、きちんと計画に盛り込んで、計画的に施設の計画、それから整備等を図っていきたいというふうに思っております。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

○4番（久保美博君） 続きまして、合併処理浄化槽への転換促進についてお伺いしたいと思います。答弁では単独槽から合併槽への転換は費用が高額なこともあり、思うように進んでいないというのが現状というふうにお聞きいたしました。単独槽の使用は生活排水上、問題ないという認識の方が多いと思います。単独槽を使用していると、雑排水の水質改善につながらないということ強くアピールしてもらいたいと思うが、どのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） アピールの方法でございますが、まず、広報とかいうことでアピールはしておりますが、それ以外にも自治会連絡会の方で全自治会長さんが集まっている席上ではございますが、そこら辺でPRはさせていただいております。それから各自治会、それから区に於いている状況ではなかろうかと思っております。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

○4番（久保美博君） 転換が進んでいない一番の要因は、費用が高額だけではなく、家主の高齢化、それと住宅の後継ぎの不在などが合併槽への転換に踏み切れない要因だと思いますが、この点どのように捉えておられますか、お伺いしたいと思います。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

- 議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。
- 建設デザイン課長（正岡和猶君） 高齢化等の要因は多分にあるとは思いますが、それは個人的に判断していただく点多いと思っておりますので、なるべくそういう合併浄化槽にした方がいいというPR等に努めていきたいなというふうに考えております。
- 4番（久保美博君） 議長。
- 議長（森永和夫君） 久保美博議員。
- 4番（久保美博君） 浄化槽台帳は整備されておると言われたんですが、個別訪問して調査された数字でしょうか。単独槽の設置世帯とかいう調査は戸別訪問して確認した数字でしょうか。
- 建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。
- 議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。
- 建設デザイン課長（正岡和猶君） これは先ほど申しましたように実態調査に基づいて整備した台帳ということで、一軒、一軒戸別訪問して調べた台帳ではございませんので、若干の差はあるとは思いますが、台帳も毎年更新をかけておりますので、だいたい数字は把握しているというふうに認識しております。
- 4番（久保美博君） 議長。
- 議長（森永和夫君） 久保美博議員。
- 4番（久保美博君） 最後にしたいと思うんですが、合併浄化槽に転換ということで単独槽から切り替えるわけですが、この切り替える場合に助成制度としては単独槽の撤去については助成はなかったかなと思っておるんですが、不要になった単独浄化槽の有効活用ですよね、これを例えば雨水の有効活用、あと災害時の非常用の用水等の有効利用、これについて、有効利用者については助成制度を設けたら推進につながるんじゃないかと思うんですが、新たにこの助成制度を創設したらどうかお伺いしたいと思います。
- 建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。
- 議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。
- 建設デザイン課長（正岡和猶君） 確かに議員おっしゃるとおり、その撤去に係る助成制度は現在ございません。先ほど申しましたように単独槽から合併浄化槽への転換につきましては、年平均でございますが、4件程度ということでございますので、新たな助成制度を作った方がいいのかというのは検討はさせていただきますが、今の現状で進めていきたいなとは考えております。
- 議長（森永和夫君） ここで暫時休憩します。午前11時00分から再開を致します。

午前10時49分 休憩

---

午前11時00分 再開

- 議長（森永和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 次に、大西啓介議員の発言を許します。
- 1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） 議席番号1番、大西啓介です。質問通告書の内容について、会議規則及び申し合わせ事項に従い、一般質問を行います。

平成29年春、私が町議会議員になってすぐだったと思いますが、全員協議会の場において林業六次化事業の説明を受けました。内子町が地方創生事業として「地域商社」を立ち上げ、多面的に林業の活性化に取り組むというものです。その「地域商社」において、一般住宅の施工販売まで取り扱うという計画で、地元建築業界の反発を招いたことは理事者の皆さんも記憶に新しいところだと思います。同年9月、ちょうど2年前の議会において、その林業六次化事業「地域商社計画」について一般質問させていただいたところ、理事者からは「民業圧迫にはならない」、「計画は変更しない」「民間と一緒に取り組んでいく」という答弁をいただきました。それを伺って、それなら安心だ、とまでは思いませんでしたが、行政として余程の覚悟をもって取り組んでいかれるのだろうと、民間と共に「林業」を盛り上げていってくれるはずだと一息ついた覚えがあります。そして、その平成29年の秋、第三セクター、株式会社小田森林ログハウジングが「株式会社内子・森と町並みの設計社」と社名を変更され、社長も変わられ、林業活性化のための地域商社として始動されました。それから2年が経過しようとしています。以下、株式会社小田森林ログハウジングを「小田ログ」、株式会社内子・森と町並みの設計社を「モリマチ」と呼ばせていただきます。

質問させていただきます。当時の事業計画書にあります、「内子版地域商社事業体制（六次化区分の詳細）」において、「小田ログ」の既存の事業に加えて「モリマチ」としての様々な新規事業が計画されています。それぞれの進捗状況をお伺いします。ちなみに、一次産業としては既存の素材生産事業、二次産業としては既存のログハウス事業、そして新規事業として、木材加工、(卸)事業、「一般住宅材（板材）」・「家具・建具・小物他」の製造・販売、「一般住宅建築」、内子ならではの家の施工・販売、三次産業として、マーケティング事業、人材育成事業、賃貸住宅事業に取り組んでいくという内容になっていました。また、「小田ログ」から「モリマチ」に移行し、売上額はどう推移しているのでしょうか。計画書では、2018年9月期の売上額は3億7,700万円という内容でした。その雇用人数の推移も教えていただきたいと思います。計画には「マーケティングや営業など主要人材の獲得」も記載されており、そういった人材の確保は出来ているのでしょうか。また、その計画作成を請け負ったコンサルタント、トビムシが、昨年9月より「モリマチ」株式の一部を取得され、外部役員として経営に参画されているということですが、どういった経緯でそうなったか、どのような効果を見込んでいるのか。そして、現在までおよそ1年間の成果はどういったものがあるのか、教えていただきたいと思います。また、この計画と併せて進められていた「建築基準法の適応除外」について、進捗状況を教えていただければと思います。

次の質問です。先ほどの町長招集挨拶の中でもございましたが、この7月27日に内子町は、大洲市と一般社団法人せとうち観光推進機構、並びに、一般社団法人内子町観光協会、一般社団法人キタ・マネジメントとせとうち拠点地区での観光地域経営に関する連携協定を締結されました。私も内子町観光協会役員の一人名です。その取り組みについてある程度、理解をしているつも

りですので、質問する立場としては若干違和感があるかもしれません。しかし、ほとんどの町民の皆さんは「何が始まるのか」「どういった効果がでてくるの」と疑問を持たれている状況です。議会で質問することで、町民の皆さんに対してその中身を広く周知するとともに、理解を深めていただきたいと思います、質問致します。ということで、この協定の具体的な内容を教えてください。そして、内子町にどのようなメリットがあるのでしょうか。また、当協定における内子町行政と観光協会、それぞれの役割はどのように考えられているのか、お答えいただければと思います。重ねての説明となり、申し訳申し訳ございません。町長招集挨拶は議会広報に反映されないということもありまして、ご答弁ほど、よろしくお願い致します。以上、私の一括質問と致します。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） それでは、私の方から林業六次化事業の進捗状況の問いにつきましてお答えをさせていただいたと思います。まず、最初に林業六次化事業の進捗状況でございます。林業六次産業化は、いわゆる一次の生産、二次の加工、三次の販売を一体化し、総合的に林業の振興を図りながら、広く地域資源を活用し、新たな産業の創出を推進することを目的として取り組んでございます。この取り組みは、平成27年度から取り組みを行ってきておるところでございます。目標と致しておりました地域商社の設立では、先ほどお話がありましたように、株式会社小田森林ログハウジングの平成30年3月の臨時株主総会でご承認を得て、株式会社内子森と町並みの設計社に名称変更され、併せて、事業目的の整備・拡充のために定款の変更を行い、現在、会社の事業計画に基づきまして、進められているところでございます。ご質問のそれぞれの進捗状況というところにつきましては、二番目のところでお答えをさせていただいたと思います。

次に、事業内容の変化、それから売上高、雇用人数の推移についてお答えをさせていただきます。事業の内容につきましては、従来からの事業に加えまして、森林資源に関する学習指導業務などを追加致しております。会社の主たる事業と致しましては、従来からの森林整備事業や建築事業・木材加工事業を柱として経営されている状況でございます。当面は、従来を安定的にまた拡充させる取り組みを行うとのことによって、新しい事業の今後の展開が期待されるところでございます。

次に、売上高でございますが、株式会社内子森と町並みの設計社の決算期が9月末ということとなっておりますので、直近の決算期の数字をご報告をさせていただきたいと思います。第25期、平成29年10月から平成30年度までの売上額、税抜きでございます。金額と致しましては、2億3,380万5,000円でございます。第24期は、2億8,474万円でございます。雇用人員については、平成30年の9月末は18名、平成29年は20名でございます。

次に、内子ならではの家の販売状況についてお答えさせていただいたと思います。内子ならではの家の販売目標は、地域商社設立後5年後を目処に「年間5棟」を計画しております。建築促進をはかるために、昨年10月でございますが、内子町建設業組合共催とともに、内子材を活用した商品づくりの手法などをご紹介しながら、町民の皆様とともに考えていくセミナーを開催

しているところでございます。町が把握しております現在までの状況でございますが、「内子ならではの家」の要件の一つでございます、豊かな半外部空間、いわゆる家のひさしの部分を広く設けた住宅というものが今まで2棟建築をされております。今後におきましても、内子町産材利用の補助制度の周知をするとともに、内子材の利用促進をはかって参りたいというふうに思っております。

次に、トビムシの経営参画及び成果というご質問でございます。先に答弁させていただきましたように、平成30年3月、臨時株主総会の承認を経まして、「株式会社 内子森と町並みの設計社」となりました際に、同社、トビムシは、出資株主となっております。その成果とのご質問でございますが、今期、会社の決算期間中のために成果としたものを、総会でお示す前に公表できる状況にはないということでございます。しかし、前期の総会におきまして、選任されましたトビムシ役員には、経験を活かし、森と町並みの設計社の営業情報の発信、それから事業を展開するための情報収集、企画提言を目的として就任をされたということをお聞きしております。今後、事業展開が期待されるところでございます。

それから、最後でございます。建築基準法適用除外の進捗状況でございます。「内子ならではの歴史的建築物」につきまして、特徴やそれからデザインを保持したままの改修等を図るための仕組みづくり、いわゆる「建築基準法の適用除外」を含む地域のルールづくりの検討を進めてまいりました。平成29年度から「内子町歴史的建築物保存活用検討委員会」を立ち上げ、実際の町家をモデルに検討を進め、また、ルールづくりに必要となります建築物の耐震性能等構造調査を行ってきたところでございます。現在は、建築基準法適用除外の際に必要な条例とその運用のためのガイドラインの素案につきまして、詳細を詰めているところでございます。この運用に際しましては、特定行政庁であります、愛媛県、それから消防署というふうなところの調整、協議も必要でございます。現在、そちらも同時に進めているところでございます。愛媛県等との調整・協議というところの進捗にはなりますが、本年度中の条例制定及びガイドラインの策定を目指しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林町並・地域振興課長。

〔林慎一郎町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 私の方からせとうち拠点地区での観光地域経営に関する連携協定についてのご質問にお答えさせていただきます。町長の行政報告の中でも申しましたが、内子・大洲地区は古くから、自然や歴史文化をはじめ政治経済、運輸、教育など各領域で関係性が深いところでございます。今回の連携協定は、結びつきの強いこの地域において、地域住民が誇りに思っている歴史的な資源、自然や人文資源などを、観光という手段を用いて広く告知し、多くの観光客に訪れていただくため、5つの団体が連携協定を締結致しました。5つの団体とは、（一社）せとうち観光推進機構、以下、せとうちDMOと呼ばさせていただきます。それから内子町、大洲市、（一社）内子町観光協会、（一社）キタ・マネジメントでございます。この連携には、せとうちDMOという広域観光連携を促し、質の高いプロモーションをする大きな団体とそのほかの4つの地域に密着した団体とを相互補完する役割がございます。地域密着の団体、とくに内子町観光協会や、キタ・マネジメントは、観光資源を振興してプロダクト開発をし、さらに

観光客の受入ができるように人的なネットワークや仕組みなどを作り出します。具体的には、周辺集落や農村漁村などに今も伝わる地域の独特な文化や暮らし、伝統工芸や伝統芸能などにスポットをあて、日本文化の本質を探究する旅、また、体験のできるメニューを中心としたプロダクト開発に取り組みます。せとうちDMOは、目標とする海外のマーケットに響くブランディングへの助言や指導を担い、今後プロモーションできるプロダクトにつなげて参ります。できあがったプロダクトは、広域観光促進を促すせとうちDMOにより質の高いプロモーション活動に搭載していただきます。今年5月と7月には、ドイツ、フランスなどのメディア、旅行会社の招請を行っていただきましたが、貴重な機会を受入ながら、関係者からの確かなアドバイス、ご提案なども受けましたので、これらを反映させるプロダクトにも構築していきたいと考えています。

次に2番目のご質問でございます。内子町にとってどのようなメリットがあるのかということでございますけれども、今回の連携によるメリットは、第1に質の高い、目標とする海外マーケットに届くプロモーションに搭載される、情報発信でございます。第2に、その情報発信に伴う、質の高いプロダクト開発ができる環境が得られるということでございます。せとうちDMOが目標とする欧米などの海外マーケットに発信したいコンテンツをしっかりと地域で磨き上げることが必要になってきます。このプロダクト開発が上質になり、他にはない魅力が磨き上げられて、海外の方々へのメニュー構築ができれば、発信する価値があると判断されます。この評価によって、結果として、内子町の魅力がさらに露出し、海外によく発信されると考えています。

3番目に、当協定における内子町行政と観光協会、それぞれの役割はというご質問でございますけど、観光協会の役割が、大きな役割を担っていくと想定しております。観光産業に関わる民間事業者などと共に、魅力的なプロダクト開発や受入体制の構築を主体的に行っていくと思っております。このため、内子町行政は、内子町観光協会の活動を十分に支援するとともに、また価値を生み出さないプロダクト開発以前の資源の発掘や資源のブラッシュアップを積極的に行い、まちづくり型観光振興ができる環境を醸成して参ります。当協定によって、行政、観光協会、観光産業などの民間事業者が同じ目標を共有し、その取り組み方なども情報交換しながら、より良い観光まちづくりに励む観光を整備して参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） まず、「モリマチ」について再質問させていただきます。それぞれの売上額をお答えいただきました。平成29年9月期が2億8,473万で「モリマチ」に移行した平成30年9月期が2億3,380万ということで、売り上げが5,000万下がっております。これはどういう要因があると思われませんか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） これについては従来からおこなっております、森林整備事業、それから建築加工事業、それから国庫補助によります事業を展開をしております。内訳でみますと、森林整備事業の方が大きな減額というふうなことで決算となっております。会社が変更致しまして、初年度というふうなところで事業内容若干取り組みが遅れたと。事業内容に役

員の関係で変更があったということで、十分な取り組みができなかったのかなというふうなところでそのような評価を致しております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） おっしゃるとおり林業の売り上げが6,590万減っておりまして建設業が1,400万延びております。相殺で5,000万の減額となっているんですけど、会社の体制が変わったそういう手続き等の期間で仕事が思うようにできなかったということですかね。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 先ほどご紹介したように、30年3月の人事総会というところでの会社手続きがありました。若干、事業着手の方では少し遅れたというところがあるのかなというふうに思っております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） 普通の会社であれば、そういったことは発生しないようにするのが前提なんですけど、それだけどたばたしたということなんでしょう。売り上げについてもなんですけど営業利益として比べてみますと、「小田ログ」の最後の期が2,275万の営業利益を出しているんですが、「モリマチ」に変わった平成30年9月期は178万の損失を出しています。赤字まで生んでいます。そこまで移行のどたばたがそこまでひどかったということでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 私どもが把握しておる総会資料でございます、決算資料でいきますと、平成25期当期純利益が35万2,000円でございます。第24期につきましては、1,874万というところで、当期純利益というところでは、減少はしておりますが、25期「モリマチ」のところでも黒字決算というふうな決算になっておろうかと思えます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） 確かに純利益としては、プラスになっております。キャッシュ・フローとかの観点からも営業利益がその会社の業績みたいなものなんで、この点は一刻も早く改善していただくよう指導をしていただきたいと思います。また、トビムシに関してでございます。計画を作ったコンサルタントが役員として参画するということは計画がうまくいってないから計画作った本人がなんとかしてくれという感じに見てとれるんですけど、そういった意味があるのでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） これにつきましては、先ほど申し上げましたように臨時の株主総会におきまして、役員選任につきましては提案をされております。その中で先ほど申し上げまし

たようなところを期待して社外取締役ということでの登用について株主の皆さんご承認をいただいたというところでございますので、議員言われますように、前を向いて進んでないからというふうなところではないというふうに理解をしております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） そのトビムシの役員報酬は、月30万と伺っております。その対価としての成果はおよそ今年1年経ってますが、それに見合うような成果は、生まれておられますか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） これにつきましては、先ほど答弁させていただきましたが、会社の方に確認を致しましたが、総会を経ずに公表できる状態ではないというところで細かい情報の方はいただけてない状況ではございますが、新しい事業展開のために、現在取り組んでおるといふ報告は受けております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） 総会が来月か再来月にあると思いますので、それを踏まえて質問なりさせていただきますと思います。結局、この計画書に会社が追いついてないという状況に相対的にみてとれます。この計画にトビムシさんに2,900万を支払って運営が始まっているわけですからそれに見合う事業内容に一刻も早く「モリマチ」が取り組めるよう、行政としても支援していただきたいと思います。

続きまして、観光連携協定について再質問させていただきます。先ほどのご説明を伺いますと、今後は内子町もしっかりと観光振興プロモーションに力を入れていくと、この協定を通してということだと思います。しかし、伺った内容については、今までに取り組んできたことがほとんどだと思います。多少、ブラッシュアップもしていくと思われかもしれませんが、大洲市はこれから10年間で10億円とも20億円とも言われる観光振興施策に取り組んで行かれるそうです。プロモーションの金額でも数千万という金額になっていくでしょう。内子町ほっといたら、全部大洲市に観光消費をとられちゃって、またひと昔前みたいに観光のお客さんが通るだけ、お金を落とさない観光地に戻ってしまう懸念もございます。そういったところで、大洲市に良いようにやられないという言葉がちょっと悪いんですけど、一緒になってお客さんをひっぱってきて、観光が産業として成り立つように、消費も増やしていくような施策を、また観光協会を支援していくと言われましたので、具体的にどのような支援を考えられているかお答えできますでしょうか。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 今のご質問でございますけれども、まず、最初に大洲市のことを議員さんおっしゃられましたけど、大洲市がやっている事業っていうのは、議員ご存知のように30年から34年にかけて総額で20億円、古民家を再生していろんな事業をしていく事業です。今回の連携の事業と言いますのは、その大洲市が計画されていた事業に内子町と先ほど言いました、大洲市以外の4社が連携協定を結んでこの事業を進めていくという形になってご

ざいます。なので、実際には内子町も例えば民間事業者で古民家を再生して宿を経営するとか、そういったことが民間事業者が国の補助を得て、あと、補助裏ってというのは金融機関から借りられる資金になりますけど、そういった資金力がある民間事業者であれば、内子町でもそういった古民家の改修なども可能な事業となっております。言われました観光協会への支援についてでございますけれども、内子町の観光協会も今年度一般社団法人化しましたので、いろんな稼げる観光協会目指して、いろんな事業を計画されております。その中で例えば今年度であれば、全国公募された事務局長さんの給与であるとかそういった支援もしておりますので、またそういったあたりでできる支援を考えていきたいと考えております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） 生まれたての一般社団法人内子町観光協会ですので、まだまだ行政との役割分担がどう役割分担していくのか見えてこないところも多々あると思います。きちんと私も入っておりますが、両方で協議して効果的に取り組んでいただければと思います。以上で終わります。

○議長（森永和夫君） 午前中の一般質問はここまでとし、午後1時から再開します。

午前 11時32分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、向井一富議員の発言を許します。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 3番、向井一富です。9月議会にあたりまして、質問通告書に基づき質問させていただきます。

まず、本年6月5日に労働施策総合推進法が改正され、パワハラ対策が法制化されますが、その主な内容と内子町役場内のパワハラ等のハラスメントが発生した時の相談体制の整備等がどのようになっているかお尋ねいたします。また、同じく役場発注事業の請負業者へのパワハラ等のハラスメント防止対策、相談体制等の整備について、発注者としての指導監督されているのかお尋ね致します。現在、各地の労働局に寄せられる労働相談の内容が、解雇に関する案件よりも平成12年度くらいからパワハラ案件がトップに来ているとの事であり、引きこもりの原因も職場でのパワハラが上位に来ているとの事です。尊い働き手を失う事にもなりかねないのでしっかりと対応していただきたいと思い質問させていただきます。

次に、何度も質問しておりますけれども、引きこもり対策についてお尋ね致します。KHJ全国引きこもり家族会連合会の調査によると、40代以上で10年以上引こもっている方の7割は就労経験者でありまして、先程の件と関連している何らかのハラスメントが関連している事が推

測されます。その方たちは仕事についてない事はもちろん、社会からも孤立してしまっている現状があるという事です。先般は、当町でも引きこもりの実態調査を実施していただきまして誠にありがとうございました。その内子町での調査後、国でも40歳から64歳までの実態調査を行いました。その結果61万人の引きこもりがいる事が判明致しました。それ以前に調査している15歳から39歳までの調査を足しますと推計115万人にのぼるということでございます。実際にはその数字は少ないと感じております。家族の恥をさらすようで、正直に答えるには抵抗があるという感情が働いて素直に答えられないという事が現場では多数起こっているのかと思われまます。内子町での調査結果が出ておりますが、その方たちの詳細状況と今後の対応策をお尋ねいたします。最近では、8050問題が顕在化して、事は深刻化しております。早急な対応が必要と考えております。また関連して国でも予算と人をつけて、積極的に取り組もうとしている引きこもりに対するアウトリーチ支援等推進事業の実施についてお尋ね致します。この事業が末端の自治体にどのような形で下りてきてそれに合わせて内子町がどのような形で実施するのかをお尋ねいたします。

次に、2016年1月から始まっているマイナンバーカードの交付ですが、内子町の現状をお尋ね致します。全国的にも交付率が低くて何とか交付率を上げようと、公務員に全員交付するよと通知を出したとの事で新聞報道を見ました。そこで、内子町全体の普及率と、町職員の普及率を教えてください。また、私もマイナンバーカードをもっておりますが、今だかつて使う場面に遭遇した事がございません。マイナンバーを税金の申告の時に使用するくらいです。今後、どのようなスケジュールでどのような利用が進んでいくのかも分かる範囲でお答えいただきたいと思ひます。

続きまして、内子町の農産物への鳥獣被害対策の現状をお聞かせください。実りの秋を迎えて最近特にイノシシ、ハクビシン、カラス等、頻繁に見かけるようになりました。彼らも収穫の秋を熟知しておりまして、今か今かと人間以上に待ち望んでいたことだろうと思ひます。そこで、内子町の鳥獣被害対策の概要をお尋ね致します。今までにもそのことに対してしっかりと取り組んでいただきまして、被害の方も全国的な数字ではありますけれども、5%削減されたという報道もあります。が、先日もある農家から柿の下枝をイノシシに折られて困っている。受益者が2名なので、国の補助金が使えなくて柵が出来ないと話されておりました。また夜のハクビシン対策に困っているとの話もされておりました。まだまだ被害は少なくなったとはいえ、農家の生活の糧が脅かされる現状は続いております。引き続きしっかりと対応をお願いしたく質問させていただきました。

最後に、小学校で必須になるプログラミング教育についてお尋ね致します。コンピュータのプログラミンが小学校で来年の4月から必須化されるということですがなぜ小学校なのか、誰が教えるのか、その目的とどこまでの事業になるのかをお尋ね致します。先んじて実施されております、英語教育、この度のプログラミング教育は、むしろ遅すぎるという感もあります。世の中、横文字が氾濫しておりますし、今はコンピュータ、スマホ等が主流になってきておまして、個人的にはついていけないくらい技術が進んでおります。小さい頃から触れ合っていくということが非常に大切になってくると思ひますので、引き続きしっかりと対応していただきたいと思ひております。以上、総括質問と致します。

- 議長（森永和夫君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。
- 総務課長（山岡敦君） 議長。
- 議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 向井議員の質問に対して私の方からはパワハラ等、ハラスメント問題について。それから3つ目のマイナンバーカード普及につきましてご答弁させていただきます。まず、パワハラ等、ハラスメント問題についてでございます。その一つ目のご質問、労働施策総合推進法の改正内容についてでございます。パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける改正、労働施策総合推進法が、本年5月29日、参院本会議で可決・成立しました。労働施策総合推進法は「長時間労働」「非正規雇用労働者の待遇の改善」「女性や高齢者の就業形態」「育児や介護などと仕事の両立」「中小企業における人手不足」などの問題を解決するとともに、仕事に対する労働者のモチベーション向上や生産効率の改善などを目標とした法律でございます。改正にあたっては、女性活躍推進法などの一括法案として審議されたもので、改正法では、これまで仕事上の指導との線引きが難しいとされてきたパワハラ等の定義を明らかにするとともに、労働者からの相談体制整備など必要な措置を講じるよう事業主に義務付けられました。

次に、二つ目のご質問、内子町役場内のパワハラ等のハラスメント防止対策についてです。内子町においては、平成29年8月に、内子町の人事行政の公正の確保、職員の利益の保護、職員の能率の発揮及び職員が個人としての人権を相互に尊重し、快適に働ける職場環境づくりを目的といたしました「内子町職員のハラスメント防止等に関する要綱」を制定致しました。併せて、平成29年8月25日には、全職員を対象としたハラスメント研修を実施したところでございます。この要綱では、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティーハラスメント、モラルハラスメントなど職場内で発生しうる様々なハラスメント問題に対応するために、職員の責務や研修会の開催、相談窓口の設置などを規定しております。また、苦情相談があった場合には、苦情処理委員会を設置することとしており、事実関係の調査や対応措置の審議などを行い、必要な指導や助言を行うこととしております。

最後に、三つ目のご質問、内子町が公共事業を発注している請負業者に対してパワハラ等のハラスメント防止に関する指導監督を行っているかということにつきましては、特に行ってございません。各業者におきましては、改正労働施策総合推進法の規定に則り、職場内のハラスメント防止に務めて頂きたいと考えてございます。続きまして、3つ目のマイナンバーカードの交付につきましてです。マイナンバーカードの内子町の交付率でございますが、6月末現在で1,566件、割合に致しまして9.25%でございます。ちなみに、全国の交付率は、約13.52%。愛媛県の交付率は、約10.72%でございます。職員の取得者は、同じく6月末現在で230人中40人、取得率は17.39%でございます。なお、職員とその扶養家族につきましては、令和3年3月に予定されているマイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始を前に、現在その取得を強く促しているところでございます。今後急速に取得率は向上するものと考えております。

次に、今後想定されるカードの利用用途ですが、先ほど申しました健康保険証としての利用の

ほかに、来年度はマイナンバーカードを活用した消費活性化策が予定されております。これは、消費税引き上げに伴う駆け込み・反動減に対応して、消費活性化のために実施される施策で、一定期間の措置として、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントへ国がプレミアムポイントを付与し、地域の小売店等で使用できるようにするものでございます。このようにこれまで説明されてきましたけれども、最新の報道によりますと、制度を抜本的に見直して、民間のスマートフォン決済事業者と幅広く連携した全国共通ポイントに変更するようです。この方針は、これまでの国の説明と大きく異なることから、我々としても大変驚いておりますが、今後の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。このほか、5月に成立したデジタル手続法に基づき、今後マイナポータルを利用した電子申請等も進む予定です。また、全国のコンビニエンスストアでマイナンバーカードを利用して住民票等の写し等が取得可能なサービスの導入も進められています。将来的には、イベント会場等へのチケットレス入場、不正転売防止に利用することや、診察券・クレジットカードなど多機能化の推進も検討されているところでございます。私からの答弁は以上とさせていただきます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 私からは2つ目のご質問、ひきこもり対策についてお答えを致します。ひきこもりに関する実態調査につきましては、民生児童委員さんを対象として、平成29年9月に実態調査を行ったところでございます。この調査から高年齢の方のひきこもりが多いこと、また長期にわたりひきこもり状況となっている方が多いことが明らかとなりました。その時点で、医療機関から支援を受けている方はごくわずかでした。ほとんどの方は支援を「支援を受けていない」または「不明」でございました。回答を頂いた民生児童委員さんからは、医療や行政の支援の充実が必要ではないかというようなご意見もいただいております。ひきこもり状態の本人や家族の支援につきましては、保健・医療・福祉が一体的に取り組むことが重要であることは言うまでもありませんが、一方で、本人と家族が孤立した状態では、支援に結び付けていくことが困難であるのもひきこもり問題が抱える大きな課題でございます。今後におきましては、家族や当事者からの相談、またそのサインを見逃さず、民生児童委員や福祉、保健センターでの相談事業を通じ、個別の対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。一方で、ひきこもりに関する相談は地元の役場や関連機関ではなく、愛媛県が設置するひきこもり相談室、愛媛県心と体の健康センターの中にございます。そちらや、保健所のひきこもり相談窓口を利用し、市町への情報提供を相談者が望まれないとそういう方が多いことから、保健所との連携にも限界があるということが課題となっておりますし、現状でございます。

ひきこもり対策のアウトリーチ支援でございますけれども、愛媛県では保健所ごとに「ひきこもり相談室」を先ほども言いました、設置をしております。随時相談を受付けており、市町の保健師も参加する事例検討会やケース会議により具体的な支援について協議を行い、必要であれば個別に訪問を行うなどの支援を行っているところでございます。またひきこもり当事者の会や親の会を定期的に開催し、支援者向けの研修会も年に1回程度実施しているところでございます。内子町ではご家族からの相談、特定健診でのうつスクリーニングをきっかけとしたアプローチなど、件数

はごく限られておりますけれども、家族からのサインを見逃さず、アプローチを行ってきただころです。今後もあらゆる機会を通じ、本人や家族を支援する体制があること、保健所の常設相談窓口や、町が実施するところの相談日の利用などを紹介するなどして、支援の足掛かりやアウトリーチ支援につなげていく取り組みを続けてまいりたいと考えております。以上です。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） それでは私の方から4番目でございます、農作物鳥獣被害対策につきましてお答えをさせていただいたらと思います。

町におきましては、平成29年度「内子町鳥獣被害防止計画」を策定して、捕獲と防除の両面から取り組んでおります。捕獲によって生息数の減少を図りつつ、防護柵などによって被害の減少を図っているところでございます。まず、対策のうち、捕獲につきましては、内山猟友会の協力を得て年間を通した有害鳥獣捕獲活動を行っており、適法に捕獲されたものに対して、鳥獣の種類に応じた奨励金を出すことによって捕獲者の負担軽減を図っております。また、捕獲の担い手となります狩猟免許所持者が、高齢化に伴いまして、免許の更新を行わないなど減少傾向にあることから、新規取得者に対して取得などに係る経費の補助も行っているところでございます。

次に、防除につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策事業などを活用しまして、集落で設置致しますワイヤーメッシュ柵の貸与を行っております。また、それに加えまして、町の単独事業として、個人等で設置する防護柵等の資材の費用につきまして、5万円を上限として2分の1を補助し、それぞれの集落や地域で積極的に防除に取り組んでもらっているところでございます。今後とも猟友会によります捕獲と地域住民の方によります被害防除対策を連携させながら、町内全域で一斉に対策を講じてまいりたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） 私の方からはプログラミング教育について答弁をさせていただきます。まず、小学校で必須化されますプログラミング教育の内容でございますが、これはプログラミング言語の使い方を覚えたり、プログラマーを育成しようというわけではございません。また、「プログラミング」という新しい教科が作られるわけでもありません。でありますので、教科書もありませんし、テストで評価することもあります。算数や理科、総合的な学習の時間など、すでにある教科の中で小学校の教員が行うことになっております。

次に目的でございますけれども、将来、AI、人口知能でございますけれども、の発達によって、今の子ども達がこれから先、予測が難しい時代を生き抜くために、「物事を順序立てて考え、結論を導き出し、実行すること」といった、論理的に考えていく力、プログラミング的思考を養っていくための教育ということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） まず、パワハラの場合ですけれども、パワハラという定義の中でこういった事例はどうなのかなということで2点ほど質問させていただきたいと思います。役場の方では先ほどお聞きした通りしっかりと取り組んでおられるということをごさいますして、安心したという感じが致します。業者の方については業者任せということをごさいますので、業者の関係でこういう例があればパワハラと判断できるのかどうかということをごさいますしていただけたらと思います。例えばですが、業務以外でその場面でパワハラを受けた本人の行動を業務の間に上司から強く叱責され、会社を辞めるように言われ、また退職願いを提出するよう、強要された。この事案はパワハラに当たりますか。例えばの話ですので一般論で構いませんのでお答えいただきたいと思ひます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 今のご質問ではなかなか判断が難しい部分もあろうかと思ひますが、今回、パワーハラスメントとして定義されたものを具体的に申しますと、まず優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動によって就業環境を害すること。身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、これがパワハラの場合のごさいますので、それに当てはまるかどうかという判断になってこようかと思ひます。以上です。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 今の質問の事項がかなり具体的に例を挙げたと思ひんですけど、判断はつきにくいということでしょうか、この状況だけでは。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） パワーハラスメントの背景にはいろいろな要素があります。丁寧な聞き取りとかもですね、役場の中でももしそういうことが起きましたら、双方の面談等も行いながら話を聞いての判断になろうかと思ひますので、ただ一方的にどうですかといわれても私の方からは答弁いたしかねるところをごさいますので、ご理解いただけたらと思ひます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） また個別にですね、しっかりとそういうところ調べていったらと思ひますので、お知恵を借りたらと思ひますので、よろしくお願ひ致します。

続きまして、引きこもりの関係なんですけど、先ほどから申しておりますとおり、現在大きく問題視されている8050問題なんですけど、これは町外の方のお話だったんですけど、自分の知り合いのお母さんが80歳くらいで息子さんがやはり50歳くらいのお子さんがおられまして、引きこもって20年くらいになる。私の蓄えもなくなり、自分の年金だけの生活で生活が本当に困窮しているということでございまして。子どもに困っているから仕事をするようにと話すと、怒り出すし、役所に相談したら、それはお母さんの育て方が悪い、なんでここまで放置していたのと言われたので、もう相談に行く気もしなくなりましたと嘆かれておりました。内子町ではそういう対応はありますか、ありませんか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 対応の中でしつけとか育て方が悪いというようなお答えをした事例はこの数年間調査を致しましたがございません。以上です。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） ある方はこれと同じような相談でお母さんの問題は、高齢者の部署だと思うんですけど、この部署、息子さんの問題は就労支援か何かの部署だと思うんですけど、この部署と、相談窓口のたらいまわしに近いようなことで説明されたと言われました。先ほども一本化という話も出ておりましたけれども、相談窓口の一本化ということも子どもさんも引きこもっておられるようですので、なかなかそちらの方に相談に行くということが課長からも相談にきにくいという現状があるということで説明を受けておりますので、相談に行きにくいんだろうと思うんです。一本化で両方の問題を制度的に分かれている問題を一本化でなんとか解決に結びつけるような手立てはないものかと思ひ、質問をさせていただきました。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 主に精神的な問題も含まれますので主には保健センターが窓口になるかと思ひます。ですが、保健福祉課の窓口にいらっしゃる方もいらっしゃいますのでたらいまわしをすることなく、しっかりと対応した職員がご説明を申し上げ、ご理解いただけるように努めて参りたいと思ひます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 続きまして、マイナンバーカードですけど、自治体ポイントとか、現実にも使われる自治体もあると思ひますけれども、以前から申しております、健康マイレージとか、そういう独自のポイントをマイレージで使うというような流れはできないもののでしょうか。マイレージ制度も一緒に立ち上げという形にはなるかと思ひますが、そういう使い方はできますか、できませんか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 今のマイレージとして使うということにつきましては技術的には可能でございます。その他にも身分証明書でありますとか、自治体でいろいろな利用証に使うとかお薬手帳にも使っていこうとかいろいろ計画的なものは考えられると思ひますけど、まずはこの制度で一番大事なのは、マイナンバーカードが全町民に普及されて初めて皆さんが恩恵を共有できるということでございますので、まず当町の取り組みとしては、できるだけマイナンバーカードの普及に努めてそれからのことにつきましては、状況を見ながらいろいろな活用方法があるかどうかということにつきまして、探っていきたいというふうに考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 実際、普及率が悪いということでございまして、なかなか使った制度が進まないという原因の中にマイナンバーカードが普及してないということの原因もあるんじゃないかと思うんです。ちょっとショックだったのは、内子町役場すべてにおいて優秀な職員さんが揃っておられてですね、何を聞いても適格に国の制度も取り入れられているという現状がある中で、17.3%という低い交付率、なかなか率先して進める側がこういう状態では、なかなか進まなかったのではないかなと思うんです。進まなかったことに対してのお考えをしっかりとお聞かせ下さい。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 率先して自治体職員が取得をしていくということにつきましては今後進めて参りたいと思いますし、これまでの少なかったことにつきましてはですね、我々も反省の立場にたってこれから推進していきたいというふうに考えております。なによりカードを使える場面を増やすことでカードの普及も図れるのではないかというふうに考えますので、そういう制度面につきましてもですね、我々はしっかりと前を見据えて取り組んで参りたいと思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） これからはいろんな制度出来上がってくると役場の職員も含めてマイナンバーカードの交付が一気に進むんじゃないかなと思います。保険証なんか利用できるということになるとかなりの利用がいつぱいに出てくるのではと、80%強の交付が見込まれるんじゃないかなと思うんですが現場の方は、混乱することはないんでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） ご質問のとおり、そうとう混雑することが予想されます。なので、カード取得につきましては平準化が必要だろうと考えておまして、まずは我々職員が率先してカードを取得、それから順次、町民の皆さまにもいろいろな場面でカード取得に対してPRを行っていくということで制度が始まる直前になって、駆け込みっていうのは、当然カードの発行業務自体も間に合わないということになりますし、制度が始まってカードが必要なのにカードが手元にないということは本末転倒でございまして、そうならないような取り組みが必要だろうと考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 最後に、鳥獣害被害対策の関係ですけど、国がやられております対策が集団での対策が3人以上ということになっておりますけれども、現在、隣の人が廃作されとって、うちともう一軒しかないんですよ、面積がかなり広いんで、個人ではできにくいんですけど、国の補助金を3人から2人にしてもらおうよになんとかかならんでしょうかねという方もおいでなんですけど、そういうことを国の方へ地方からの声としてあげていただくわけにはいかないでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 国の補助要件につきましては、議員ご報告の通りでございます。一応、3戸以上というのが国庫補助の要件ということになっております。それ以外では先ほど申し上げました町単というところで2分の1の資材補助ということで一応、毎年申請は可能だということになっております。補助事業への改正要望ということでございますが、こちらについてはまた対応ございましたらその辺、町の要望として提言をしていきたいというふうに思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） たぶん鶴川だったと思うんですけど、大型柵を利用してスマートフォンにイノシシの進入状況が瞬時に把握できて、イノシシを確保できると。大きいですから大量に何頭も確保できるという事業をやっておると思うんですけど、その少し内容を話してもらったらと思うんですけど。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） これについては今の防犯カメラと申しますか、カメラを備え付けてその中で捕獲の状況によって、入り口が自動で落とせるというふうなものでございます。カメラにつきましては、今、町の方でも管理をしておりますので、お貸しをするというふうなことは可能かなというふうに思います。ただ、現状としまして今のITを使った捕獲というふうなところはなかなか全域的には広がっていないという状況でございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 今のところその1カ所だけでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 今のところ1カ所というふうに聞いております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 猟友会の皆さんには本当に苦勞をかけて鳥獣害駆除を図っていただいております。特に責任役員さんの方には写真を撮りに行ったり、農作業の合間を縫っていかないといけないご苦勞をかけております。その取れたものがですね、なかなか処分ができないんだろうかなと思います。そういった意味で各地でジビエの利用という施設ができておるようですが、内子町ではそういう考えはもたれてないのでしょうか。先ほど、同僚議員からもアイデアをいただいたんですけど、ジビエの料理だけじゃなくて肥料にも使われておるところがある。また、動物園の餌等にも使われておるというふうなことも伺っております。そういうジビエを中心にした利用促進と申しますか、そういうアイデアはお持ちではないのでしょうか。分かる範囲でお答えください。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 処理加工施設につきましては、県内の自治体においては現在、西予市の野村町、それから上島町、それから松山市、大三島というところで現在、整備をしております。施設の整備にあたっては採算性というところがまず重要になるかというふうに考えております。また、供給と品質の安定というところではやはり捕獲する時期によって肉質が変わるというふうなことで、単純に料理というふうなところでは量を確保しないとなかなか消費拡大に向けての活動ができないというところで、小さいところ1カ所だけではなかなか加工処理施設というところだけではしにくいというふうな現状があるかというふうに思います。こちらについては猟友会の方ともお話をさせていただいてジビエの利用につきましては、検討させていただきましたが、解体に伴います従事者の確保、それから、そういうふうな捕獲時期の問題というふうなところで継続協議事項ということで、今なっている状況でございます。議員言われたように、肥料化であったり、そういうふうなことが近年報告されておりますので、こちらの方も猟友会の方とお話をしながら、絶対量が確保できるのかというふうなところで協議してまいりたいというふうに思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 補助事業、国も役所も一生懸命やっただいておられます。見えてこないのが農協さんが事業に金銭的な支援をどのようにかかわっておられるのかと分かっておれば教えていただきたらと思うんですけど。分からなかったらけっこうですけど。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） これについてはJAの方と町の事業の紹介というところで資材の補助をおこなっているところの周知はさせていただいておりますが、補助につきましては、上乘せ補助というものが出ているかどうかいうところまでは申し訳ございません。把握できておりません。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 農協の補助なんですけど先ほど言いました大型の柵で100万くらいする大きな柵を50万農協が補助するというふうな形をとっておられるところもありますので、やはり一番の関係性が大きい農協に補助のお願いもですね、セットでできたらですね、町の方からもとっていただきたいと思うんですけど、いろんな意味で農家を守っていただく施策はしっかりとっていただいておりますけれども、さらに一歩踏み込んだ施策をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 次に、下野安彦議員の発言を許します。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 11番、下野です。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 先月の8月23日の新聞報道によりますと、企業の健康保険組合で構

成する健康保険組合連合会は、22日に医療機関で処方される市販薬と同じ成分の花粉症治療薬について医療保険の適応から除外し、全額自己負担にすべきだという提言をとりまとめた。財政悪化への対応策と位置づけ、最大で年600億円程度の医療費削減効果があると試算。2020年度診療報酬改定に向け、今年の秋から本格化する中央社会保険医療協議会に提起するというものでありました。私はこの記事を読んでこれからは、内子のじゃばらだと感じました。じゃばら加工品には花粉症にも大変よいというふうに聞いているので、チャンスではないかというふうに捉えて内子産じゃばらの生産、商品開発、加工販売について質問をしたいと思います。「地方を活性化したい」「特別有名な観光資源も無いが、観光誘客に繋げたい」「商品開発や、それに伴う加工所ができることにより、若者の雇用にも繋がり人工流出に歯止めがかけられれば一石二鳥だ」等々、1次産業が衰退する中、特別な地場産業が無い地方の自治体にとって「特産品の開発の成功」は地方自治体が生き残るための鍵の一つではないでしょうか。ただ、どこの自治体も誰もが成功するとは限らないのが特産品であります。その要因は、商品開発力がなく、生産者側の都合だけで開発に取り組むからだとも言われています。地域の資源を見直し、魅力化をはかることで成功している事例は町長もご存じの通り多数あります。徳島県上勝町の葉っぱビジネスに、高知県馬路村の柚子関連の商品、これまで見過ごされていたものにも着目し、風土色豊かな特産品をいかに活用していくかが地域活性のカギとなります。「太陽のタマゴ」で知られる宮崎県のマンゴーは、1984年にJA職員が沖縄でマンゴーを知り、持ち帰ったのが始まりといわれています。東国原知事が就任するまでの2007年以前までは宮崎マンゴーはどちらかと言えばマイナーな存在でしたが、今ではすっかり高級フルーツとして定着しているようです。最上級のものなら1個1万円は下らない高級果物ですが、ギフトを中心に大ヒットし、今や人気も知名度も全国区となっているようです。しかし、沖縄から苗木を持ち帰ったものの、当初は知名度の低いマンゴーを育てる農家は少なく、育成も一筋縄にはいかず、失敗を繰り返した過去があったとは、普及推進に携わられているJAの経済連のマーケティング課長さんの話であります。その後少しずつ栽培農家が増え、研究を積み重ねた結果、1998年に「太陽のタマゴ」が誕生したのだそうです。「太陽のタマゴ」は、厳しい基準をクリアしたものだけに与えられるブランド名で、糖度や大きさなど選り抜かれたアスリートマンゴーと言われています。こうして生まれた新ブランド「太陽のタマゴ」は、まず県民に向けて発信され、県内各地の小売店での試食会や即売会を通じて、生産者や関係者が県民と直接触れ合いながら、新ブランドを広める動きを徹底したということでもあります。「最初から県外へ売り込んだのではなく、まずは県民の方々に知ってもらって好きになってもらうことが先決だ。今でこそ、東京や大阪など県外の販売ウエイトは大きくなっているが、当初は県内での販売がほとんどで、県内の方が県外へのギフトに利用するというので、一つの大きな販路を確立できた。まず地元から広がっていったというのが「太陽のタマゴ」の最大の強みだ」と担当されたJAの課長さんの話であります。また、上島町の岩城島では「青いレモンの島」というフレーズで村おこしを行っています。レモンは黄色というイメージを一新することでブランド化を進め、皮まで食べられる安全な国産レモンとして注目を浴びたようです。青いレモンの収穫は10月から12月までの約3カ月間。日本国内であれば収穫の翌日には届けることができるという鮮度へのこだわりも、「青いレモン」の売りになっているようです。岩城島のレモンの特徴であるまろやかな酸味を生かしたドリンクや各種スイーツ、ジャムなど、さまざまなアイ

デアで商品化が進められており、レモンを飼料として育てたレモンポークの井ぶりや、岩城島の給食で大人気の揚げささみのレモン煮など、青いレモンを使ったレシピを公開して展開を広げておられます。また、他県出身者も多数働いており、Iターンの受け入れ体制にも各所から注目が集まっているということです。さて、9月定例議会一般質問ですが、内子町の商品開発や加工販売について次の質問をします。

まず、平成17年頃から基礎作物だった葉タバコに代わり、新たな農産物の栽培ということでじゃばら生産に力を入れてきた内子町であります。じゃばらの木も年々大きくなります。樹齢の経過とともに自ずと収穫量も増えて、よって生産過剰となり販売とのバランスがとれず、加工・販売に苦慮していると聞くのですが、現在の栽培農家数や収穫量、受け入れ態勢はどのように推移しているか質問を致します。

2番目に町とからりが連携するという事で、町内での栽培が始まったと思うのですが、現在、加工品の開発や販売は、からり任せになってはいないか。行政としてどのように取り組まれているか、支援の計画はどのようにされるのかお尋ね致します。

3番目に、抗アレルギー作用が期待される成分が多く、花粉症に効くと言われるじゃばらであります。先ほど述べた宮崎県のマンゴー「太陽のタマゴ」は、県民にとって我が子のような存在になっていると言われております。県民が自ら贈答用に利用されたことにより販売経路が広がった様に、じゃばら関連商品もまず町民が健康面でプラスになることを知っていただき、特産品として町外だけでなく町内のみなさんにも理解と協力を求めて、じゃばらの加工品や商品を率先して利用促進していただくことも町づくりのひとつの方法ではないかと思うのが、町長はどう考えておられるのか質問を致します。

続いての質問ですけれども、これもからりの関係のじゃばらの加工する場所でございますので、似たような質問ですが、内子町農林水産物処理加工施設についてでございます。この施設が設立された当時は、カット野菜の加工ということで、我々議会の方にも報告を受けて立ち上げたと思っております。内子町農林水産物処理加工施設、研修に行きますと多くのすばらしい機材が据え付けてありました。現在はこの機材、どのように利用されておられるのか質問を致します。

○議長（森永和夫君） 只今の下野安彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） それでは、私の方からまず一番目のご質問でございます。じゃばらの栽培農家数、それから収穫量、受け入れ態勢につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。じゃばらの栽培につきましては、平成18年頃から平成23年にかけて、果樹栽培の経験がございます27戸の農家が5.6haほどの園地でじゃばらの栽培に取り組んでおりましたが、現在の農家数は、30年度末で19戸でございます。

次に、収穫量でございますが、収穫初年の23年度には約3.8t程度でございましたが、平成29年産は豊作の影響もありまして、約34.8tと前年度と比べましても2倍の収穫量となっております。

次に、受け入れの状況でございますが、29年度までは規格に合うものにつきましては、全量

買い取りをさせていただいておりましたが、29年度豊作の反動で、過剰な在庫を抱えることが予想されることから、生産者の方に協力いただいて、30年度は14.5tの買取ということで調整をさせていただいておるところでございます。

次に2番目でございます。じゃばらの生産、商品開発や加工品の販売というところの町としての取り組みにつきまして報告をさせていただいたらと思います。商品開発では、収穫が始まりました23年度から各種補助事業を活用致しまして、じゃばら商品を開発したほか、搾汁機、それから果皮の乾燥機を導入し、廃棄されておりました果皮のパウダー化やドライフルーツ化など、搾汁だけではなく、加工品としても商品開発を行っておるところでございます。その後、会社で商品の改良や開発が進められ、現在ではドレッシングや麺つゆなど30種類を超える商品を取り扱っている状況でございます。産地特化の取り組みでは、平成28年4月、「じゃから」の名前で、内子産じゃばらの商標登録を行い、ブランド化を進めておるところでございます。販売につきましては、首都圏、関西圏、海外におきまして、からりと連携して販売促進を進めており、首都圏及び関西圏におきましては、飲食店を中心に、主にじゃばら果汁の営業を進めており、現在、数店舗ではございますが、愛媛ゆかりのある飲食店等での取り扱いを頂いております。また、3年前からは、大阪に本社のある大手飲食チェーン店経営の企業から、ハイボール・サワー・スカッシュなどの割り材の原料としてじゃばら果汁を使用いただいております。直近では先月8月に、これも東京に本社のある大手飲食チェーン店経営の企業からも同様な取り扱いを頂いております。海外におきましては、昨年からは台湾の高級スーパーにおきまして、愛媛物産展が開催され、じゃからサイダー、ピールなど5品目の輸出販売が始まっているところでございます。新たな販路として期待しており、引き続きからりと連携し販売促進に努めてまいりたいというふうに思います。

次に、2番目でございます。農林水産物加工処理施設の利用状況につきましてご報告させていただきたいと思っております。内子町産の農作物は安全で安心な作物として、生鮮野菜・果樹として供給されており、市場価格の変動を受けやすく、また、供給期間の短い状況でございます。一方で、消費者からは、手づくりによる本物の加工食品を求める声や一次処理した加工品のニーズがあり、地産地消の推進拠点と農産物の付加価値化のために、加工食品の研究・総合的な加工施設が望まれておりました。そのため、平成19年、農林産物加工処理施設を建設し、あわせて、スライサーや回転釜など加工用機材を整備してございます。施設整備後になります。同年11月から、直売所施設とともに、加工施設も指定管理施設として「株式会社内子フレッシュパークからり」に管理を委任しているところでございます。加工場は、おっしゃられましたように、当初、惣菜などの加工品の製造やシャーベットの一次加工などを行っておりましたが、会社独自の商品開発のために、年次、補助事業などを活用しながら、必要な機材を整備し、現在は、トマト、もち麦、じゃばら、よもぎなどを加工生産しております。会社独自の商品開発、また販売重点商品の転換などによりまして、当初整備いたしました機器類の一部に使用されていないものもございまして、活用できるものは引き続き活用しながら、営業方針に沿った機材の整備を進めていきたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 下野議員に私の方からお答えをします。じゃばら商品の町民利用の促進を図るよう更なる取り組みをすべきではないかというご質問につきまして、私の方からお答えをしたいと思います。大切なご指摘だと私は受け止めております。商品につきましては、会社と一緒に果汁と皮を利用した商品の販路拡大に向けて取り組んでいるところでございますが、町内では、特にじゃばら飲料を町内27店舗でご利用頂いているほか、他の商品についてもアピールしているところでございます。しかし一方で、議員のご質問にもありましたように、特に健康面でプラスになることへの商品開発が一番大きなインパクトがあるだろうというふうに私たちも考えておまして、ただ、これは薬事法との関わりがございまして、「じゃばらに含まれるナリルチン成分が花粉症などへの効果があるという研究成果が報じられている」という間接表現でしかできないというのが現状でございます。一番効果的なのは、大学等での臨床研究の他、研究の成果あるいは、学会等での発表、そういった裏付けがあれば、より強いインパクトで打ち出せるのではないかと考えております。そうしたことから、現在東京にある企業と大学と内子町で連携して取り組もうということで、研究協議をしているというところであります。行政として中長期的な対応も視野に入れて対応していかなければならないというふうに考えているところですが、一方でご指摘のように町内でも広がるように各企業等と連携しながら可能なところから手をうっていくことも積極的にやっていきたいというふうに思っております。答弁とさせていただきます。以上でございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 町長の方から直接、住民に理解いただくようなことも大事だということとは認めていただきました。町長言われた中で病院とか根拠のあることは表現できないということだったんですけど、明日から始まる中で、株式会社フレッシュパークからり等の経営状況を説明する書類の中には、先ほどの花粉だけでなく、成分が認知症の予防にも効果があると研究結果が報告されている表現もされているんですけど、どこまでの研究調査というのは、たぶんなかなか言えないかもしれないですけども、もし言える程度があるのならば、どの程度まで、例えばじゃばらの花粉症に対することとか、認知症に関することもですけど、もし言えることがあるようでしたら、答弁をお願いしたいと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） まだ具体的などころまではこの場ではお答えできないんですけど、認知症については、ある大学ではラットの段階では結果が出ていると。あとは臨床にどうもっていくかと。その臨床は、厚労省の認可が出ないと臨床にもっていけない、今そこのところまで来て、そこをどういうふうに突破するかと、企業と大学と内子町で今、そこの協議を進めているというところでございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） こういうことはなかなか言えないところがあると思うんですけど、先

ほど私、冒頭で言いましたように、医療費の問題で今後花粉症に対する保険が適用外とかいうふうになると、こんな言い方はしたらいけないんですけど、今の間にじゃばらでそういう商品を住民の方に利用されて、花粉症の人じゃないといけないと思うんですけど、花粉症と医師から診断されて大変苦労しているんですよという方は、どんどんと今からそういう対応をされるような運動を行政としてやられるべきではないかと思うんですけども、ぜひとも調査研究を進めていただいて、取り組んでいただきたらと思います。じゃばらの生産販売や販路については、担当課長から説明を受けました。私2014年の広報をコピーしてきておるんですけど、その時もなぜじゃばらというのが内子の特産品にしようという形になったかというのは、当時の農村支援センター長が葉タバコに変わるの、じゃばらだということを進めたんだと、じゃばら特集が載っております。その後、しばらくすると別の農村支援センター長が登場してきて、23年度の生産量は1.5トンで24年度は約3トン。今の樹齢が大きくなる時ですね、8年後には約60トンになる見込み。8年後ということは今年、31年、今年が60トンになるだろうというふうに当ても農村支援センター長は、樹齢が大きくなったらそれだけの生産量が増えるのはちゃんとされていたのに、現在話を聞きますと豊作だったため、次の年はちょっと14.5トンしか受け入れなかったということなんですけど、生産された方はそれだけできて、半分も満たないものしか加工にしなかったということはその残りはどうされたんでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） まず、からの在庫でございますが、先ほど言いましたように豊作ということがございましたが、それ以前でございます、平成27年度から搾汁については若干在庫が余るというふうな状況でございました。そのために、平成29年、34トンというふうなことで豊作になったというところで、27年度からの累計を在庫として抱えるということは、なかなか会社として営業が出来ないということで、調整をかけさせていただいたというところでございます。からのの方が買い取りをしない部分につきましては、申し訳ありませんが、農家さんの方で処分をいただいたというふうに思います。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） それだけからも加工、いろいろ調査研究されて、努力はされているけどこれ以上は無理だということだったんだろうと思うんですが、私が言いたいのは、当時このように農村支援センターに携わっているセンター長が何年後にはこれだけのトン数できるよというふうな見込みをちゃんと読まれているということですね。ですから、その頃に向けて多数の補助制度を受けながら、新しい商品を開発し販売開発に力を注ぎますというふうに、せっかくここまで先を見通されていたということなんですよね。でもそれが現在このように生産は頑張っ内子の特産品にしようということで決めたのに、結局作っても半分に満たないものしか加工されなかったり、それがどこかで売ればいいですけど、生産された方に目をつぶってどうにかされているんでしょうというの、やはり内子町として行政が特産品にしよう決めたのに、それじゃあ葉タバコに変わって生産された農家というのは販路が見えない。ですから販路も自分で開拓しなさいと言うたってなかなか難しいと思うんですよ。こういった特産品については、当時は農村

支援センター長がこれだということだったんですけど、町長にお尋ねしたいのは、例えばこの自治体もそうだと思うんですけど、町長に立候補されて選挙をして、私はこういう特産品にして立候補しますというんじゃないんですけど、政策会議があって課長なり支援センター長が葉タバコに変わるものはこれだというのはどういうふうに決めておられるのですか。じゃばらになった経緯というのもついでに聞かせていただきたいんですけど。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 当時、葉タバコがああいう状況でございましたから、それに代わるものということでじゃばらであったら和歌山県の北山村ですかね、でおもしろい取り組みをされていると。それは多様な加工ができるということ。それから1回植えておけば、それは永年木ですから量が増えてくるだろうというふうなこと等があって、これはいいんじゃないかというふうに判断したと思うんですね。一番は多様な加工ができるということは果汁も使える、皮も使えるということなんですけど、今、ドリンク剤は果汁が原料ですね。ピールは皮のところなんです。これは大きくなった成熟した部分です。ところが健康で使うというのは、ナリルチンという成分は実は青果の所が一番成分が多いんです。だいたい約20%くらいあるんです。大きくなった奴は5%くらいしかないんです。ですから、健康面でサプリメントとして使うということであれば、青い段階でとると。これが大量に出してたら全部青い段階で全部取ってしまわないといけない。そうすると今までドリンクで提供していた居酒屋さんで出していたものは、これはちょっと待って下さいねと言わざるを得ない状態が起こるかもしれないということですから、商品と生産量と加工の割合をどういうふうにバランスをとっていくか。バランスがとれなくて、もし健康な方に全部特化していくということだったら、その裏付けをしっかりとって青い段階から全部取っていくようにするのか。今、その模索をやっていく段階にさしかかっているのではないかなと思っております。細かい話で申し訳ないんですけど、そういう状況です。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） そこらは十二分に調査していただいて言われるように、数年前から60トンは見込んでいるのだからその中で、この部分は果汁にするとか、この分は青い時に摘果してそういう成分にする。それらも各農家の生産していただく方にお宅の20%は先取りしますよとか、あと40%は加工品に回しますとかいう、それらの販路のことを考えた中での難しいんでしょうけれども、これは十分に考えていかないと特産品というのはつながってくるのではないかなと思っております。あと、先ほどの答弁の中で、課長が言われた常にずっと産業課の方でもずっと取り組んで大阪や東京に新しく商品として使ってもらったり、スカッシュの材料にしていると思うんですけど、からの営業部と行政側とがすぐに分らんかもしれないんですけど、金額的にどの程度のウエイトで販路の金額でいうたら営業がされているというのが把握できますか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） ご質問の件でございますが、おのおの独自の営業成果というふう

な数字までは申し訳ございません。把握できておりません。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） あくまでもスタートした時点が行政と第3セクのからりと一緒にやってまいろうというのが始まりなんで、からりが指定管理したからそこだけで、やらすのではなく、常に特産品として、やっていくように決めたんですから、先ほど言いましたように、住民も理解をして利用促進に向けて協力もせんといけんと思いますし、先ほどの飲料組合なんかでも私思いますけど、熊本、鹿児島なら酒といえば芋焼酎。沖縄だったら酒といたら泡盛が出てくるというふうに、例えば内子の飲料組合でそういったものを言うと、内子はこれが当然ですよとじゃからのサイダー割がでてくるとかいう、それくらい住民がそういう気持ちを持ってくれたらと思います。例えば、「かんきつのジュースで、ジュース下さい」といったら、「オレンジジュースですか、何にしますか」というけど、「内子でジュースというたら、じゃからのサイダーです。内子でジュースといたらこれだけなんですよ」とかそういうふうな風潮になるくらいの気持ちをもっていかなければ、なかなか先ほどの宮崎のマンゴーではないですけど、贈答用に送っていたら自然に住民が宣伝していった結果がこういうふうになったということではございますので、そういう取りくみが大事なのかなと思っております。また、町長の答弁の中で北山村ですかね、そこらの取り組みを読みますと、住民に対する健康調査等も取り組んでおられるんですけど、そういったこともここにも広報に書いてあるんですけど、一人一人の声が町の特産品を育てるということとそういったモニター販売を開始しますということになっておるんですよ。じゃばら酒と同じく30%のじゃばらドリンクのモニター販売を行っています。期間は花粉症のピークが過ぎる4月末までです。他の加工品も近日中にモニター販売を開始する予定です。その後、アンケートを元にさらに改良を加え、一日も早い正式販売を目指しますということとなっているんですけど、やはりこういった結果というのは過去のことなんですけど、課長の方では把握されていますか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 申し訳ございません。把握はできておりません。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） じゃからについては、そういうことも含めて町長を先頭としてまた推進して花粉症対策につながるようにやっていただいたらと思います。

あと農産加工場についてなんですが、課長の説明でほとんどわかったんですけど、この施設自体がこういうものに対しての補助金があるから、とりあえず建てようという形がどうも先走ってやってしまっているところが多いと思うんですけど、今後の取り組みについて農産加工部としては、じゃばら商品の販売の強化を図るとか、衛生管理や品質管理を徹底し、無事故で営業する。これはどこでも事故があったらいけませんので。あと3番に在庫の管理や在庫調整をして適時適正な在庫を目指すとなっているんですけど、加工場についての先ほどの機材とか加工場自体の利用についての前向きな取り組みというのがちょっと見えてないようなんですけど、特別今のとこ

ろないということなんですか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） これにつきましては、からりの方の営業商品というふうなところで、特に重点をおくものというふうなところで、今のじゃばらであったり、トマト、それからもち麦、よもぎというふうなところに販売に力を入れるというところで、そこに重きをおいて加工施設ということで利用をしておるというところでございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） じゃばら関係の商品はかなり使っていただいていると思うんですけど全然動いてない機械の割合は分かるものですか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） これにつきましては、会社の方にも確認は致しましたが、割合的には分からないということでもございましたのでご理解賜ったらと思います。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） これからも一生懸命研究調査していただいて、住民にも呼び掛けていただいて加工施設もどんどん使って、「内子にはじゃばらよ」というふうに言われるようなまちづくりを目指して課長やセンター長が変わるたびに内容が変わってはいけませんので、ぜひともそこらを推進していただき、質問を終わります。

○議長（森永和夫君） ここで暫時休憩をします。14時30分から再開します。

午後 2時16分 休憩

---

午後 2時30分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

午前中の大西議員の一般質問に対し、間違った答弁を行っており、訂正したい旨の申出がありました。これを許可し、理事者の再答弁を許します。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 失礼します。午前中の大西議員のご質問に対しまして、トビムシの経営参画の説明と成果ということで、トビムシ役員を社外取締役と報告いたしましたが、取締役の誤りでございましたので、ここに訂正させていただいたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森永和夫君） ただ今の答弁に対し、大西議員の再質問を許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） 次に、関根律之議員の発言を許します。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 2番、関根律之です。それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。2つありまして、1つ目は、幼児教育無償化に対応する保育園の課題です。（1）10月からの幼児教育無償化により、保護者にとって3歳児以降の保育園がより一層利用しやすくなります。一方で来春からの保育園希望者が増える可能性や、町外でも保育士のニーズが高まり町内から若い保育士の流出も考えられ、保育士不足が加速することが考えられます。保育士不足は、保育士が一人当たりでみる子どもの数が多くならざるを得ない状況を招き、保育士の負担が増えるだけでなく、保育の質の低下も懸念される場所でもあります。保育士確保のために、町独自で検討されていることはあるでしょうか。近隣市町と比べて、内子町の保育士の処遇の水準についてどのように認識されておりますでしょうか。

（2）保育園では一人一人に新たに副食材料費の請求書を出す業務が発生し、免除対象者には請求しないなど複雑な対応が求められます。説明、請求、徴収管理などの負担が、新たに保育所や保育士にかかってくることになり、長時間・過密労働に拍車をかけることが懸念されます。事務負担軽減のため、行政による新たな支援や人員配置は検討できないでしょうか。

2番目に高校生年齢の子育て支援についてです。全国すべての自治体が実施している子どもの医療費助成制度の拡充が年々進んでおり、厚生労働省の2018年度調査で、高校卒業まで助成している市区町村は、通院・入院ともに全体の3割を超えました。医療費助成を中学卒業までとしている自治体数は2009年では345でしたが、2019年には1007に。同じく高校卒業までとしている自治体は2009年ではわずかに2つでしたが、2019年には541自治体にまで広がっております。県内では鬼北町が高校生までの入院・通院での医療費窓口負担を無料にしています。内子町では中学卒業までの医療費の窓口負担金を無料にしています。子どもが高校生年齢に達すると通学費をはじめ部活動の費用、大学・専門学校等への入学準備金の積み立て等、これまでより一層お金がかかります。にもかかわらず、医療費の支援が打ち切られることで保護者の負担感が大きいという声を多数聞きます。今年度は子ども・子育て支援事業計画の次期計画の策定年度となっておりますが、高校生年齢の子育て支援についても検討する時期にきていると考えます。

（1）高校卒業までの医療費窓口負担を完全無料化した場合、また入院のみを対象とした場合、所得制限を設けた場合など様々な助成段階が考えられますが、実施した場合の予算規模の試算を検討できないでしょうか。

（2）内子町独自での大学等への奨学金制度の利用者の実態について、昨年度募集人数に対して何人の応募があったか。採用決定者の男女別内訳は。

（3）採用要件として奨学金内子町奨学金貸与条例では、優秀な学生または生徒であって経済的理由により就学困難な者に対し、貸与するとあります。採用条件として優先されるのは、保護者の経済状況と成績優秀のどちらでしょうか。採用決定にあたり、基準の透明性はどのように担保されていますでしょうか。

(4)として、高校や大学卒業後、本町に居住し続けて就業した場合の奨学金返済の一部を免除する制度を検討できないでしょうか。以上で、一括質問を終わります。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 私の方からは幼児教育無償化に対応する保育園の課題についてお答えしたいと思います。現在、3歳から5歳児の子どもの保育園、幼稚園の利用者の割合は、全体で96.27%と、ほとんどの子どもさんが保育園又は幼稚園を利用されています。そのことから、無償化による入園児数の増加は限定的ではないかと考えているところでございます。保育士確保対策でございます。現在まで行っております対策も紹介させていただいたと思います。まずは保育士の転職、流出を防ぐため、処遇改善が急務であると考えているところでありまして、これまで実施をしてきた対策と致しましては、保育園の民営化が挙げられます。平成20年度の内子町の保育園に勤務する保育士の正職員の比率は、全体で37%でした。町では雇用の安定化を一気に加速させるため、平成21年度より内子保育園とくるみ保育園を内子町社会福祉協議会へ移管をしました。その後、平成25年に五城保育園、平成28年度に大瀬保育園を内子町社会福祉協議会へ移管し、社会福祉協議会での正規職員化により、現在、社協の正職員比率は73.3%となりました。公立の保育園の正職雇用も順次進めており全体で75%まで増加をしたところでございます。これにより保育士の安定雇用、処遇改善が図られたというふうにご考えております。現在、おこなっております、保育士確保対策と致しましては、愛媛県保育協議会が主催する教育・保育施設の就職・転職説明会へ園長や児童福祉係が出向き、就職希望者へ直接、内子町の保育士求人情報を説明できる機会を設けております。また今年新たな取り組みとしましては、内子町独自で職員募集説明会を2日間、松山市で開催したところでございます。これらにあわせて、保育の日々の事業の中で保育日誌など整備が義務付けられている各種記録の様式の簡素化等などにより、保育士の日々の業務負担軽減にも順次取り組んでいるところでございます。保育士の処遇水準についてでございますが、近隣市町との比較はおこなっているのかというご質問ですが、内子町では近隣市町との比較はおこなっておりません。内閣府が公表している保育士幼稚園教諭の勤続7年目の平均賃金と比較した場合の職員の年間給与額は、ほぼ同額程度となっております。続いて、幼児教育無償化に対応する保育園の課題の中で、保育の無償化により新たに発生する副食費の実費徴収についてでございますが、ご指摘のとおり、現場である保育園の負担が若干増加すると思われれます。内子町社会福祉協議会が運営する保育所につきましては、事務職員雇上加算を受け、社会福祉協議会事務局に1名の保育事務専従の職員が配置されておるところでございます。保育園の経費でありますとか、負担金の請求事務などにあたっております。副食費の徴収事務についても費用の受け取りにつきましては、各園で行うこととなる見込みでございますけれども、それ以外の事務につきましては、専従職員が担当することから、一定程度負担を軽減できると思われておるところでございます。町立のこぼと保育園については、児童福祉係が支援を行うことで、負担が過重とならないようにしてまいりたいと考えております。

続いて、高校生年齢の子育て支援でございます。高校卒業までの医療費の試算でございますけれども、国保の医療費の支出状況をベースとして算出することは可能じゃないかと思っております。私の方からは以上です。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） それでは、私の方からは高校生年齢の子育て支援の（2）大学等への奨学金制度の利用者の実態についてからでございますけれども、平成31年度大学奨学生の募集状況につきましては、内子町奨学資金制度では、募集人数8名に対して応募者数2名、採用2名でございます。性別につきましては、男性2名ということでございます。高畑奨学資金につきましては、募集人数2名に対して応募者無しという状況でございました。

次に、採用条件でございますけれども、奨学金選考委員会規定及び内規によりまして、内子町奨学生選考委員会におきまして、学業成績並びに経済的所得を総合的に判断して決定をさせていただきます。

次に、奨学金返済の一部免除制度についてでございますけれども、既に平成25年度から制度化をしております。大学奨学生が、返還期間中の5年間、引き続き内子町に居住し、町民税の滞納がない場合には、返還額のうち10万円を免除し、最大10年間で20万円の免除を受けることができる制度を創設致しております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） それでは、幼児教育無償化について、保育園の課題ということで丁寧に答弁いただきました。保育士の処遇についても正社員化をはかるということで、一定程度処遇の改善が図られたということがよく分かりました。そして、保育園への利用者の希望が増えるということについても96%以上利用しているので限定的なことなんですけど、ちょっと少し気になる点はいくつかあるんですけど、五十崎幼稚園と、こぼと保育園が認定保育園化になるということで、0歳児から2歳児まで受入枠を増やすという目的だとお聞きしておりますけれども、新たに保育士の募集とかがあるのではないかと思うんですけど、その求人の予定とか人数とかその影響が今の保育士さん、社協さんの保育士さんがそちらに応募する可能性がないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 保育士の募集につきましては、町の広報でお示しした通りでございます。来年度に向けて募集をしたところでございます。社会福祉協議会立の保育園から町立の保育園に向けて保育士の流入があるのではないかとということなんですけどそれは、可能性はあると思います。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 募集人数までは把握してなかったんですけど、社協からの募集、社協です

でに働いている方が認定保育園の方に募集される可能性はあるということですが、その人数などからいって保育士不足全体への影響は限定的というお考えでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 来年度に向けての採用のことをございますので、この場でご説明がしにくい部分がございますので、控えさせていただきたいと思いますが、保育士の確保はいずれにしても町にとりまして最重要課題であります。現在も十分確保できているかと言われますと十分できていないのが現状でございます。これからもしっかり確保対策は進めて参りたいと考えております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） ちょっと蓋をあけてみないと分からないようなところもあると思うので、そのあたりは、丁寧に保育士不足というのは課題だということは十分に認識されているという答弁をお聞きしまして安心したところですけども、これからもですね、10月以降、保育所での質の低下ということがないようにですね、十分にみていただくよう、お願い致しまして、次に移りたいと思います。

副食費材料の請求に関して、保育所での事務負担が増えると認識はされているということで今でも社協さんで専属の事務職員がいらっしゃるということである程度その部分で対応はできるのではないかとということで、対応されているということでその辺は様子を見ながら、またどうしても保育園の負担がかなり大きいということでしたら、随時その辺りまた方策を検討していただければいいということを理解しました。

それからですね、奨学金に関してですけども、私が2年前にも同じような一般質問を2017年の9月議会でたしかしているんですけど、その時は募集も十数名で応募者ももうちょっと多かったのではないかなと思うんですけど、定員が8名で、2名しか応募がなかったということで、2名だけ採用という答弁だったと思うんですけど、ちょっと意外だった気がするんですけど、今の若い人達は、奨学金を利用されている割合が高いということを社会的には報道もされておりますし、一般的に利用されている国では有利子での奨学金が多いというふうにも聞いていました。一方で給付型奨学金も住民税非課税者に対して始まっているというところですけど、そのあたりも含めて応募人数が少ないということについて何か考えられている要因などがありましたら教えてくださいませんか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今のご質問ですけど、今の高校生、奨学金ですけど、ほぼ日本学生支援機構の奨学金を借りられている生徒さんが多いわけですけど、この支援機構の制度につきましては、受付開始、また決定時期が町の奨学金制度より早いというところが一点あるのかなと。そして、また学生支援機構の制度につきましては、借りる奨学金の額を選択できたり、また、返済が仮に困った場合等の保証人を人的保障であったり、期間保障にするかというそういう選択もできるような制度仕組みになっております。それともう一つ考えられますのが、保育士であっ

たり、歯科衛生士等の確保のために、それぞれ組織が奨学金制度等を創設をして卒業した際には、当該職種に赴けば何年か後には、奨学金を免除しますよとそういったふうな奨学金制度の多様化も原因としてあげられるのではないかなというふうに推測をしております。以上です。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 2名という採用でしたけれども、私の聞き方がよくなかったかもしれないですが、2名というのは中学から高校に上がるにあたっての採用奨学生ではないかと受け取ったんですけど、高校から大学生になる方の奨学金制度の利用者っていうのは、今お答えいただけますでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 高校から大学に上がる応募者数ということでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 了解しました。人数が少なかったので採用基準とかどうなのかっていうところの再質問を考えていたんですけど、ちょっと再質問しにくくはなったんですけど、一応、聞いておきます。その辺の透明性ということがですね、やはり町から採用したということで大事ではないかというふうに考えるんですけど、適正に委員会を開いてされているということなんですけど、監査委員さんにお聞きしてみたいんですけど、監査の対象として採用というものをみていただいたとか、見ていただく可能性はあるんでしょうか。

○代表監査員（赤穂英一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 赤穂代表監査委員。

○代表監査員（赤穂英一君） 監査基準を設けておりますので、決算審査、定例監査、例月の出納検査とさまざまな監査、検査がございますので、こういった問題となっております事項とかそういうのは、監査としての項目として取り上げてみることはできるかと考えております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） ちょっと分かりにくかったんですけど、今は監査基準の対象にはなっていないけれども、そういう監査基準の対象ということで決まればそういうことも監査の対象となり得るということで理解でよろしいでしょうか。

○代表監査員（赤穂英一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 赤穂代表監査委員。

○代表監査員（赤穂英一君） 監査の際には行政監査も織り込んでおこなっておりますので、そういった意味合いで、いろんなさまざまな行政されておりますから行政監査の一環としては、項目としてみることはできるかと思えます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 官僚の方でその地位を利用して不正入学等のことも報道されたりしてい

ますので、監査で採用を決定したところも基準に入れてみるということもぜひ検討していただけたらと思います。

それと奨学金返済の一部を免除する制度ということですが、すでにおこなっているという答弁だったんですが、私がお聞きした意味はですね、内子町の奨学金を受け取った人の返済を免除をするということではなくて、一般に日本学生支援機構ですとかそういった方が町内に居住して就業した場合、そういう制度を設けている自治体が、実は2年前私が一般質問した時には宇和島市でやっているということだったんですが、インターネットで調べてみますと、新居浜市や愛南町、伊方町、宇和島市とこの4町が毎年20万円まで上限ですね、それを最大5年間100万円ですとか、60万円総額というような上限がありましたけど、そこまでしてこの事業をやっているところが増えたということなんですけど、これにはやっぱり人口減少対策で定住促進をする必要があるということで、2年前からこれだけ自治体が奨学金返済に対して補助をするということで、増えているんですけど、内子町の定住促進対策を見ますと、うちこんかいのホームページのリニューアルですとか、一定の努力はしているということは、わかるんですけども、なかなか空き家が増えないですとか、いうところが大きいのかなと思うんですけど、なかなか周りの県内の市町に比べて移住者も増えていないのかなという感想も持っています。この奨学金返済の一部を免除する制度というのは、Iターン者だけでなくUターン者を戻す、そういう大きなインセンティブになり得ると思うんですけども、今、制度がある他の市町にですね、効果がどうなのかとかそういうのを調査研究されているのかどうか。ぜひそのあたりを定住促進策として研究していただけたらと思うんですが、そのあたりの考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 今のご質問ですけれども、2年前に関根議員がご質問いただいた時にもご返答したと思うんですけど現在ですね、内子町で奨学金の返還補助金について検討委員会を設けて検討しているところでございます。先ほどのご質問のお答えにも関連するんですけど、奨学金の申し込み件数が少ないというのは、以前にも申しましたかもわかりませんが、奨学金とは別にですね、それぞれの家庭の親御さんの考え方にもよると思うんですけど、大学卒業までは親が面倒みるという考え方のご家庭もあって奨学金じゃなくて金融機関の教育ローンを借りられている方も多くいらっしゃいます。その方の件数っていうのがこれが昨年度調べている件数なんで、今年度と若干数字が違ってきているかもわからないですけど、郵便局の方は個人情報ということで件数とか金額についてはお教えいただけませんでした。伊予銀行の方が、77件で約1億3,000万円。愛媛銀行の方が29件、平均が約92万5,000円となっております。それから愛媛たいき農協の方が34件、平均で236万円となっております。こういった事情もありまして、奨学金返還補助金を検討する場合に、奨学金を借りている人だけじゃなしに、教育ローンをかりている方もいらっしゃいますし、自力でバイトしながら、行かれています方もいらっしゃいます。そういったことも鑑みて公平性を持たせるために、底辺のところまで定住促進であるとかそういった意味合いで町の方から奨学金なり、なんなり、内子町の方に帰ってきて就業した場合には、定額で他の新居浜とか大洲市とかいろんなところで定住促進の補助金を出されていますけど、そういったところを設けてさらに、例えば内子町の企業に就職した場合に、そ

の企業が独自の奨学金補助金、例えば、この会社に入ったうちの会社は200万円は、あなたの奨学金の補助金の免除をしますよというような仕組みづくりというのを今、庁舎内で検討しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 安心しました。定住促進策を町でも考えていただいて、民間の銀行にも調べていただいて。教育ローンを準備されている親御さんもかなりの件数あるということで非常に教育熱心、教育が大事だと考えている方も多んだなという感想も持ちましたけれども、ぜひ定住促進策総合的にですね、考えられているということで、そういった情報も町民の方に早めに情報を出していただいて、みんなで定住促進を盛り上げていけるようにこれからもやっていただきたいというふうに要望致しまして、私の再質問を終わります。以上です。

○議長（森永和夫君） 以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程はすべて終了致しました。

明日4日は、午前10時から本会議を開きます。日程は全議案に対する審議であります。

本日はこれをもって散会致します。

午後 3時03分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

---

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---



令和元年9月第105回内子町議会定例会会議録（第2日）

- 招集年月日 令和元年9月3日（火）  
 ○開会年月日 令和元年9月4日（水）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番	大西啓介君	2番	関根律之君
3番	向井一富君	4番	久保美博君
5番	森永和夫君	6番	菊地幸雄君
7番	泉浩壽君	8番	大木雄君
9番	山本徹君	10番	才野俊夫君
11番	下野安彦君	12番	林博君
13番	山崎正史君	14番	寺岡保君
15番	中田厚寛君		

- 欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	稲本隆壽君	副町長	小野植正久君
総務課長	山岡敦君	住民課長	二宮善徳君
税務課長	吉川博徳君	保健福祉課長	曾根岡伸也君
会計管理者	稲葉勉君	建設デザイン課長	正岡和猶君
町並・地域振興課長	林慎一郎君	産業振興課長	入海孝君
小田支所長	大森豊茂君	環境政策室長	中嶋優治君
政策調整班長	畑野亮一君	上下水道対策班長	上石富一君
危機管理班長	松岡裕樹君		
教育長	山岡晋君	学校教育課長	泉邦彦君
自治・学習課長	黒澤賢治君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第11号）

令和元年9月4日（水）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
 日程第2 議事日程通告

令和元年9月第105回内子町議会定例会

- 日程第 3 報告第10号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 4 報告第11号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 5 報告第12号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 6 報告第13号 健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第14号 資金不足比率の報告について
- 日程第 8 報告第15号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について
- 日程第 9 議認第 6号 平成30年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議認第 7号 平成30年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議認第 8号 平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議認第 9号 平成30年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議認第10号 平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議認第11号 平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第39号 平成30年度内子町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第16 議認第12号 平成30年度内子町水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 議案第40号 平成30年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第18 議認第13号 平成30年度内子町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 議案第41号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第20 議案第42号 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第44号 内子町へき地保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第45号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第46号 内子町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について
- 日程第25 議案第47号 内子町立公民館利用条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第48号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第49号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第50号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第51号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 議案第52号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第31 議案第53号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について  
日程第32 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第33 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第34 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第34

---

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） ただ今から、本日の会議を開きます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、14番、寺岡 保議員、15番、中田 厚寛議員を指名します。

---

### 日程第2 議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 議事日程通告をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第11号のとおりであります。

これから議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） みなさんおはようございます。提出致しております議案の修正をお願いしたいというふうに思いますので、ご提案を申し上げさせていただきたいと思います。報告第11号、小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。お手元の資料の2でございますが、この資料の小田まちづくり株式会社のところ、黄色い表紙がありますが、そこを開けていただきたいと思います。この黄色い表紙の1ページでございます。一番上の第1号議案の第18営業報告貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分（案）の承認についてでございますが、（案）、この（案）を削除させていただきたいというふうに思います。

それから、10ページでございます。10ページの一番上の行でございます。第2号議案、第19営業費事業計画（案）、この（案）、それから、及び収支予算書（案）、この（案）、この2つの（案）も削除をさせていただきたいと思います。

それから12ページでございます。一番上でございます。2の収支予算書（案）、この（案）これも削除をさせていただきたいと思います。実は8月の28日に小田まちづくり株式会社の株主総会がございまして一応議決されているということでございますので、（案）を削除させていただきたいと、議長の方でお取り扱いをよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（森永和夫君） 只今、町長より申し入れがありましたとおり、経営状況を説明する事項

について修正、削除することにご異議はありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

---

**日程第 3 報告第10号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について**

○議長（森永和夫君） 「日程第3 報告第10号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第10号「株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出」につきましては、その内容を産業振興課長に説明致させますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） それでは、報告第10号、「株式会社内子フレッシュパークからり」の経営状況につきましてご説明させていただきます。

資料ナンバー2でございます。ピンクの表紙、おめくりいただいて、1ページをご覧くださいと思います。第22期（平成30年度）の事業報告でございます。1ページの下段、「会社全体」の項目のところからご説明させていただきます。第22期、総売り上げの目標を税込み、6億7,250万円を掲げ、営業を展開してまいりましたが、実績は、対前年度比5.1%減となる6億5,168万円で、目標額に対しまして、96.9%の達成率でございます。主な要因として、西日本豪雨災害による影響と天候不順による農産物の不振、直売所改修に伴います仮店舗での営業により、集客力の低下が大きく影響したと考えられます。

2ページをご覧くださいと思います。1行目でございます。今期の会社全体の売上、税抜きでございますが、こちらは対前年度比5.3%減の3億7,238万円となりました。本年度は、先ほどの直売所改修により、売り上げの減少を見込みまして人件費など各部門の繁閑の管理などをおこなうことにより、経費抑制を図るとしておりましたが、仮店舗及び新店舗におけます整備費用の増加や豪雨により集客の減少も加わり、税引前当期純損失は、693万円となったところでございます。改行されております8行目でございます。西日本豪雨では、「JRの運休」、「愛媛たいき農協関連施設の被災」などによりまして、会社営業にも大きな影響を受けました。一方では、直売所の工事に伴いまして、研修ホールや中庭での営業というふうなところで、通常、施設の奥に位置します、パン工房、それから燻製工房、レストランというふうなところの誘導にも一役かったというふうなこととなっております。各部門ごとの販売実績につきましては、2ページ下段の表に記載されておりますが、表の右から2番目、「実績増加率」では、「あぐり亭」、

「農産加工」の部門で、前年度に比べ微増となりましたが、それ以外の部門は前年度を下回る結果になっております。各部門ごとの営業状況につきましては、3ページから7ページにかけて、記載しておりますが、本年度の概要を報告させていただいたと思います。

まず、3ページの「特産物直売所」でございます。こちらについては、直売所の改修に伴いまして、お客様それから出荷者の方に大変不便をお掛けしましたが、店舗案内などの工夫によって影響を最小限度に抑えられたというふうに考えております。

4ページの中ほどでございます。「宅配料や飲料など」という行があろうかと思えます。販売額と致しましては、前年度に比べ4.3%減の3億8,846万円となりましたが、目標3億9,000万円の目標に対しては99.6%を確保したところでございます。工事中におけます仮店舗への誘導や、それから松山三越などの堅調な出店事業によりまして、ほぼ、目標の額を達成することができました。リニューアルされた直売所の集客効果は既に現れておりまして、生産者の方と協力し、新たな取り組みを展開しながら、新規顧客の獲得に努めて参りたいというふうに考えております。

次に、4ページ下段のレストランでございます。7月豪雨の影響でお弁当を提供致します、「伊予灘ものがたり」が運休、被災7週間後に運転再開となりました。また、豪雨によりまして、ツアーの団体客のキャンセルや個人の利用も低迷し、前年度に比べまして、7.1%減の7,874万9,000円となったところでございます。災害の復旧によりまして、安定した売り上げとなっております。引き続き、伊予灘ものがたりや応用した弁当事業を継続して伸ばして参りたいというふうに思います。

次に、5ページ上段のシャーベット工房でございます。シャーベット工房は、豪雨によりまして、集客が落ち込み大きな影響を受けております。その後は、回復致しまして、夏場の売り上げは安定したところでございますが、販売額は、前年度に比べまして、3.8%減の3,355万7,000円となったところでございます。業務用のギフトアイスが安定した取引となっているほか、冬場のクッキーなども好評を得ておるところでございます。移転されました、たこ焼きそれから大判焼きのブースと相乗効果が期待されるところでございます。

次に、5ページ下段のパン工房でございます。パン工房、人材確保によりまして製造体制が安定をいたしました。豪雨の影響もございましたが、人気商品であります、ブレットに加えてスイーツの販売も本格化し、販売額は前年度に比べ1.6%減の7,230万9,000円と大きな影響は避けられたというふうに思われます。引き続き、ブランド商品を維持しながら、新しい商品の開発を進めて参りたいというふうに考えております。

次に、6ページ上段の燻製工房でございます。JA施設が豪雨により被災し入荷が途絶えたという状況がございました。その時期が、お中元の前最盛期を迎える直前であったため、ハム・ソーセージセットの提供ができず、販売額は前年度に比べまして、20.3%減の3,874万円と大幅な売り上げ減となったところでございます。施設復旧後は、安定した供給を受けておりますので、引き続き、イベントにも積極的に参加し、売上を伸ばしていきたいというふうに思っております。

次に、6ページ下段、あぐり亭でございます。JAのライスセンターが被災し、生産者が預けていた「もち麦」が冠水して入荷ができないという状況がございましたが、在庫によりまして営

業することができたというところでございます。もち麦につきましては、リピーターの多さや旬な食材を取り入れたメニューの提供によりまして、販売額は前年度に比べ約1%増、1,487万5,000円と前年度の販売額を確保することができたというところでございます。引き続き、飽きのこない田舎の素朴な味として提供して参りたいというふうに考えております。

次に、7ページ上段の農産加工場でございます。こちらもめぐり亭と同様、「もち麦」の入荷が行えず販売に影響がでております。一方、じゃばらにつきましては、じゃばらに含まれる成分が花粉症などアレルギーへの効果・期待が報じられたことから、問い合わせの注文が多く寄せられたところでございます。販売額は前年度に比べまして、2.1%増の2,499万4,000円と目標の達成ができたというところでございます。ドレッシングなど「じゃばら」を使った新商品の開発にも取り組んでおり、花粉症や認知症の抑制など「じゃばら」がもつ秘めた効能が報告されており、引き続き、販路拡大を進めて参りたいと思っております。

最後に、営業本部でございます。30年3月より本格的に活動を開始しております。出荷者の確保については出荷者協議会と連携し、15名の新規入会者を確保致しました。また、からりトルテをリニューアルにあわせ、商品化・販売を開始しておるところでございます。引き続き、新商品の開発・販路開拓を行い、「からり」のオリジナルブランドを構築して参りたいと思っております。以上が、22期の事業報告の概要でございます。

次に、決算の内容につきましてご報告をさせていただいたらと思っております。決算報告書を14ページに記載しております。まず、初めに16ページの損益計算書をご覧いただきたいと思っております。16ページ、上段の右端でございます。売上高、3億7,238万1,450円。それから、期首棚卸高と仕入及び原材料費の合計額から、期末棚卸高を差し引いた売上原価は、1億4,746万4,143円となり、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、2億2,491万7,307円でございます。そこから営業に係る費用でございます。販売費、及び一般管理費を差し引いていただいた営業損失は953万7,246円となっております。この営業損失に下段でございます、営業外収益、274万4,370円を加え、営業外費用、4,720円を差し引いた計上損失は、679万7,596円でございます。この額に特別利益、10万円を加え、固定資産を除却致しました、特別損失23万4,683円を差し引いた税引前当期純損失は、693万2,279円となり、未払いの法人税等20万3,500円を差し引いた当期純損失は、713万5,779円となっております。損益計算書に記載されました販売費それから一般管理費の内訳につきましては、17ページのとおりでございますので、お目通しを賜ったらというふうに思います。

次に、お戻りいただいて、15ページをご覧いただきたいと思っております。期末の「貸借対照表」でございます。先ほどご説明させていただきましたとおり、直売所の改修や仮店舗の整備に伴いまして、固定資産が減少したことなどから、表の左端、下段でございます。流動資産と固定資産とあわせた、資産の部の合計は1億2,877万2,091円でございます。

次に、表の右側の下段でございます。純資産の部のうち、一番下の段でございます。「繰越利益剰余金」は、前期の繰越剰余金、先ほどご説明いたしました「損益計算書」の「当期純損失」713万5,779円を差し引き、期末残高は、583万947円となりました。純資産の部の合計は、8,598万947円でございます。表の右側下段でございます。負債の部と純資産の部

の合計は、先ほどご説明致しました資産の部の合計と同額ということで決算ということになっております。

次に、株主に帰属する部分でございます。株主資本の各項目の変動事由を報告する諸表18ページをご覧いただきたいと思っております。株主資本等の変動の計算書でございます。ページの中ほど、繰越利益剰余金でございます。こちらの方は、純損失を計上致しましたため、当期の期首残高から、同額を差し引き、当期末残高は583万947円となっております。今期につきましては、純損失を計上したということで、6月28日開催の定時株主総会におきまして、本年度は、「剰余金の配当はしない」旨、承認されたところでございます。以上が、22期の決算報告でございます。

それでは、本年、第23期の事業計画等の概要をご説明させていただいたらと思っております。12ページにお戻りいただいたらと思っております。ページ上段でございます。第23期の事業計画でございますが、リニューアルした直売所の効果、実績が既に現れ好スタートを切っているという状況でございます。

これを踏まえ、ページ中ほどの表に記載しておりますとおり、会社全体の総売上を前期と比べますと約8%増となる、7億2,600万円、会社収支では300万円の黒字の目標を掲げております。変動する社会に呼応しながら、時代に合わせた「進化」・「飛躍」の一年となるよう、社員一丸となって、営利努力する所存でございますので、ご了解賜りますようお願いを申し上げ、経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（森永和夫君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。よって、報告のとおり受理することと致します。

---

#### 日程第 4 報告第 11号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（森永和夫君） 「日程第4 報告第11号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第11号「小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出」につきましては、その内容を小田支所長に説明致させますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○小田支所長（大森豊茂君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大森小田支所長。

〔大森豊茂小田支所長登壇〕

○小田支所長（大森豊茂君） それでは、報告第11号小田まちづくり株式会社の経営状況につ

いて、ご報告いたします。

説明資料2の黄色い表紙からになります。小田まちづくり株式会社の第18営業期経営状況につきましては、去る8月28日に、定時株主総会が開催され、承認されたところでございます。

1ページをお開き下さい。第18営業期の営業報告でございますが、事業期間は、平成30年7月1日から令和元年6月30日となっています。今期は、昨年7月に西日本を襲った集中豪雨による甚大な災害の影響もあり、特産品販売施設「せせらぎ」の7月の売上げが20%ほど落ち込みましたが、8月以降は、概ね前期を上回る売り上げとなっており、軽食堂「かじか亭」とともに、来場者数と販売額とも前期を上回っています。小田の郷せせらぎの売上げ状況としましては、特産品販売施設「せせらぎ」の利用客数8万1,943人、対前期比103%、売上額6,726万6,887円で、対前期比105%となっています。また、軽食堂「かじか亭」の来客者数は1万5,967人で、対前期比108%、売上額は1,283万6,900円で、対前期比114%と増加致しております。今期は、せせらぎとかじか亭を合わせた売上額が、営業開始以来、初めて8,000万円を超えたものとなっています。

2ページをお開き下さい。せせらぎへの農産物等の出荷者は、124名で前期より2名減っています。売上額別の出荷者数は、表のとおりでございます。年間の1人当たりの売上平均額は、約54万2,000円、対前期比107%、お客様1人当たりの売上単価が821円で、前年より20円上がっています。

次に、3ページの事業報告でございます。今期は、毎月行うせせらぎデーの開催の他、町内外のイベントに11回、延べ28日間参加して、「オダメイド」やせせらぎの商品販売と合わせて、おだの郷せせらぎのPR活動を行っております。

次に、決算状況について、ご説明致します。5ページの貸借対照表をお開き下さい。まず、左側の資産の部でございますが、Ⅰの流動資産が、現金及び預金、売掛金、棚卸資産等合わせまして2,316万425円でございます。Ⅱの固定資産の合計が、902万3,440円。その内訳は、有形固定資産880万9,334円。無形固定資産21万3,906円などとなっております。Ⅲの繰延資産として181万6,201円を計上致しております。これは、前期までの研究開発やホームページのデザイン作成に要した費用の自己負担分を繰延資産としたものでございます。資産の部の合計は、3,400万66円となっております。

次に、右側の負債の部ですがⅠの流動負債は、買掛金、未払い金など合わせて515万5,470円となっております。Ⅱの固定負債はございません。

次に、純資産の部につきましては、1の資本金3,535万円に、3の利益剰余金、マイナス650万5,404円を加えた純資産の部合計は、2,884万4,596円となっています。負債・純資産の部の合計は、3,400万66円となっております。

続きまして、6ページの損益計算書です。Ⅰの売上高の合計が、2,626万1,562円。内訳は、町からの指定管理料、急速充電維持管理などの業務委託及び受託収入として367万9,601円。JA商品、ソフトクリームなど直接販売商品の売上が、1,379万5,080円、出荷者から手数料をいただいて販売している商品の販売手数料が878万6,881円となっています。Ⅱの売上原価の合計、1,043万3,975円を差し引き、期末棚卸高93万9,042円を加えました売上総利益は、1,676万6,629円でございます。Ⅲの販売費及び一般

管理費が、1,580万8,858円、これの内訳は7ページにございます。売上総利益から、この販売費及び一般管理費を差し引きました95万7,771円が、今期の営業利益でございます。この営業利益に、預金利息・雑収入等の営業外収益17万1,730円を加えて、繰延資産償却・雑損失等の営業外費用79万7,647円を差し引きました経常利益が33万1,854円でございます。次に、第18期は特別利益、特別損失はありませんでした。法人税等の税額18万3,500円を差し引きました14万8,354円が当期の純利益となっております。

7ページには、先ほど申し上げました販売費及び一般管理費の内訳がございました。お目通しをいただけたらと思います。

8ページでございます。8ページは、株主資本等変動計算書となっております、今期を含めた利益剰余金は、マイナス650万5,404円となっております。

9ページは、個別注記表、10ページからは第19期の事業計画及び収支予算書となっております。内容につきましては、お目通しをいただけたらと思います。第19営業期は、せせらぎ施設全体の売上を、前期比3%増を目標としまして、良質な農産物や匠の木工品など小田地区ならではの特産品の出荷を促し、店内を充実させます。また、高齢化が進む生産出荷者の出荷物集配等のサポートや新しい生産出荷者の開拓など、取締役会・生産出荷組合・町との意思疎通を図りながら、一体的な取り組みによって、地域への来訪者増を図り、健全経営に努めていくことと致しております。以上、第18営業期における小田まちづくり株式会社の経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（森永和夫君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 先ほど報告があったからりの直売所にも関係することなんではあるんですが、本年のせせらぎの事業計画の中にも掲げられておるんですが、消費税10%にもう1か月足らずで上がるわけですが、店舗のレジのそれに対する対応がもうできているのか。報道によりますと全国一斉ですので、機器の調達あたりが難しいというような報道もありよるんですが、8%のもの10%のものの仕分けをしていかんといけんと思うんですが、店舗のレジスターの機器の対応はもうすでにできておるのでしょうか。

○小田支所長（大森豊茂君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大森小田支所長。

○小田支所長（大森豊茂君） まず、せせらぎのレジ対応でございますが、ちょうど昨日の晩、役員会がございました。その中でレジ対応については、10月1日間に合うように現在進めているというところで報告を受けております。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） からりにつきましても、取締役会の中で社長の方から準備整えておるということで報告を受けております。直売所については、軽減税率の関係で店内で食べるものの取り扱いもあるんですが、基本的にはお持ち帰りをいただく商品だというふうな表示で8%対応するというところでございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。よって、報告のとおり受理することと致します。

---

**日程第 5 報告第 1 2 号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について**

○議長（森永和夫君） 「日程第5 報告第12号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第12号「公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出」につきましては、その内容を自治・学習課長に説明致させますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

〔黒澤賢治自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 報告第12号、公益財団法人・内子町国際交流協会の経営状況につきまして、ご報告させていただきます。資料ナンバー2の後ろの方のオレンジ色の紙の次のページ、1ページをご覧ください。

まず、事業報告でございますけれども、国際交流協会は、平成30年度におきましても、国際的な視野と実践力を備えた人材を育成し、もって活力ある地域社会の形成に寄与することを使命といたしまして、各種事業を行いました。主なものをご報告させていただきます。大きいI番の「交流促進事業」についてでございますけれども、1の「意識啓発・情報発信事業」につきましては、毎月1回、機関紙「ゆうていあ」を「広報うちこ」へ掲載したほか、ホームページやFacebookにより協会の活動を広く国内外に発信いたしております。2の「各種講座運営事業」につきましては、(1)の国際理解講座といたしまして、7月23日に愛媛県国際交流協会インターン生を講師に迎え、小学1年生から6年生を対象に「ハワイの生活を知ろう」を開催し、25名にご参加をいただきました。(2)の外国語講座につきましては、一般の住民の方を対象にした英会話3コース・ドイツ語2コースを開催したほか、小学校低学年を対象に「英語であそぼう」を月1回開催致しました。

次に2ページをお開きください。3の「交流イベント・体験事業」につきましては、(2)の「国際交流の集い」事業と致しまして、「子どもフェスティバルへの出展やドイツフェスタの開催協力、また3ページの真ん中より少し上のところでございますが、第14回駅伝大会にも参加いたしました。

次に、3ページの下のところですが、大きいII番の「助成事業」につきましては、1の

青少年海外派遣事業と致しまして、24回目となる派遣を11月15日から24日の10間の日程で、10名の中高生をローテンブルク市とノルウェーのオスロへ派遣致しました。なお、ライオンズクラブ様及び昭和刷子株式会社様からそれぞれ1名分の協会負担分派遣費用をいただいております。

次に、4ページの2番から4番の「助成事業」につきましては、平成30年度は、申請はございませんでした。次に、4ページ中段になりますけれども、大きいⅢ番の「法人管理」の1番、「寄附金」につきましては、町内各企業、団体などへ寄附のお願いを行ったほか、平成28年度に創設致しました賛助会員制度に基づき、会員拡大に努めました。

次に、5ページになります。2の「理事会・評議員会」、3の「特定資産運用管理委員会」、そして、6ページの4の「研修・会議等への出席」につきましては、ご覧のとおりとなっております。お目通しいただければと思います。

次に、6ページの5の職員の状況についてでございますけれども、職員1名を雇用致しておりましたが、3月31日付けをもって退職致しました。なお、4月1日より後任の職員を雇用致しております。次に、6の役員の状況につきましては、お目通しをいただければというふうに思います。

それでは次に、収支決算書類について、ご報告致します。まず、8ページをお開きください。貸借対照表でございますけれども、縦の欄の真ん中あたりの「当年度(A)」の欄をご覧ください。科目の大きいⅠ. 資産の部で、1番の流動資産合計が、1,158万8,308円で、2番の固定資産のうち、(1)の特定資産の合計が、2億1,035万4,880円、流動資産と固定資産を合わせた「資産合計」が、2億2,228万6,628円です。

次に、大きいⅡ番、負債の部の中の1番の流動負債は、未払金・前受金・預り金を合わせた負債合計19万6,525円でございます。大きいⅢ番、正味財産の部で1の指定正味財産の合計が、2億2,651万6,608円。正味財産の合計は、2億2,209万103円で、一番下の「負債及び正味財産合計」が、2億2,228万6,628円となっております。

次に、9ページの正味財産増減計算書でございます。会社という損益計算書にあたるものでございます。縦の欄の真ん中どころの「当年度(A)」の欄をご覧ください。まず、大きいⅠ番、一般正味財産増減の部の中の、1番、経常増減の部、(1)経常収益の特定資産運用益は177万1,796円でございます。受取会費でございますけれども、28万4,000円、事業収益の外国語講座及び各種事業会費等の合計が、70万1,300円、内子ライオンズクラブなどからの寄付金や指定正味財産からの振替を含めます受取寄付金等が567万2,000円など、経常収益合計が、847万7,879円でございます。次に、(2)の経常費用の事業費の主なものと致しまして、人件費が421万8,706円、青少年海外派遣助成金が103万円、経費の旅費交通費、70万4,660円、これには、青少年海外派遣事業の団長・引率の旅費が含まれております。経常費用合計が、739万125円となっております。

続きまして、10ページに続きます。評価損益等調整前当期経常増減額が108万7,754円、そして、特定資産評価損益等がマイナス185万9,544円となっております。その結果、当期の経常増減額がマイナス77万1,790円となっております。そして、その結果、一般正味財産期末残高が、マイナス442万6,505円となります。次に、大きいⅡ番の指定正

味財産増減の部の当期指定正味財産増減額が、マイナス300万5,602円となっており、指定正味財産期末残高が、2億2,651万6,608円となっております。以上のことによりまして、「大きいⅢ番、正味財産期末残高は、2億2,209万103円となっております。

続いて、11ページに財産目録を掲載致しております。これは、貸借対照表にあります「資産並びに負債」の内容について掲載したものですので、お目通しをいただければと思います。

最後に、12ページから15ページにかけては、平成31年度の事業計画を、それから、16、17ページが平成31年度の収支予算書となっておりますので、ご参照いただければと思います。以上、報告第12号、公益財団法人・内子町国際交流協会の経営状況についての報告とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（森永和夫君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 事業報告で各種講座運営事業で国際理解講座ハワイの生活を知らうというふうな企画をやられたりとか、外国語講座で英会話とドイツ語の2コースがあるということなんですけど。

○議長（森永和夫君） 関根議員、マイクをもっと寄せてください。

○2番（関根律之君） 内子町への観光客の国別でどういう国の方が多いのかということをお聞きしたいのと、私が認識している範囲で中国とか韓国とか台湾とかアジアの国がかなりの多いのではないかとこのように思うんですけども、国際交流協会の活動を見ていると欧米にかなり重きを置くというのは一般的にも分かるんですが、やはりもうちょっとアジアの国への国際理解ということもやはり町民にとっては必要ではないかというふうに思うんですけど、その辺のアジアの国の国際理解ということをお聞きしたいと今後は活動計画に生かすような計画があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議員ご指摘のとおりアジアからの観光客の方、大変多くなっております。国際交流協会と致しましてもこういった方々への理解を促進する対応していくということは非常に重要なことだというふうに考えております。国際交流協会の歴史から致しまして、現在までドイツローテンブルクを中心として交流活動をおこなってまいりましたが、今後におきましてはそういったアジアの国々との交流、また理解を進めていく、そういった方々への対応、そういったことも必要だというふうに考えておきまして、国際理解講座などを通して理解を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） ローテンブルクと友好都市契約してお互いに子どもたちの行き来をしながら交流を深めておりますけど、聞くところによるとホストファミリー、内子の分の受け入れ先がだいぶ苦慮しているんじゃないかなということをお聞きしますが、その辺ほどのように対応さ

れているか。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 交流の際のホストファミリーですが、内子だけに限らず、ローテンブルク側も一週間程度参りますので受入のホストファミリーについてはお互いに探してもらっている、内子町側もドイツ側も探していただいている。その中でかなりの苦労があるというのは現状でございます。内子町におきましては国際交流協会の中にいろいろなボランティア組織がございます。その中でホストファミリーのボランティアもありますので、そこら辺を有効に活用していきながらさらにローテンブルクとの交流によって外国のつながりができた方々、そういった方に受入ボランティアでホストファミリーになっていただくような働きかけもしておるところでございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。よって、報告のとおり受理することと致します。

---

#### 日程第 6 報告第 1 3 号 健全化判断比率の報告について

#### 日程第 7 報告第 1 4 号 資金不足比率の報告について

○議長（森永和夫君） 「日程第 6 報告第 1 3 号 健全化判断比率の報告について」及び「日程第 7 報告第 1 4 号 資金不足比率の報告について」以上の 2 件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第 1 3 号「健全化判断比率の報告について」、報告第 1 4 号「資金不足比率の報告について」、この 2 件の報告案件につきましては、その内容を総務課長に説明致しますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から、議案書 1 の 6 ページ、報告第 1 3 号「健全化判断比率の報告」についてと、議案書 1 の 7 ページ、報告第 1 4 号「資金不足比率の報告」についてご説明致します。本案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政の健全化判断、財政の早期健全化判断、財政の再生判断を示す指標につき、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告及び公表が義務付けられているものでございます。健全化判断比率、すなわち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの指標を、6 ページに、報告第 1 3 号の一覧表で示しております。

また企業会計におきましては、7 ページの報告第 1 4 号の一覧表に示しているように、資金不

足の比率を示す指標ということになります。これらの5つの指標によって、財政運営の健全化等を示すことになっています。

まず、議案書1の6ページ、報告第13号「健全化判断比率の報告について」ご説明致します。平成30年度における「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は黒字となっているため該当ございません。「実質公債費比率」は3.1%でした。平成29年度と比較し、0.9%低下しております。実質公債費比率が18%を超えますと、新たな財政計画や起債発行に当たって国・県の許可が必要となり、更に25%を超えると地方債の発行が制限されます。「将来負担比率」も該当ございませんので、前年度と同様に基準値内となっております。それぞれの項目にある括弧の数字「早期健全化基準」をいずれかの項目で超えますと、健全化判断比率を公表した年度の末日までに「財政健全化計画」を策定しなければならないということになっております。

続いて、議案書1の7ページでございます。報告第14号「資金不足比率について」ご説明致します。平成30年度における「資金不足比率」は、2つの事業会計におきまして資金不足は発生していません。なお、参考数値イエローカードにあたる経営健全化基準の数字が入っております。以上、報告第13号、及び報告第14号は、7月23日役場本庁会議室におきまして、赤穂代表監査委員、山本監査委員の審査を終えましたので、別冊資料8の8月16日付審査意見を付して、本日、内子町議会9月定例会に報告するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森永和夫君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。よって、報告のとおり受理することと致します。

ここで暫時休憩します。午前11時5分より再開致します。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

#### 日程第 8 報告第 15号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について

○議長（森永和夫君） 「日程第8 報告第15号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第15号「内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出」につきましては、その内容を学校教育課長に説明致させますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

ます。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） それでは、報告第15号、内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について、ご説明を申し上げます。お手元の資料ナンバー3をご準備ください。内子町教育委員会では、毎年、教育行政の管理、執行状況について自己点検及び報告を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しているところでございます。

点検・評価の対象となります事業でございますが、平成30年度中に実施を致しました学校教育課関連の23事業、5ページから27ページ、また、自治・学習課関連につきまして18事業、28ページから45ページでございます。内容につきましては、お目通しいただければと思います。今後におきましても、「学校教育の方針と施策」「社会教育の方針と目標」「人権・同和教育基本方針」を基に、教育や文化、スポーツの推進に努めて参りたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

以上、内子町教育委員会の点検・評価の報告とさせていただきます。

○議長（森永和夫君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することと致します。

- 
- 日程第 9 議認第 6号 平成30年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について**  
**日程第 10 議認第 7号 平成30年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について**  
**日程第 11 議認第 8号 平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について**  
**日程第 12 議認第 9号 平成30年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について**  
**日程第 13 議認第 10号 平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について**  
**日程第 14 議認第 11号 平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（森永和夫君） 「日程第9 議認第6号 平成30年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」「日程第10 議認第7号 平成30年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第11 議認第8号 平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第12 議認第9号 平成30年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第13 議認第10号 平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第14 議認第11号 平成30年

度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」以上の6件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 「議認第6号、平成30年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」、「議認第7号、平成30年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について」、「議認第8号、平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「議認第9号、平成30年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「議認第10号、平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「議認第11号、平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」につきましては、一般会計が、歳入額で105億2,356万4,550円、歳出額が99億9,395万8,726円となっております。特別会計を含めた全会計では、歳入総額が154億9,238万2,167円、歳出総額が148億2,963万7,028円となっております。その内容につきましては、会計管理者に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（稲葉勉君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲葉会計管理者。

〔稲葉勉会計管理者登壇〕

○会計管理者（稲葉勉君） それでは、議認第6号から議認第11号までの「平成30年度一般会計及び特別会計」の「決算」について、ご説明致します。

各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算及び意見を議会に提出し、議会の認定をいただくものでございます。では、議認第6号「平成30年度一般会計歳入歳出決算」についてご説明いたしますので、資料ナンバー4「一般会計決算書」の3ページをご覧ください。

まず歳入です。1款「町税」の収入済額は、14億6,101万6,431円で、歳入全体に占める割合は13.9%です。税目別の増減を見ますと、町民税・軽自動車税・町たばこ税で増額、固定資産税は減額となっております。不納欠損額357万円余りは、103名分の処理をしたものです。収入未済額2,530万円余りは、847名分の滞納額でございます。

また、調定額に対する収入率は、98.1%です。その詳細は、資料ナンバー7決算資料の5ページから7ページで、後ほどご確認いただきたいと思います。

8款「地方交付税」の収入済額は、48億9,586万5,000円で、対前年度比9,600万円余りの減となりましたが、「平成30年7月豪雨」の災害で、「特別交付税」の増額がありましたので、地方交付税全体で見ますとその減額が抑えられた形となっております。歳入全体に占める割合は、46.5%になります。なお地方交付税は、平成27年度から31年度にかけて、合併特例措置の段階的な減額が継続しているところでございます。10款1項「分担金」の収入未済額394万円は、道路橋梁新設改良費及び公共土木・農林業施設の災害復旧事業費に係る分

担金の繰越によるもので、2項「負担金」の収入未済額180万円余りは、保育料の未納額です。

11款「使用料及び手数料」の収入未済額1,930万円余りは、そのほとんどが町営住宅・駐車場使用料の未収分です。その詳細につきましては、資料ナンバー7の9ページで、後ほどご確認いただきたいと思います。

次に4ページ、5ページをお開き下さい。12款「国庫支出金」の収入未済額2億398万円余りは、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金、公共土木施設災害復旧の補助金に関する事業繰越です。13款「県支出金」の収入未済額6億2,754万円余りは、農山漁村地域整備交付金事業、がけ崩れ防災事業、農林業施設災害復旧事業等の繰越でございます。15款「寄附金」の収入済額2,197万円余りは、ふるさと応援等の寄附金でございます。19款「町債」の収入済額は、11億4,371万円余りで、対前年度比3億1,200万円余りの増となっております。収入未済額2億3,260万円は、農林水産業債、土木債、教育債、災害復旧事業債の事業繰越でございます。一番下の収入済額合計は、105億2,356万4,550円で、対前年度比8億333万円余り、率にして7.1%の減となっております。

次に6ページ、7ページをお開きください。歳出の主なものをご説明致します。2款「総務費」の支出済額は、10億7,957万5,886円で、対前年度比4億8,111万円余りの減です。3款「民生費」の支出済額は、24億8,864万5,373円で、対前年度比4億1,091万円余りの減となっております。6款「農林水産業費」の支出済額は、7億2,375万4,478円で、対前年度比1億8,945万円余りの減となっております。繰越は、農業振興費及び林業施設費の事業でございます。8款「土木費」の支出済額は、10億408万8,837円で、対前年度比1億6,433万円余りの増です。繰越は、道路橋梁費、河川及び防災費、内子運動公園費の事業でございます。

次に8ページ、9ページをお開きください。10款「教育費」の支出済額は、14億935万1,986円で、対前年度比1億2,329万円余りの増となっております。繰越は、学校諸費及び学校給食費の事業です。11款「災害復旧費」の支出済額は、4億1,317万1,797円で、対前年度比2億3,118万円余りの増となりました。繰越は、農林業施設及び公共土木施設の災害復旧事業でございます。一番下の支出済額合計は、99億9,395万8,726円で、対前年度比10億2,016万円余り、率にして9.3%の減となっております。

次に決算書の168ページをご覧ください。物品の所有状況でございます。取得価格が50万円以上の「重要物品」につきまして、年度内の増減を一覧表に掲載しております。詳細につきましては、後ほどご確認いただきたいと思います。

次に169ページをご覧ください。債権です。奨学資金貸付金の状況ですが、貸付金が866万4,000円、返済金は961万5,000円で、年度末の貸付現在高は6,692万3,000円となっております。

次に170ページ、171ページをお開きください。基金の決算です。主なものを説明いたします。3番「地域福祉基金」の625万円余りは、積立でございます。3,143万円余りの減につきましては、愛媛大学寄付講座に充てるための2,200万円とリハビリ用健康機具購入に940万円余りを繰出したものでございます。7番「公共施設整備基金」です。債権の欄1億660万円余りを預金に変更し、利息を含めた1億730万円余りを積立しております。また、債

権の欄、1億8,220万円余りは、余剰金を積立てたものでございます。

171ページに移りまして、19番「エコロジータウン内子ふるさと応援基金」は、寄附金とその利息で1,175万円余りが増となっており、寄附金の返礼品と学校図書購入のため693万円余りを繰出ししております。22番「教育振興基金」は、一般の方からの寄附金600万円余りが増となっており、減につきましては内子運動公園プール開園の記念行事、日露交歓コンサート等の事業に144万円余りを繰出ししております。一番下の右、基金の年度末現在高合計額は、63億3,071万円余りです。

次に、資料ナンバー7の97ページをご覧くださいと思います。公有財産の異動でございます。土地につきましては、「新深山荘」の用地取得等で、3,100㎡余り増えております。

次に右側の建物でございます。消防団詰所、からり直売所、自治会館等の解体・建築の増減で、延面積520㎡増えております。以上で、議認第6号「平成30年度一般会計決算」の説明とさせていただきます。

続きまして、議認第7号から議認第11号までの「各特別会計歳入歳出決算」につきましてご説明いたしますので、資料ナンバー5特別会計決算書の2ページ、3ページをご覧ください。小田高校寄宿舎特別会計です。まず、歳入です。1款「寄宿舎事業収入」の収入済額は475万2,600円、これにつきましては部屋の使用料です。その使用料は月2万6,700円で、寮生の数は最も多い時で18名でございました。3款「諸収入」の113万円余りは、部屋の光熱水費代でございます。歳入合計は、一般会計繰入金385万358円を含め、973万4,725円です。

次に、10ページ、11ページをお開き下さい。歳出です。寄宿舎の一般管理費269万円余りと、施設管理費202万円余り、寮生の給食費500万円余りとなっています。歳出合計は、973万4,725円でございます。

次に、14ページ、15ページをお開き下さい。国民健康保険事業特別会計でございます。この事業は、これまで各市町単位で運営してまいりましたが、運営そのものを安定させようと、平成30年度から愛媛県と各市町とで共同運営をスタートさせています。そのため予算の一部が県に移行となり、町の予算規模及び構成は若干、縮小されております。まず、歳入です。1款「国民健康保険税」の収入済額は、3億4,406万3,558円で、対前年度比6,350万円余りの減です。また、調定額に対する収入率は、91.2%です。不納欠損額は、34名分の178万円余り、保険税の収入未済額は、3,137万円余りとなっております。歳入合計は、20億6,781万435円で、対前年度比5億3,585万円余りの減となっています。

次に16ページ、17ページをお開き下さい。歳出です。2款の「保険給付費」14億559万円余りが主なものでございます。歳出合計は、19億9,188万847円で、対前年度比4億9,261万円余りの減となっています。

次に40ページ、41ページをお開きください。介護保険事業特別会計です。この事業は、財源の半分を担っています介護保険料の負担を安定させるため、3年ごとに負担率を改定しております。人数が増えている1号被保険者の負担率を上げ、減少している2号被保険者の率を下げる調整が続いているところでございます。まず、歳入です。1款「保険料」の収入済額は、4億3,216万7,300円で、その保険料を納めていただく65歳以上の1号被保険者数は、年度末

現在で6,442名です。また、不納欠損額が79万円余り、収入未済額は、1,354万円余りとなっております。その詳細につきましては、資料ナンバー7の68ページで、後ほどご確認いただきたいと思います。10款「繰入金」は、一般会計からの繰り入れで、3億7,257万円余りとなっております。歳入の合計は、26億4,153万3,445円で、対前年度比7,202万円余りの増でございます。

次に42ページ、43ページをお開き下さい。歳出です。主なものは、2款の「保険給付費」で24億2,790万2,303円となっております。なお、要支援・要介護者数は、年度末現在で1,331名です。歳出合計は、25億8,804万5,668円で、対前年度比7,122万円余りの増となっております。

次に78ページ、79ページをお開き下さい。介護保険サービス事業特別会計でございます。まず歳入です。1款サービス収入は、利用者193名のケアプラン作成にかかる収入951万1,300円でございます。2款「繰入金」は、一般会計からの繰入金819万4,353円で、歳入合計は1,770万円余りとなっております。

次に80ページ、81ページをお開き下さい。歳出です。1款、総務費の支出済額は1,065万533円で、そのほとんどが人件費です。2款、事業費は、ケアプランの外部委託等の経費705万5,600円でございます。歳出合計は1,770万円余りとなっております。

次に、92ページ、93ページをお開き下さい。後期高齢者医療保険事業特別会計でございます。まず歳入です。1款、後期高齢者医療保険料の収入済額は、1億3,666万1,272円で、年度末の被保険者数は3,768名となっております。収入未済額は、48万1,280円です。3款「繰入金」の9,038万5,707円は、一般会計からの繰り入れで、歳入合計は2億3,203万円余りとなっております。

最後に、94ページ、95ページをお開き下さい。歳出です。その主なものは、2款「後期高齢者医療広域連合納付金」で、2億2,521万390円、歳出合計は2億2,831万円余りとなっております。以上で、議認第6号から議認第11号「平成30年度一般会計決算及び特別会計決算」の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） 監査委員から、審査意見書が、提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査員（赤穂英一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査員登壇〕

○代表監査員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。

お手元の資料8のピンクの仕切紙の後にあります、「平成30年度一般会計・特別会計決算審査意見書」の27ページをご覧ください。総括意見としてまとめさせていただいております。地方自治法第233条に基づく、平成30年度における一般会計・特別会計の歳入歳出決算審査は、代表監査委員の私、赤穂、議員選出の監査委員である山本議員及び監査委員事務局により、会計課作成の「決算資料」を中心に、内子町監査基準に掲げる行政監査の考えを取り入れ実施致しました。その結果、各会計の決算書及び関係調書等は予算並びに関係法令に準拠して作成されており、誤りのないものと認めました。全体的には、評価できることも数多く見受けられましたが、

今後、検討あるいは留意されたい事項も見受けられましたので、具体的な意見は、次のとおりでございます。

まず、1番、一般会計予算額に対する不用額についてです。不用額は、歳出予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を控除し残ったお金であり、見方によっては、無駄な予算執行と言われていた予算の使い切りを行っていないことでもあります。大切なことは、不用額発生の原因です。良い不用額の発生事例としては、事業の効率的な執行の節約、競争原理を生かした入札による残金、予見し難いため万一に備え余裕を持たせた予算などが挙げられます。今回の決算審査では、いずれの事例も見受けられました。一方、良くない事例としては、予算編成時の調査・検証不足による過大見積もり、予算執行上の管理不足など、多様な理由が挙げられますが、今回の決算審査では、このような事例は見受けられませんでした。新たに、執行管理票を活用するなど、的確な予算の執行管理ができていました。引き続き、予算執行事務管理の徹底や、早めの決算見込みと不用額の把握に努め、補正予算での対応、あるいは、将来のための基金として活用するなど、限られた財源の最大限の活用に努めていただきたいと思います。

次に、2番、一般会計委託料及び工事請負費についてであります。競争性、透明性、経済性の確保についてですが、驚くほど多くの業務が外注で執行されており、これは、民間の活性化や事務の効率化に繋がり評価できることでもあります。大切なことは、この財源が税金であることに鑑み、「より良いものをより安く調達しているか」で、最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治法の本質と趣旨がいかにかに生かされているかです。今回の決算審査では、競争性・透明性・経済性を踏まえ、更には地元業者の受注機会の確保を図る地域要件を考慮した競争入札、比較見積もりが行われており、適正な予算執行が行われていました。特に、昨年7月に発生した豪雨災害対応に追われる中であっても、適正に執行されており、評価できるものです。また、三業者以上の見積もりによる随意契約については、指名競争入札に改善した事例も見受けられました。近年、入札・契約制度は多様化しています。それぞれのメリット・デメリットを念頭に、それぞれの事業に見合った最良の方法を検討され、引き続き、適正な契約執行に努めていただきたいと思います。

28ページをご覧ください。留意事項についてですが、不正に繋がりやすい随意契約、あるいは複数年契約となる長期継続契約については、法的根拠が重要です。執行伺い決裁書類には、根拠となる条項、理由の記載漏れがないように留意願います。今回の決算審査では、契約の内容は適正で根拠となる条項は確実に記載されているものの、理由の記載漏れ事例が一部の部署で散見されました。なぜこの条項に該当するのか、その理由の明確な記載を徹底願います。加えて、電算、システム関連の委託費用については、当初のシステム等の導入時に入札を行った以後においては、ほとんどの場合、当初の落札業者との随意契約となりますが、常に「サービスの対価」であることを念頭に置き、引き続き、必要性和契約金額の妥当性を十分に検討願います。工事の現地検査についてですが、多くの工事から抽出した工事について、「内子町監査基準」による工事検査の着眼点を参考に書類検査と現地検査を実施しました。着眼点としては、契約と執行は適正か。設計書どおりに工事が施工されているか。設計・金額・工期、変更理由は適正かです。書類検査と現地検査の結果、それぞれの工事ともに適正に執行されていました。特に変更については、事前を目視でき予測できる場合や関連する設備の経過年数の確認など、十分な調査と準備に

より、適正な執行に努めていただきたいと思います。また、工事の各段階や竣工時の検査においては、発注仕様書のとおり成果・効果が出ているかという観点からも厳正な検査を行うよう留意願います。

次に、3番、滞納についてであります。町税をはじめ、国民健康保険税、貸付金、負担金、使用料等の全体の滞納は、次の「滞納額の推移」のとおり、平成22年度以降は減少傾向が継続しており、平成30年度は、対前年度比で1,316万3,000円の減少となっています。これは、厳しい経済と高齢化の状況下で、職員の皆様方が長期にわたり、日々頑張られた成果であると思います。また、税務課主導の「内子町債権管理対策会議」等による緊密な連携によるものであり、高く評価できるものであります。徴収事務は、自主財源の確保、公平な負担、行政の信頼につながるものです。滞納については、今後とも、法令に基づき、初期対応に積極的に取り組み、現年分の徴収が収入未済とならないよう努めるとともに、過年分を含め、その解消に一層努力していただきたいと思います。

同じく29ページの中ほどをご覧ください。町税の徴収率は、次の「町税の徴収率の推移」のとおりで、平成30年度は徴収率98.05%となっています。具体的には、法令に基づく厳正・的確な滞納整理、高額・悪質事案の愛媛県地方税滞納整理機構への引継ぎ、振替納税の利用勧奨などの結果であり、高く評価できるものです。29ページの一番下をご覧ください。一方、全体的に滞納が減少している中、徴収率の低い町営住宅・駐車場使用料、住宅新築資金等貸付金については、引き続き、必要に応じて、専門家とも相談し、滞納者はもとより連帯保証人にも接触し、厳正な対応をしていただきたいと思います。

次に、4番、資金運用についてです。資金の運用については、歳計現金のこまめな定期預金運用、数年前から長期債券、国債による積極的運用を行っています。今後とも、関係課との緊密な連携のもと、安全確実を旨とした運用に努めていただきたいと思います。ここで大事なものは、「その時に、最も効率的で、安全であろうと判断」した「意思決定の過程」を記録しておき、説明責任を果たせるようにしておくことです。地方自治体は、もうけ主義ではなく、安全確実な運用が重要であります。

次に、5番、情報化、ICT化対応についてです。社会保障・税番号制度の導入や更なる情報化、ICT化が進展しています。ここで重要なものは、個人情報及びデータの保護は適正に行われているか、職員への情報管理やシステムの周知・研修・監査・点検が十分に行われているかです。平成30年10月に初めて実施された担当部署による監査や例年の研修は、大変有効であります。情報管理の徹底、セキュリティの確保に引き続き、厳格な対応をお願い致します。

最後に、内子町の財政は、健全財政です。これは、短期で成し遂げたものではなく、これまでの議会及び理事者の皆様方の地道な改革と改善に取り組みされた成果であると思います。今後も、過疎化と人口減少、少子・高齢化の進行など、厳しい地域の現状が続くと思われます。加えて、7ページにも記載しております、第8表で示しておりますとおり、一般会計における自主財源は約22%、依存財源は約78%の状況でございます。これまで同様に補助金制度の積極的な活用、基金の適正な積立と活用により、事業の選択と適時適切な実施に努めていただきたいと思います。内子町の更なる進展を望み、決算審査報告と致します。

○議長（森永和夫君） 議認第6号から議認第11号までの平成30年度 各会計歳入歳出決算

認定について、の説明と報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

それでは、お諮りします。「議認第6号」から「議認第11号」までの決算認定6件は、予算決算常任委員会に付託し、開会中に審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議認第6号」から「議認第11号」の決算認定6件は、予算決算常任委員会に付託することに決定致しました。

ここで暫時休憩を致します。午後1時から再開致します。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

---

**日程第15 議案第39号 平成30年度内子町水道事業会計剰余金の処分について**

**日程第16 議認第12号 平成30年度内子町水道事業会計決算の認定について**

○議長（森永和夫君） 「日程第15 議案第39号 平成30年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第16 議認第12号 平成30年度内子町水道事業会計決算の認定について」以上の2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第39号「平成30年度内子町水道事業会計剰余金の処分」について、議認第12号「平成30年度内子町水道事業会計決算の認定」につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定・ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 「議案第39号、平成30年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第12号、平成30年度内子町水道事業会計決算の認定について」につきましては、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。資料につきましては、議案第39号は議案資料1の15ページから、また議認第12号は資料6の決算書でございます。

まず、議案資料1の15ページをお開きください。平成30年度内子町水道事業会計では、利益剰余金が生じたので、その処分につきまして議会の議決を求めるものでございます。水道事業剰余金処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、毎事業年度生じた利益の処分は、条例の定めるところにより、議会の議決を経て行わなければならないこととなっております。

次の16ページに処分計算書を記載しております。未処分剰余金3,002万3,387円を処分額といたしまして、その処分先でございますが、企業債の償還に充てる目的の減債積立金に2,002万3,387円。欠損金を埋める目的の利益積立金に1,000万円を積み立てまして、処分するものでございます。

次に議認第12号、平成30年度内子町水道事業会計決算認定についてご説明致します。資料につきましては、別冊資料6でございます。

2ページをお開き下さい。まず収益的収入でございます。1款の事業収益が、4億5,377万5,839円で前年度に比べ1.97%の減額となっております。1項の営業収益は、2億7,534万8,996円で給水収益でございます。2項の営業外収益は、一般会計補助金、雑収入等で1億7,837万9,355円となっております。

次3ページの支出でございます。1款の水道事業費用におきましては、4億1,128万1,360円で前年度と比べ8.36%の減となっております。1項の営業費用におきましては、3億6,554万9,607円で、2項の営業外費用は4,554万2,753円でございます。

続いて、4ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、1款資本的収入におきまして、総額で3億777万9,596円でございます。対前年度比62.69%の減額となっております。

続きまして、5ページの支出でございます。1款資本的支出総額4億3,492万860円で対前年度比57.55%の減額となっております。収入支出とも減額となったことは、簡易水道事業の統合に伴う上水道事業第7次拡張事業のうち、満穂地区の整備が完了したことが要因となっております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億2,714万1,264円につきまして、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度消費税等資本的収支調整額で補填しております。詳細につきましては、6ページに記載しておりますので、お目通しをお願いします。

続きまして、7ページをお開きください。損益計算書でございます。まず、営業収益でございますが、給水収益から加入金まで合わせまして2億5,500万3,915円でございます。次に営業費用でございますが、原水及び浄水費からその他の営業費用まで合計で3億5,674万6,754円でございます。営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は、1億174万2,839円となっております。続きまして、営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計で、1億7,765万7,367円でございます。営業外費用が4,574万6,112円となっており、このことによります経常利益は、3,016万8,416円となっております。これに特別利益、特別損失を考慮しまして、当年度純利益は3,002万3,387円でございます。従いまして、平成30年度未処分利益剰余金は3,002万3,387円となります。この剰余金処分につきましては、議案第39号でご説明いたしましたが、内子町水道事業の利益

及び資本剰余金の処分等に関する条例第2条第1項のとおり、処分するものでございます。8ページから9ページには剰余金計算書を、10ページには、剰余金処分計算書の案を記載しておりますのでお目通しをお願い致します。

11ページから13ページには、平成31年3月31日現在の内子町水道事業貸借対照表を記載しており31年3月31日現在では、資産及び負債・資本とも合計72億1,838万4,128円となっております。16ページには、キャッシュ・フロー計算書を、17ページ以下には、事業報告などの関連資料を記載しておりますので、お目通しをお願い致します。

以上、簡単ですが、議案題39号平成30年度内子町水道事業会計剰余金の処分について及び、議認第12号平成30年度内子町水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） 監査委員から、審査意見書が、提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査員（赤穂英一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査員登壇〕

○代表監査員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。お手元の資料8のブルーの仕切紙の後にあります「平成30年度内子町公営企業会計決算審査意見書」の3ページをご覧ください。地方公営企業法第30条に基づく平成30年度内子町公営企業決算審査は、代表監査委員の私、赤穂、議員選出の監査委員である山本議員及び監査委員事務局により、実施致しました。4番に記載しております、審査の結果のとおり、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。また、運営状況についても、地方公営企業法の趣旨に沿って経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。

14ページをご覧ください。公営企業のうち、水道事業に係る具体的な意見をまとめさせていただいております。まず、1番、経営状況についてです。平成28年4月1日付で全ての簡易水道事業と統合して、3年目の経営状況であり、その状況を示す「損益計算書」では、水道事業の正常な収益力を示す経常利益は3,016万8,416円、当年度未処分利益剰余金は3,002万3,387円となっております、良好であります。

次に、2番、財政状態についてです。財政の状態を示す「貸借対照表」による財政比率は、次のとおりで、良好であります。固定資産対長期資本比率は、92.66%となっております。流動比率は、238.63%となっております。負債比率は、62.87%となっております。

次に、3番、資本的収入及び支出における不足額の取扱いについてであります。資本的収入及び支出では、第7次拡張事業のうち満穂地区の整備が完了したため、企業債借入、国庫補助金の受給、建設改良費等が前年度に比べ減少しています。収入総額が支出総額に対して1億2,714万1,264円の不足額が生じておりますが、この不足額は、過年度分損益勘定保留金、減債積立金、当年度消費税等資本的収支調整額で適正に補てん処理が行われていました。

次に、4番、工事請負契約及び業務委託契約についてであります。工事請負、委託業務の契約

にあたっては、競争原理を生かした経済性のある適正な入札契約が行われていました。

次に、5番、資金運用についてであります。水道事業の資金の運用については、平成27年以降、内子町水道事業資金管理方針規定に基づき、内子町水道事業資金運用会議を設置し、歳計現金のこまめな定期預金運用、近年、長期債券、外国債、メキシコ国債やフランス社債による積極的運用を行っています。先ほどの一般会計・特別会計決算審査意見の繰り返しになりますが、今後とも、関係課との緊密な連携のもと、安全確実を旨とした運用に努めていただきたいと思います。ここで大事なのは、「その時に、最も効率的で、安全であろうと判断」した「意思決定の過程」を記録しておき、説明責任を果たせるようにしておくことであります。

次に、6番、今後の経営についてあります。人口減少に伴い料金収入の伸び悩みが予想される中、簡易水道事業との統合で、施設の老朽化等による修繕及び更新、耐震化、水道料金等、多くの課題が考えられます。特に、近年、有収率の低下が懸念されます。具体的な数値は、平成30年度が71.00%、平成29年度が72.17%、平成28年度が75.21%、平成27年度が77.42%となっており、簡易水道との統合後、低下が顕著となっております。参考として、平成29年度の類似自治体の全国平均有収率80.99%を大きく下回っております。有収率の減少は、送水・配水管の老朽化による漏水が一つの原因と考えられ、計画的に漏水調査を実施し早期対応を行い、安定した給水のため、漏水件数を減らす努力を行っているところですが、更なる効果的な取組が必要です。令和2年3月末に完了予定の耐震化計画等策定業務委託及び内子町水道事業経営戦略策定支援業務委託の結果を踏まえ、引き続き、長期的な展望に立って課題解決に取り組み、統合の目的である広域的受益の均衡化、経営の効率化と基盤の強化を図り、安心して安全な水道水の安定供給に、一層努められることを願い、水道事業の決算審査報告と致します。

○議長（森永和夫君） 議案第39号及び議認第12号の説明と報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。それでは、お諮りします。「議案第39号」及び「議認第12号」の2件は、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第39号」及び「議認第12号」の2件は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

**日程第17 議案第40号 平成30年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について**

**日程第18 議認第13号 平成30年度内子町下水道事業会計決算の認定について**

○令和議長（森永和夫君） 「日程第17 議案第40号 平成30年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第18 議認第13号 平成30年度内子町下水道事業会計決算の認定について」以上の2件を一括議題と致します。

本案について説明を求めます

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第40号「平成30年度内子町下水道事業会計剰余金の処分」について、議認第13号「平成30年度内子町下水道事業会計決算の認定」につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定・ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第40号、平成30年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について、議認第13号、平成30年度内子町下水道事業会計決算の認定につきましては、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。資料につきましては、議案第40号は議案資料1の18ページからでございます。資料につきましては、資料番号6の決算書の中程になりますが、あさぎ色の仕切りからでございます。よろしくお願ひします。内子町下水道事業会計決算書からとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案資料1の18ページをお開きください。平成30年度内子町下水道事業会計で、利益剰余金が生じたので、その処分につきまして議会の議決を求めるものでございます。下水道事業剰余処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定よりまして、毎事業年度生じた利益の処分は、条例の定めるところにより、議会の議決を経て行わなければならないこととなっております、次の19ページに処分計算書を記載しております。未処分剰余金78万9,571円を処分額といたしまして、その処分先でございますが、企業債の償還に充てる目的の減債積立金に積み立てまして、処分するものでございます。

次に、議認第13号、平成30年度内子町下水道事業会計決算の認定についてご説明致します。資料につきましては、別冊資料6のあさぎ色の所から内子町下水道事業会計決算書でございます。

2ページをお開き下さい。まず収益的収入でございます。1款の事業収益が、2億7,792万2,741円となっております。1項の営業収益は、8,094万7,181円で下水道使用料でございます。2項の営業外収益は、一般会計補助金、雑収入等で、1億9,696万9,560円となっております。

次に3ページの支出でございます。1款の下水道事業費用におきましては、2億7,705万6,913円となっております。内訳と致しましては、1項の営業費用は、2億4,591万5,177円で、主なものは、委託料、減価償却費でございます。2項の営業外費用は3,102万3,268円となっており、主に企業債利息でございます。

続いて、4ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、1款資本的収入におきまして、総額で8,039万7,462円でございます。

続きまして5ページの支出でございます。1款資本的支出総額1億4,126万6,617円となっており、主なものは、第2項の企業債償還金でございます。資本的収入額が資本的支出額

に対し不足する額6,086万9,155円につきまして、当年度分損益勘定留保資金、当年度消費税等資本的収支調整額で補填しております。詳細につきましては6ページに記載しておりますのでお目通しをお願いします。

続きまして7ページをお開きください。損益計算書でございます。まず、営業収益でございますが、下水道使用料、その他営業収益を合わせまして7,498万1,273円でございます。次に営業費用でございますが、官渠費からその他の営業費用まで合計で2億4,033万3,440円でございます。営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は、1億6,535万2,167円となっております。続きまして、営業外収益は、他会計補助金から雑収益までの合計で、1億9,697万13円でございます。営業外費用が3,072万4,140円となっており、このことによります経常利益は、89万3,706円となっております。これに特別利益、特別損失を考慮致しまして、当年度純利益は78万9,571円となっております。従いまして、平成30年度末処分利益剰余金は78万9,571円となります。この剰余金処分につきましては、議案第40号でご説明致しましたように、内子町下水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例第2条第1項のとおり、処分するものでございます。8ページ、9ページには剰余金計算書を、それから10ページにおきましては、剰余金処分計算書の案を記載しておりますのでお目通しをお願い致します。

11ページから13ページにつきましては、平成31年3月31日現在の内子町下水道事業貸借対照表を記載しておりまして、平成31年3月31日現在では、資産及び負債・資本とも合計で44億5,118万5,472円となっております。16ページには、キャッシュ・フロー計算書、17ページ以下には、事業報告などの関連資料を記載しておりますので、お目通しをお願い致します。以上、簡単ですが、議案第40号平成30年度内子町下水道事業会計剰余の処分について及び、議認第13号平成30年度内子町下水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） 監査委員から、審査意見書が、提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査員（赤穂英一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査員登壇〕

○代表監査員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。お手元の資料8のブルーの仕切紙の後にあります「平成30年度内子町公営企業会計決算審査意見書」の3ページをご覧ください。4番の審査の結果につきましては、先ほど水道事業の報告の方でも申し上げましたが、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。また、運営状況についても、地方公営企業法の趣旨にそって経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。

続いて、27ページをご覧ください。公営企業のうち、下水道事業に係る具体的な意見をまとめさせていただいております。

まず、1番、経営状況についてです。平成29年4月1日から地方公営企業法を適用して、地方公営企業に移行し、経営状況の明確化・適切な施設管理など効率的な事業運営を目指すとともに、使用料金の改定を行っております。移行2年目の経営状況は、「損益計算書」で見ると、下水道事業の正常な収益力を示す経常利益は89万3,706円、当年度未処分利益剰余金は78万9,571円となっております。また、維持管理費の経費回収率は、92.34%と平成29年4月の料金改定以降、必要とされる100%に近づいてきております。

2番、財政状態についてであります。財政の状態を示す「貸借対照表」による財政比率は、次のとおり、厳しい項目もあり、一般会計からの多額の繰り入れで賄っている状況にあります。固定資産対長期資本比率は、102.56%。流動比率は、36.29%となっています。負債比率は、46.19%となっています。

次に、3番、資本的収入及び支出における不足額の取扱いについてです。資本的収入及び支出では、企業債償還金が大きな要因として6,086万9,155円の不足額が生じております。また、不足額は、当年度分損益勘定保留金、当年度消費税等資本的収支調整額で適正に補てん処理が行われておりました。

次に、4番、工事請負契約及び業務委託契約についてであります。工事請負、委託業務の契約にあたっては、競争原理を生かした経済性のある適正な入札契約等が行われていました。

最後、5番、今後の経営についてであります。人口減少に伴い下水道使用料収入の伸び悩みが予想される中、85.58%に留まっている水洗化率のアップ、施設利用率を参考とした施設の適正規模の在り方の検討、施設の老朽化を見据えた長寿命化対策、汚水処理費の低減化、使用料金等、多くの課題が考えられます。令和2年3月末に完了予定の内子町下水道事業経営戦略策定支援業務委託の結果を踏まえ、引き続き、長期的な展望に立って課題解決に取り組み、安定的なサービスの提供、維持可能な下水道事業の経営の効率化を図るため、一層努められることを願い、下水道事業の決算審査報告と致します。

○議長（森永和夫君） 「議案第40号」及び「議認第13号」の説明と報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

それでは、お諮りします。「議案第40号」及び「議認第13号」の2件は、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第40号」及び「議認第13号」の2件は、予算決算常任委員会に付託することに決定致しました。

---

**日程第19 議案第41号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について**

○議長（森永和夫君） 「日程第19 議案第41号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第41号「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、関係する条例の一部を一括改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方からご説明を致します。

議案書1の21ページをお開きください。本案については、平成28年11月18日に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、関係する条例の一部を一括改正する条例となっております。今年の10月1日より、消費税が8%から10%に引き上げられることに伴い、施設の使用料等を改正するとともに、それに合わせて、現在の施設の使用実態等に基づく利用区分等の改正等も行っております。今回、本条例で一部を改正する条例は、第1条の内子町手数料徴収条例外30条例でございます。各条で、関係する条例の一部を改正する形となっております。それでは、条例案につきましてご説明を申し上げます。議案書1の22ページから41ページにかけて条例案を掲載させていただいております。また、議案説明資料10の1ページから28ページにかけて、新旧対照表を掲載しております。議案説明資料10の新旧対照表では、改正箇所を分かりやすく朱書きとしておりますので、説明にあわせまして、改正内容並びに改正後の金額等をご確認いただけたらと思います。第1条では、内子町手数料徴収条例の一部改正を行います。租税特別措置法の規定に基づく優良宅地造成の認定申請手数料の改正です。第2条では、御祓生活改善センター条例の一部改正を行います。2階和室、調理室の使用料と、「別表（第9条関係）」を「別表（第10条関係）」に改正しております。第3条では、内子町参川地区体育館条例の一部改正を行います。体育等の区分に、新たに「町内」と「町外」を設け、利用時間・利用目的毎に使用料を改正しております。合わせて、「別表（第7条関係）」を「別表（第8条関係）」に改正しております。第4条では、内子町立学校施設の開放に関する条例の一部改正を行います。天神小学校と内子中学校の屋内運動場において、2面を使用する際の使用料を改正しております。第5条では、内子町共生館条例の一部改正を行います。各室の利用時間毎の基本使用料、結婚式場及び披露宴会場としての1回の基本使用料を改正しております。合わせて、「別表（第9

条関係)」を「別表（第10条関係）」に改正しております。第6条では、内子町文化交流センタースバル条例の一部改正を行います。各室の使用時間ごとの使用料、設備・備品毎の使用料を改正しております。第7条では、内子町森の里研修センター条例の一部改正を行います。各室の使用料及び表記の改正、並びにトレーニングルームについては、「町内」「町外」の区分を新たに設ける改正をしております。第8条では、今生集会所条例の一部改正を行います。集会所の利用方法に応じた使用料並びに表記を改正しております。第9条では、内子町城の台公園条例の一部改正を行います。各施設における利用区分・時間ごとの使用料を改正しております。なお、体育館のアリーナ、舞台の体育行事以外の利用の町内料金を改正しております。第10条では、内子町交友館条例の一部改正を行います。夜間における施設使用料を改正しております。第11条では、内子町社会体育施設条例の一部改正を行います。屋外の各夜間照明施設の使用料を改正しております。第12条では、内子町五十崎体育館条例の一部改正を行います。利用時間・区分毎の使用料を改正しております。第13条では、内子町民会館条例の一部改正を行います。各室の利用時間毎の基本使用料と、結婚式場及び披露宴会場としての1回の基本使用料を改正しております。第14条では、内子町文化伝習センター条例の一部改正を行います。各施設・室、利用時間ごとに、普通の場合、宴会の場合の使用料を改正しております。第15条は、内子町就業改善センター条例の一部改正を行います。2階の項を削除し、3階各室の時間区分毎の料金を改正しております。第16条では、内子町農村活性化センター条例の一部改正を行います。使用区分・利用時間ごとの使用料を改正しております。第17条では、内子町村前ふれあいセンター条例の一部改正を行います。使用区分・利用時間毎の使用料を改正しております。第18条では、内子フレッシュパークからり条例の一部改正を行います。各施設の利用区分・目的・時間毎などの利用料金と、備考中の表記を改正しております。第19条では、内子町農村交流施設条例の一部改正を行います。上川交流施設、立石交流施設における、利用方法毎の利用料金を改正しております。第20条では、内子町林業センター条例の一部改正を行います。各室の利用時間毎の使用料と、結婚式場及び披露宴会場としての使用料を改正しております。第21条では、内子町護国駐車場条例の一部改正を行います。大型の一般駐車使用料（日額）、小型の定期駐車使用料（月額）を改正しております。第22条では、内子町八日市・護国町並保存センター条例の一部改正を行います。時間区分ごとの使用料を改正しております。第23条では、五十崎特産センター条例の一部改正を行います。当施設の区分に応じた利用料金を改正しております。第24条では、内子町内子スポーツセンター条例の一部改正を行います。時間区分・利用区分ごとの利用料金を改正しております。第25条では、内子町小田深山観光施設条例の一部改正を行います。種別ごとの利用料金を改正し、テニスコートの項を削除しております。第26条では、内子町下町駐車場条例の一部改正を行います。有料分の月額使用料を改正するものでございます。第27条では、内子町都市公園条例の一部改正を行います。利用区分、利用者区分、利用時間ごとの使用料及び摘要中の表記の改正を行っております。第28条では、内子町飲料水供給等施設条例の一部改正を行います。第3条第2項中、「別表第3に定める額に100分の108」を「別表第2に定める額に100分の110」に、第14条中、「100分の108」を「100分の110」にそれぞれ改正しております。第29条では、内子町下水道条例の一部改正を行います。第16条に規定する使用料について、一般汚水については基本料金、超過料金を、湯屋汚水については、排除汚水量1立方メートル

ルの料金を改正しております。第30条では、内子町道路占有料徴収条例の一部改正を行います。第2条第2項中、「1.08」を「1.10」に改正しております。第31条では、内子町公共物管理条例の一部改正を行います。第5条関係別表備考中、「100分の108」を「100分の110」に改正しております。なお、最後の附則につきまして、附則1におきましては、本条例の施行期日は令和元年10月1日とし、附則2において、経過措置を定めております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第41号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第42号 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第20 議案第42号内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第42号「内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例」につきましては、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、住民課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

〔二宮善徳住民課長登壇〕

○住民課長（二宮善徳君） 議案第42号内子町印鑑登録証明事務条例の一部改正についてご説明申し上げます。資料ナンバー1の議案書では42ページから、資料ナンバー10の議案説明書では29ページからになります。内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例を別紙のように定めることにつき、議会の議決を求めるものでございます。主な改正事項の提案理由と致し

ましては、市町村が行う印鑑登録事務について準拠すべき事項を定めた印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。この事務処理要領の改正は男女共同参画、女性活躍推進の観点から住民基本台帳法施行令などの改正をされ、令和元年11月2日から申請をした方に限り、住民票や個人番号カードに旧氏、いわゆる旧姓のことでありますが、現在の氏と併記する取り扱いが開始されることとなります。この取り扱いに伴い、旧氏、旧姓による印鑑登録も行うことができるようにするため、印鑑登録証明事務処理要領が改正されました。具体的な町の条例と致しましては、議案説明資料29ページ、中ほどですが、登録できる印鑑として第5条第2項第1号及び第2号、登録事項としては、第6条第3号に旧氏を追加することとなります。

次の30ページ、第12条1号及び第15号については、旧氏が追加されることにより、必要な改正をおこなうものです。また、今回の条例改正に合わせて性別に関わりなく自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現に向けて、性同一性障害などの性的マイノリティの方に配慮するため、印鑑登録証明書に男女の別を記載しないこととするため、説明資料では29ページの下の方になりますが、現行の第6条第5号及び、30ページの中ほど、第12条第3号の男女の別の項目を削除しております。以上、議案第42号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよう、お願いを申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第42号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第42号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定致しました。

---

## 日程第21 議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第21 議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第43号「内子町税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、税務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 吉川税務課長。

〔吉川博徳税務課長登壇〕

○税務課長（吉川博徳君） それでは、議案第43号内子町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1の44ページをお開き下さい。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。「内子町税条例の一部を改正する条例」の条文は45ページです。

次に、議案説明資料10の31ページをお開きください。今回改正の「内子町税条例の新旧対照表」となっております。税条例の改正の概要につきましては、説明資料でその内容を説明させていただきます。軽自動車税の環境性能割の非課税の特例第15条2の3です。改正の理由につきましては、令和元年10月1日の消費税率10%への引き上げに伴い、自動車取得税が廃止され、新たに軽自動車税に環境性能割が導入されます。この環境性能割は町の税ですが、賦課徴収の特例により、当分の間、県が賦課徴収することになります。県が賦課徴収を行う間における軽自動車税環境性能割の非課税について、県と同一の取り扱いをするためのものです。軽自動車税環境性能割の非課税とは、日本赤十字社が所有する軽自動車該当致します。以上で、議案第43号「内子町税条例の一部を改正する条例」の説明と致します。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第43号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第43号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。午後2時5分より再開します。

午後 1時53分 休憩

午後 2時 5分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

---

## 日程第22 議案第44号 内子町へき地保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第22 議案第44号 内子町へき地保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第44号「内子町へき地保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う保育料の見直しのため、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） それでは、議案書1の46ページをお開きください。議案第44号「内子町へき地保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。幼児教育・保育の無償化に伴う保育料見直しのため、内子町へき地保育所保育料徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案につきましては47ページ、そして、議案書10の議案説明資料の32ページ、そちらに新旧対照表を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。石畳へき地保育園につきましては、内子町独自の保育施設として開設をしております。本年10月より開始される幼児教育・保育の無償化で国が示す無償化の対象施設にはなっておりません。町では、他の保育施設同様に利用料を無償化することとし、条例の第2条を「保育料は、特定教育・保育施設等の利用者負担額を基準として町長が定める。ただし、町長が必要と認めた時は、これを減額し、または免除することができる。」と改めるものでございます。保育園・幼稚園の利用者負担額につきましては、内子町子ども子育て支援法施行規則において規定をされておまして、その規則につきましては無償化に対応するため規則の一部改正を10月1日付で行う予定としておるところでございます。今回、この条例の一部改正により無償化対象施設と同様に石畳へき地保育園の3歳以上児の利用料を無償化させるための改正でございます。以上、議案第44号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第44号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第44号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定致しました。

○議長（森永和夫君） 「日程第23 議案第45号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第45号「内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、水道法及び水道法施行令改正並びに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第45号内子町水道事業給水条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書1の48ページからでございます。議案説明資料の10は33ページからでございます。

それでは、議案書の1の48ページでございますが、提案理由と致しましては、水道法及び水道法施行令改正並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、内子町水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、説明資料10の33ページからの新旧対照表でご説明致します。まず8条の第4項につきましては、税率の改正に伴う改正でございます。100分の108を100分の110に改めるものでございます。次の11条第4項の第5条から第6条の改正は、上位法の改正に伴うものでございます。

34ページの第19条第2項は、1890円を1980円へ改めるものでございます。第26条第1項は税率の改正に伴いまして、100分の108を100分の110に改めるものでございます。付則の第7項につきましては、元号の改正並びに税率の改正に伴い、100分の108を100分の110に改めるものでございます。別表第1の文言の改正は他の条文との整合を図るための改正でございます。また、別表第2の改正につきましては、上位法の改正に伴うものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第45号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第45号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第24 議案第46号 内子町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について**

○議長（森永和夫君） 「日程第24 議案第46号 内子町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第46号「内子町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例」につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行による幼児教育・保育の無償化に伴い、条例を廃止するものでございます。その内容につきましては、学校教育課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） それでは、議案書1の50ページをお開きください。議案第46号、内子町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

内容につきましては、議案説明資料10の35ページからでございます。本年10月1日から子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行による幼児教育・保育の無償化に伴いまして、関係条例を廃止するものでございます。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第46号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第46号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定致しました。

---

**日程第25 議案第47号 内子町立公民館利用条例の一部を改正する条例について**

○議長（森永和夫君） 「日程第25 議案第47号 内子町立公民館利用条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第47号「内子町立公民館利用条例の一部を改正する条例」につきましては、平成30年12月21日付け社会教育法に係る文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡及び、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、自治・学習課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

〔黒澤賢治自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（黒澤賢治君） それでは、議案第47号「内子町立公民館利用条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料1議案書の52ページをお開きください。この件の改正条文につきましては、53から56ページに改正条文を、また、資料10の議案説明資料の40から44ページに新旧対照表などを添付をさせていただいております。内容につきましては、「資料10議案説明資料」の新旧対照表などによりご説明させていただきます。まず、新旧対照表の40ページに掲載しております条文をご覧ください。公民館利用条例第1条第1項第3号の「直接又は間接を問わず営利を伴う行事のために利用するとき」を削り、第4号を第3号に、また、第5号を第4号とするものでございます。

改正の根拠につきましては、44ページをお開きください。44ページの上の段に掲載しております、社会教育法の第23条でございますけれども、「公民館は次の行為を行ってはならない」と定め、その第1項第1号で「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」とされており、この条文によりまして、内子町公民館利用条例では、第1条第1項第3号において、営利を伴う利用を禁止してまいりました。しかし、同じ44ページ中段の事務連絡では、社会教育法第23条第1項の解釈と致しまして、「本規定の趣旨は、公民館が法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追及することや、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない」と示されていることから、この解釈と、営利を伴う利用を禁止する条例の間に矛盾が生じることから、今回条例を改正するものでございます。

次に、説明資料の40から43ページの別表第1から第4の新旧対照表でございますけれども、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、公民館利用条例第3条に規定する自治センター・自治会館の使用料を別表第1から第4のとおり改正するものでございます。なお、41ページの上の方に、内子自治センターの大会議室がございしますが、このたびこの部屋の飲食を禁止と致したく、宴会の場合の金

額を削除致しております。以上、議案第47号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第47号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第47号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定致しました。

---

### 日程第26 議案第48号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について

○議長（森永和夫君） 「日程第26 議案第48号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第48号、五十崎特産センターの指定管理者の指定につきましては、去る8月7日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、産業振興課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） それでは、議案第48号、五十崎特産品センターの指定管理者の指定につきましてご説明させていただいたと思います。「資料1 議案書」では57ページ、「資料10 議案説明資料」では45ページをご覧いただきたいと思います。

議案書57ページでございますが、平成26年10月1日から「五十崎特産センター」の指定管理者として「有限会社しあわせの黄色いハンカチ」を指定しておりましたが、指定期間が本年9月30日までとなっております。そのため、公の施設指定管理者選定委員会に諮り、7月5日から7月26日の間、公募致しましたところ、1団体より応募がございました。8月7日開催の指定管理者選定委員会へ諮問答申を頂き、決定したものでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。議案書中ほどでございます。「1 指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地」でござい

ますが、名称は五十崎特産センター、所在地は内子町五十崎甲1760番地1でございます。施設の位置及び写真につきましては、議案説明資料の45ページに記載をしておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。続いて、「2 指定管理者に指定する団体の住所及び名称」でございます。住所は、内子町五十崎甲1760番地1、団体の名称は、有限会社しあわせの黄色いハンカチで、代表取締役は沖見善嗣さんでございます。指定の期間については、3に記載をしておりますとおり、令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間とするものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑にはいります。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 選定委員会の中で有限会社しあわせの黄色いハンカチでございますが、5年がだいたい期間になってますけど、決算報告書のようなものが選定委員さんに配布されてその中で適任であるというふうな決め方をされているのか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 選定に際しましては、会社の総会資料、決算の時の資料も併せて添付をさせておまして、その中で決定をいただいているということでございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 今回、指定管理に指定する団体、有限会社しあわせの黄色いハンカチ、この会社の所在地が指定管理をしようとする施設の住所になっているんですが、施設は町有の施設で管理を委託するんですが、同じ住所に指定しようとする団体の住所があるということに対しては特に問題はないんでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） この施設、管理をする際、会社創設というところで会社の方は出来上がっております。その際、今の町が委任致します施設の所在地ということで会社謄本、会社登記ということがなされております。管理上、これを指定から外れるということであれば、またそちらの方は変更していただくようになろうかと思っておりますが、現在の委任というところでは支障がないというふうに理解をしております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第48号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第48号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定致しました。

---

**日程第27 議案第49号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について**

○議長（森永和夫君） 「日程第27 議案第49号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第49号、内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定につきましては、去る8月7日に開催致しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

〔黒澤賢治自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（黒澤賢治君） それでは、議案第49号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。資料1 議案書の58ページ、それから、資料10 議案説明資料の46ページに位置図及び現況写真をお示し致しておりますので、お目通しいただければと思います。

議案書58ページでございますが、平成26年10月1日から「内子町成留屋地区まちづくり施設」の指定管理者として「村役場を活かす会」を指定しておりましたが、指定期間が本年9月30日までとなっております。そのため、公の施設指定管理者選定委員会に諮り、7月5日から7月26日まで公募致しましたところ、1団体より応募があり、8月7日開催の公の施設指定管理者選定委員会へ諮問、答申をいただき、決定したものでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。議案書中ほど、1番の指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますけれども、(1)の名称は大瀬の館。所在地は、内子町大瀬中央4610番地1。そして(2)の名称が大瀬の米蔵。所在地は、内子町大瀬中央4591番地でございます。施設の位置及び写真につきましては、資料10 議案説明資料の46ページでございます。ご覧をいただければと思います。

続きまして、2の指定管理者に指定する団体の住所及び名称でございますけれども、住所は、内子町大瀬中央4610番地1、団体の名称は村役場を活かす会で、会長は、折本正範さんでございます。指定の期間につきましては、3に記載のとおり、令和元年10月1日から令和6年9

月30日までの5カ年間とするものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第49号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第49号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定致しました。

---

**日程第28 議案第50号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第3号）について**

**日程第29 議案第51号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について**

**日程第30 議案第52号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について**

**日程第31 議案第53号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について**

○議長（森永和夫君） 「日程第28 議案第50号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」「日程第29 議案第51号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」「日程第30 議案第52号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」「日程第31 議案第53号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」以上4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 補正予算関係資料9をご用意ください。議案第50号「平成31年度内子町一般会計補正予算（第3号）」について、議案第51号「平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、議案第52号「平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、議案第53号「平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）」について、一括してご説明を申し上げます。

まず、水色の仕切りでございます。議案第50号、平成31年度内子町一般会計補正予算（第3号）についてご説明致します。1ページをご覧ください。平成31年度内子町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ3億8,274万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億7,512万4,000円とするものでございます。前年度の9月補正後予算と比較して10億6,456万6,000円、9.4%の減額となっております。

10ページをお願いします。表の右下でございます。補正額の財源内訳合計欄に示しておりますように、一般会計補正予算（第3号）に充当致します財源は、国県支出金が3,205万5,000円、地方債が2億2,500万円、一般財源として2,315万6,000円としております。

まず、主な歳入をご説明申し上げます。11ページでございます。10月からの幼児教育の無償化に伴い、7款2項1目、子ども・子育て支援臨時交付金として962万4,000円、10款2項2目、民生費負担金は、1,810万4,000円の減額、12款1項1目、民生費国庫負担金として1,317万1,000円。

12ページでございます。13款1項2目、民生費県負担金として658万5,000円などの補正を致しております。そのほかの歳入補正としましては、12ページの下段でございます。防災行政無線戸別受信機整備事業の財源として、16款1項1目、基金繰入金として公共施設整備基金繰入金1億1,000万円。

13ページでございます。19款1項7目、消防債として、消防詰所新築事業財源を含む消防施設整備事業債2億2,500万円の補正をおこなっております。

これらの特定財源で不足する額につきましては、12ページの下段でございますが、財政調整基金から2,960万4,000円の繰り入れを行うことと致しております。

次に、主な歳出をご説明致します。14ページでございます。2款1項8目 安全安心まちづくり推進費、19節の負担金、補助及び交付金として、自治会及び区が管理する防犯灯をLED防犯灯へ改修する経費の一部を補助する防犯灯改修補助に66万3,000円同じく14ページの下段でございます。2款1項9目、企画費、15節の工事請負費として、町に寄贈していただいた元二宮家に付属している老朽化した建物の解体・撤去整備工事に535万7,000円。

16ページの中段でございます。3款2項2目、保育園費、20節の扶助費として認可外施設利用者の無償化に伴う「子どものための施設等利用給付費」に348万円。

17ページの中段でございます。6款2項2目、林業振興費、19節の負担金、補助及び交付金として、まず、林業事業体における職員の労働安全対策の充実、技術及び技能の向上、福利厚生充実を図ることを目的とした森林整備担い手確保育成対策事業補助に523万5,000円。鳥獣被害防止総合対策事業・緊急捕獲活動支援事業補助に452万7,000円など981万2,000円でございます。17ページの下段でございます。8款2項2目、道路橋梁維持修繕費、15節の工事請負費として、県道坊屋敷小田線災害復旧工事完了に伴う迂回路撤去工事に400万7,000円。17ページの下段でございます。8款3項1目、河川及び防災費、19節の負担金、補助及び交付金として、本年12月7日、8日に内子町で開催予定のシクロクロス全日本選手権実行委員会補助として200万円。

18ページの中段でございます。8款4項1目、都市計画総務費、15節の工事請負費として、龍王球場夜間照明施設の制御盤老朽化に伴う改修工事に152万9,000円。続いて、下段でございます。9款1項3目、消防施設費、15節の工事請負費として、天神5部詰め所新築工事に1,371万円。9款1項4目、防災費、15節の工事請負費として、近年多発する自然災害発生時に迅速かつ確実な情報伝達を行うため、住民から要望のある防災行政無線戸別受信機整備費に3億2,321万3,000円。

19ページでございます。9款1項4目、防災費、19節の負担金、補助及び交付金として、地域防災力の更なる向上を図ることを目的とした自主防災組織活性化支援事業補助に120万円。続いて、中段でございます。10款1項3目、教育諸費、19節の負担金、補助及び交付金として、幼稚園の無償化に伴う公立幼稚園等食材料費、副食費負担金に、108万円などを計上しております。

続きまして、オレンジ色の仕切りでございます。「議案第51号」、平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。1ページをご覧ください。平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ7,178万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億6,404万8,000円とするものでございます。内容につきましては、7ページに記載しております。

7ページをご覧ください。平成30年度の繰越金の確定にともない、歳入の補正とあわせまして、平成30年度普通交付金の年度末処理として、愛媛県国民健康保険団体連合会より町へ返還された2月診療分の差額を、本年10月末までに愛媛県に返還する償還金を計上致しておりますところでございます。

続きまして、ピンク色の仕切りでございます。「議案第52号」、平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。1ページをご覧ください。平成31年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ3,206万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億894万6,000円とするものでございます。内容は7ページ、8ページをご覧ください。ここに記載しておりますとおり、平成30年度の繰越金の確定にともないまして、歳入の補正とあわせまして、介護給付費等の確定に伴う国・支払基金への返還金を計上しておりますところでございます。

最後に、浅黄色の仕切りでございます。「議案第53号」、平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。9ページの附属資料、補正予算説明書をご覧ください。平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出におきまして、検針員の減により、委託料から臨時雇賃金への組み替えをおこなっております。

10ページをご覧ください。資本的収入及び支出におきましては、有価証券の売却益及び購入のため、それぞれに1億円の増額補正をおこなっております。以上で、補正予算の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 防災行政無線の戸別受信機が希望者に今回設置されると思うんですけど、第1回目だけの希望で計画されていると思うんですけど、これもまたいろいろとメール配信されだして、あれで十分分かるじゃないかという人もおったり、全体の放送は聞けても個別の放送は聞けないから戸別受信機は申請しとった方がよかったとかいろんな言う人がいると思うんですけど、旧内子とか旧五十崎にどこの地域にどのくらいの要望があったかということがもし分かるようでしたら教えていただけたらと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 今回、戸別受信機の整備ということで、予算要求をさせていただいております。その内訳を申し上げますと、全部で2,599個の整備を考えてございます。こちら旧町単位でまとめておりますが、まず、内子地区につきましては、1,084台。五十崎地区につきましては、699台。小田地区につきましては、663台。その他主要事業所等133台分を計画をしております。こちらにつきましては昨年のちょうどこの頃でございましたでしょうか、要望調査をおこなったところでございます。あわせて、各主要施設にも当然、避難所として利用する施設にも必要だろうということでその必要分を計画をしております。今回、要望させていただいている個数でございますが、調査に基づく個数を要望させていただいておりますけれども、メール配信システムも少しずつではありますが普及はしておりますが、今、若干伸びが止まっているような状況。それからメール配信ソフトがあったら、戸別受信機は要らないのかという考え方については、そういうふうにはならないというふうに考えておりますし、特に今回、戸別受信機を整備する箇所につきましては、土砂災害の警戒エリアとか浸水警戒区域、このあたりに位置する場所につきましては、91%の場所が該当をしております。当然、我々としては必要な箇所数だろうというふうに判断して今回は、2,599台要求させていただいておりますけれども、当然、今後におきましても多少増減あるかと思います。その時につきましては、柔軟な対応で対応していかねばいけないと考えておりますけれども、今後、大規模な設置にはならないだろうと考えておまして、今後は一般財源でできる限り対応していくというような形で対応していきたいと思っております。それから貸与という形になりますので、必要なくなった世帯については返却をいただくということも考えられますので、今後増減ということについては当然、起り得るというふうに考えております。

○議長（森永和夫君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第50号」から「議案第53号」までの4議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第50号」から「議案第53号」までの4議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定致しました。

---

### 日程第32 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（森永和夫君） 「日程第32 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございます。人権擁護委員である崎本修一氏が、令和元年12月31日で任期満了を迎えるため、その後任として、竹内優司氏を人権擁護委員候補者に推薦致したく、議会の意見を求めるものでございます。竹内氏は、昭和28年8月8日のお生まれでございます。内子町寺村2558番地1にお住まいでございます。農協職員として長く職務に精励された後、会社役員を歴任されるなど、人格、識見共に優れておられます。一方で、人権問題にも関心が高く、様々な事象への対応能力にも長けておられ、人権擁護委員に適任であると存じます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。「諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。よって本案は、これを適任とすることに決定致しました。

---

### 日程第33 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（森永和夫君） 「日程第33 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございます。人権擁護委員である向井清氏が、令和元年12月31日で任期満了を迎えるため、その後任として亀井勝氏を人権擁護委員候補者に推薦致したく、議会の意見を求めるものでございます。亀井氏は、昭和26年3月26日のお生まれで、内子町本川2720番地にお住まいでございます。小田町役場、内子町役場職員として、人権・同和教育に長年携わり、地域住民の多様な問題に関わった経験から、人権問題解決の知識と教養を持ち備えておられます。現在は、少年警察協助手、駐在所連絡協議会員を務められるなど、様々な事象への対応能力にも長けておられ、人権擁護委員に適任であると存じます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。「諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案はこれを適任とすることに決定致しました。

---

#### 日程第34 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（森永和夫君） 「日程第34 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

[稲本隆壽町長登壇]

○町長（稲本隆壽君） 諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございます。人権擁護委員である名本高成氏が、令和元年12月31日で任期満了を迎えるため、引き続き名本高成氏を人権擁護委員候補者に推薦致したく、議会の意見を求めるものでございます。名本氏は、昭和23年8月12日のお生まれで、内子町城廻270番地1にお住まいでございます。愛媛県立高等学校教諭在職中は深く人権教育に携われ、また、愛媛県教育委員会人権同和教育課にも出向され、人権同和教育の普及啓発に努められました。平成22年9月から平成29年3月まで、うちこ福祉館館長を務められ、現在は大洲地区人権擁護委員協議会会長として、人権問題の解決や地域福祉向上に向け積極的に取り組まれておられ、人権擁護委員に適任であると存じます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑にはいりません。

[「なし。」の声あり]

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。「諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案はこれを適任とすることに決定致しました。

---

○議長（森永和夫君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了致しました。本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました、議案の審査報告については、9月18日の本会議でお願いします。次の本会議は、9月18日、午後3時に開会致します。

本日は、これをもって散会致します。

午後 3時02分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

---

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---



令和元年9月第105回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和元年9月 3日（火）  
 ○開会年月日 令和元年9月18日（水）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 大西啓介君	2番 関根律之君
3番 向井一富君	4番 久保美博君
5番 森永和夫君	6番 菊地幸雄君
8番 大木雄君	9番 山本徹君
10番 才野俊夫君	11番 下野安彦君
12番 林博君	13番 山崎正史君
14番 寺岡保君	15番 中田厚寛君

○欠席議員 7番 泉浩壽君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長 稲本隆壽君	副町長 小野植正久君
総務課長 山岡敦君	住民課長 二宮善徳君
税務課長 吉川博徳君	保健福祉課長 曾根岡伸也君
会計管理者 稲葉勉君	建設デザイン課長 正岡和猶君
町並・地域振興課長 林慎一郎君	産業振興課長 入海孝君
小田支所長 大森豊茂君	環境政策室長 中嶋優治君
政策調整班長 畑野亮一君	上下水道対策班長 上石富一君
危機管理班長 松岡裕樹君	
教育長 山岡晋君	学校教育課長 泉邦彦君
自治・学習課長 黒澤賢治君	
代表監査委員 赤穂英一君	農業委員会会長 堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第12号）

令和元年9月18日（水）午後 3時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 議事日程通告  
 日程第 3 議認第 6号 平成30年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について  
 日程第 4 議認第 7号 平成30年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について

## 令和元年9月第105回内子町議会定例会

- 日程第 5 議認第 8号 平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議認第 9号 平成30年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議認第10号 平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議認第11号 平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第39号 平成30年度内子町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第10 議認第12号 平成30年度内子町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第40号 平成30年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第12 議認第13号 平成30年度内子町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第42号 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第44号 内子町へき地保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第45号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第46号 内子町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について
- 日程第18 議案第47号 内子町立公民館利用条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第48号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第49号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第50号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第51号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第52号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第53号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議員派遣の件
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第27 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

---

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27

---

午後 3時00分 開会

○議長（森永和夫君） 只今、出席議員14名であります。欠席届が泉 浩壽議員から提出されております。それでは、ただ今から、本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番、大西 啓介議員、2番、関根 律之議員を指名します。

---

## 日程第 2 議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 議事日程通告をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第12号のとおりであります。

まず、「平成30年度内子町下水道事業会計決算書」について、理事者から発言を求めたい旨の申し出がありましたので、これを許可し、理事者に説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 去る9月4日の本会議におきましてご提案申し上げました「議認第13号 平成30年度内子町下水道事業会計決算の認定について」でございますが、議案資料6の「平成30年度内子町公営企業会計決算書」中、「平成30年度内子町下水道事業会計決算書」の6ページに掲載しております「補てん財源明細書」につきまして、記載内容に誤りがございました。これは、担当部局の確認不足によるもので、調整前の資料を誤って製本したことによるものでございます。なお、6月21日から7月29日にかけて実施された決算審査には、間違いのない資料を提出し、監査委員の審査を受けておるところでございます。去る9月9日の予算決算常任委員会におきましてその旨をご説明申し上げ、議員各位にはご理解を頂き、「補てん財源明細書」を差し替えさせて頂いたところでございます。これまでも、議会資料につきましては十分に注意し、さらにチェックを重ね、誤りなきようにと再三に渡り指導をしておりますが、今回このような事態を招きましたことにつきまして、私の指導、監督が不十分であったということで、議員の皆様、そして監査を頂きました赤穂代表監査委員、山本監査委員に対しまして、心からお詫びを申し上げる次第でございます。本当に申し訳ございませんでした。今後は、資料のチェック体制を今一度見直し、決裁の仕組みを強化することで、このようなミスが二度と起きないよう万全を期す所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（森永和夫君） 只今の町長の説明に対する質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これから議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

---

**日程第 3 議認第 6号 平成30年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について**

**日程第 4 議認第 7号 平成30年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について**

**日程第 5 議認第 8号 平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**日程第 6 議認第 9号 平成30年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**日程第 7 議認第10号 平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**日程第 8 議認第11号 平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（森永和夫君） 「日程第3 議認第6号 平成30年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「日程第8 議認第11号 平成30年度 内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの6件を一括議題とします。予算決算常任委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

中田委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中田委員長。

〔中田厚寛予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。去る9月4日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました、「議認第6号 平成30年度内子町一般会計 歳入歳出決算の認定について」から、「議認第11号 平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の6件について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議認第6号」から「議認第11号」までの6件は「原案のとおり認定すべきもの」とするものでございます。去る9月9日、10日、11日の3日間の日程で委員会を開催し、平成30年度各会計の決算について、「歳入歳出決算書」、「決算資料」、「わが町の家計簿」、および各課で作成された説明資料等に基づき、「事業執行において、どのような効果があったのか。住民の福祉の向上にどう寄与しているのか。」を基本として審査を行いました。審査における経過及び主な質疑等についてご報告を致します。

まず、一般会計決算からご報告致します。総務費関係では、「移住希望者に対して、町営住宅の活用を考えてみては。」との質問に対し、「町営住宅の入居には所得制限などもあり、設置目的が違う。移住希望者には、それぞれの状況にあった対応をしていきたい。」との答弁がありました。「ふるさと納税は、返礼品だけではなく、どのように町で有効に使われたか、が大事なことだと考えるが、基金の今後の活用は。」との質問に対し、「内子町を応援したいという納税者のお気持ちを大事にしながら検討していきたい。」との答弁がありました。

徴税費関係では、「軽自動車税では、車検を受ける年だけ納税する人もいるのではないか。」との質問に対し、「延滞金も含め2年分納税しないと納税証明書を出していない。」との答弁がありました。農林水産業費関係では、「新規就農者の支援のための農業次世代人材投資資金が今年度から大幅に減額されたと聞かす。」との意見に対し、「県と市町との政策連携の協議の中で、国に対し予算確保の申し入れをすることになっている。」との答弁がありました。

民生費関係では、「五十崎地区には隣保館が無いが、どのようにして人権相談業務を行っているのか。」との質問に対し、「生活相談員が自宅へ出向いて相談を受けている。」との答弁がありました。「保育所費負担金について、給料の差し押さえをした内容についての説明を。」との質問に対し、「差し押さえは最終的な手段であり、法令にもとづいておこなっている。また、生活費は一定

程度確保した中で可能な範囲で実施している。」との答弁がありました。「子どもの人口が増えている要因に、内子が住みやすい、子育てがしやすい、というような理由があるのか。」との質問に対し、「はっきりとした理由はわからないが、各課横断的に調査を実施して、次の総合計画の後期計画に反映させるようにしていきたい。」との答弁がありました。「重度心身障がい者の方の保護者が亡くなった場合の町の対応は。」との質問に対し、「心身障害者扶養共済制度などの経済的な援助、また成年後見制度や介護保険施設の利用など、一人一人の状況に合わせて対応していきたい。」との答弁がありました。

土木費関係については、「町営住宅使用料の滞納額が増えているが、その対策は。」との質問に対し、「生活困窮者もおり対応に苦慮しているが、文書督促や戸別訪問、連帯保証人との連絡などで徴収率を上げていきたい。」との答弁がありました。

商工費関係では、「旧深山荘解体後の跡地にコンクリート擁壁が残っているがその経緯は。」との質問に対し、「国からの借地であるが、今後も駐車場として活用していきたいと考えており、コンクリートが見えないよう景観に配慮したい。」との答弁がありました。「ダイニングアウトの継承イベントの開催は。」との質問に対し、「内子版ダイニングアウトというものを実行委員会の中で開催する方向で検討している。」との答弁がありました。

衛生費関係では、「増え続ける不法投棄への対策は。」との質問に対し、「今年、龍宮堰へ監視カメラを設置したが、効果が出にくい。」との答弁がありました。また、「設置したアピールをもっとすべきではないか。」との意見がありました。

教育費関係では、「通級指導教室の設置について、その見通しは。」との質問に対し、「県教委の判断になるため見通しは立っていないが、内子エリアへの設置を要望していきたい。」との回答がありました。「首都圏での小田高校のPR活動の成果は。」との質問に対し、「まだ実績はないが、小田高校と同じような状況の学校が情報連絡を取り合う「地域みらい協議会」へ参加し、共同で取り組むことによって、成果を上げたい。」との答弁がありました。「運動公園のプール改修が終わったが、利用促進のための何か計画はあるのか。」との質問に対し、「現在、内子運動公園全体は改修中であるが、来年には日本スポーツマスターズ軟式野球の会場に決まっており、様々なイベントを通して周知を図っていきたい。」との答弁がありました。5つの特別会計については、それぞれ質疑はありましたが、福祉や社会生活など住民サービスに直結する事業であり、今後も健全な運営を続けていただきたいと思います。特に介護保険事業特別会計では、「高齢者虐待相談の内容は。」との質問に対し、「介護認定を受けた高齢者に対する妻の暴言や年金を家族が搾取した、金銭面での虐待事例があった。」との答弁がありました。また小田高校寄宿舎特別会計では、「工事請負費にあるWi-Fi工事の内容は。」との質問に対し、「すべての寮棟に設置した。」との答弁がありました。以上、審査状況について報告を致しました。

採決の結果、平成30年度における各会計決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、執行されていると認められ、よって「議認第6号」から「議認第11号」は「原案のとおり認定すべきもの」と決定いたしました。それぞれの事業において、各担当課長より説明を受け、議決した予算に対し、その執行状況の適否を確認することができました。厳しい財政状況ではありますが、今後においても健全な財政運営をお願いするものであります。なお、今回の審査において各委員

から出された意見、要望等については十分検討のうえ、今後の町政運営と来年度の予算編成に反映させていただきたいことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。

中田委員長、席にお戻りください。

「議認第6号」から「議認第11号」までの6件は、一括して討論、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議認第6号」から「議認第11号」までの6件は、一括して討論、採決を行うことに決定致します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。「議認第6号」から「議認第11号」に対する委員長報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議認第6号」から「議認第11号」までの決算認定6件は、委員長報告のとおり認定されました。

---

#### 日程第 9 議案第 39号 平成30年度内子町水道事業会計剰余金の処分について

#### 日程第 10 議認第 12号 平成30年度内子町水道事業会計決算の認定について

○議長（森永和夫君） 「日程第9 議案第39号 平成30年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第10 議認第12号 平成30年度内子町水道事業会計決算の認定について」以上の2件を一括議題とします。予算決算常任委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

中田委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中田委員長。

〔中田厚寛予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。去る9月4日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議案第39号 平成30年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第12号 平成30年度内子町水道事業会計決算の認定について」、の2議案の審査結果をご報告申し上げます。審査結果については、「議案第39号」、及び「議認第12号」は「原案のとおり可決及び認定すべきもの」とするものでございます。議案ごとに、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。

「議案第39号 平成30年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」は、条例に基づき、剰余金の処分については「議会の議決を得るもの」とされています。水道事業で生じた利益剰余金は、3,002万3,387円です。減債積立金に2,002万3,387円を積立し、企業債の償還に備えるものです。また、残りの1,000万円を将来の欠損金を埋めるための積立として利益積立金に積み立てるものであります。いずれも、法に基づいた適切な処分であると判断いたしました。採決の結果、「議案第39号」は、全会一致で可決すべきものと決定致しました。

「議認第12号 平成30年度水道事業会計決算について」は、委員より「監査委員の意見にもあった有収率の低下について、どのように対策していくのか。」との質問に対し、「漏水調査を逐次行い、漏水工事をしていく努力を続けたい。」との答弁がありました。予算議決のとおり、いずれも適正に執行されており、公営企業として安定した経営を行っており、特に問題はなく、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定致しました。今後、より一層の企業努力を期待して、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。

中田委員長、席にお戻りください。討論、採決は1件ずつ行います。「議案第39号 平成30年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第39号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議認第12号 平成30年度内子町水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

これにて討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議認第12号」は、委員長報告のとおり認定されました。

---

**日程第11 議案第40号 平成30年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について**

**日程第12 議認第13号 平成30年度内子町下水道事業会計決算の認定について**

○議長（森永和夫君） 「日程第11 議案第40号 平成30年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第12 議認第13号 平成30年度内子町下水道事業会計決算の認定について」以上の2件を一括議題とします。予算決算常任委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

中田委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中田委員長。

〔中田厚寛予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。去る9月4日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました、「議案第40号 平成30年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第13号 平成30年度内子町下水道事業会計決算の認定について」、の2議案の審査結果をご報告申し上げます。審査結果については、「議案第40号」及び「議認第13号」は「原案のとおり可決及び認定すべきもの」とするものでございます。議案ごとに、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。

「議案第40号 平成30年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」は、条例に基づき、剰余金の処分については「議会の議決を得るもの」とされています。下水道事業で生じた利益剰余金は、78万9,571円です。減債積立金に全額を積立し、企業債の償還に備えるものです。いずれも、法に基づいた適切な処分であると判断致しました。

採決の結果、「議案第40号」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

「議認第13号 平成30年度下水道事業会計決算について」は、予算議決のとおり、いずれも適正に執行されており、公営企業として安定した経営を行っており、特に問題はなく、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定を致しました。

今後、より一層の企業努力を期待して、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。採決は議案ごとに行います。

中田委員長、席にお戻りください。討論、採決は1件ずつ行います。「議案第40号 平成30年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第40号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議認第13号 平成30年度内子町下水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議認第13号」は、委員長報告のとおり認定されました。

---

**日程第13 議案第42号 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について**

○議長（森永和夫君） 「日程第13 議案第42号 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

[久保美博総務文教常任委員長登壇]

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る9月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第42号 内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第42号」は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「印鑑登録証明書に旧氏が表記されるにはどうすればよいのか。」との質問に対し、「住民基本台帳へ旧氏併記の手続きをしていただいた後、印鑑登録を申請していただければできる。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第42号」は、全会一致により「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし。」の声あり]

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

[「なし。」の声あり]

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

「議案第42号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第42号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第42号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第14 議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例について**

○議長（森永和夫君） 「日程第14 議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る9月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第43号 内子町税条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第43号」は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「日本赤十字社の所有する自動車は内子町にあるのか。」との質問に対し、「該当する車両はない。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第43号」は、全会一致により「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第43号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。「議案第43号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第43号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第44号 内子町へき地保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第15 議案第44号 内子町へき地保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る9月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第44号 内子町へき地保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第44号」は「原

案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。今回の改正は、幼児教育・保育の無償化に伴う保育料の見直しのため、条例の一部を改正するものです。委員から、「石畳へき地保育所の子どもの数と今後の見通しについて」との質問に対し、「入所園児数は現在5名である。4歳児が卒園すると2名になるが、その後の出生状況によって変わってくる。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第44号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。  
大木委員長、席にお戻りください。これより、討論を行います。討論はありませんか。  
〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。  
「議案第44号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。「議案第44号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立、全員です。  
よって、「議案第44号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第45号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第16 議案第45号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る9月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第45号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第45号」は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、水道法及び水道法施行令改正並びに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。委員から、特に質疑はなく、採決の結果、「議案第45号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第45号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第45号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第45号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第17 議案第46号 内子町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第17 議案第46号 内子町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。

去る9月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第46号「内子町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、議案第46号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行による幼児教育・保育の無償化に伴い、条例を廃止するものです。

委員の質疑においては、「給食費、副食費の無償化の取り組みについても、内子町が愛媛県内に先駆けて、実施してほしい。」との意見に対し、「現在のところ、財政的には厳しいという認識である。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第46号」は、全会一致により「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） 久保委員長、席にお戻りください。これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第46号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第46号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第46号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第18 議案第47号 内子町立公民館利用条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第18 議案第47号 内子町立公民館利用条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

[久保美博総務文教常任委員長登壇]

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る9月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第47号「内子町立公民館利用条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、議案第47号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、平成30年12月21日付け社会教育法に係る文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡及び、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「使用料を支払えば誰でも借りることが可能となるが、高齢者をだますような業者に対する対策は。」との質問に対し、「統一した内規を作成し、悪徳業者に対応していきたい。」との答弁でありました。また、「今までは営利目的では借りれなかったが、今後は入場料などとしてチラシに謳っても問題はないのか。」との質問に対し、「使用目的に問題が無ければ、可能である。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第47号」は、全会一致により「原案のとおり可決すべきもの」と決定致しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし。」の声あり]

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論をおこないます。討論はありますか。

[「なし。」の声あり]

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

議案第47号の採決をおこないます。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第47号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立、全員です。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第19 議案第48号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について**

○議長（森永和夫君） 「日程第19 議案第48号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る9月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第48号「五十崎特産センターの指定管理者の指定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第48号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、五十崎特産センターの指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものです。委員から、「指定管理者となる「しあわせの黄色いハンカチ」の経営内容は。」との質問に対し、「直近の決算では黒字となっている。」との答弁がありました。採決の結果、議案第48号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑をおこないます。質疑はありませんか。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 只今、委員長から議案第48号、全員一致で可決すべきものという報告を受けたわけですが、今、報告の中で指定をしようとする法人の決算の報告も受けたということですが、常日頃、56号線を走っていても車の出入りもあまり見ない、人の出入りも見にくいというこの特産品センターですが、これから5年間指定をして特産品センターの運営が継続できるものかという検討はされたのでしょうか。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） お答えします。そういう議題は上がりませんでした。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論をおこないます。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

議案第48号の採決をおこないます。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第49号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について

○議長（森永和夫君） 「日程第20 議案第49号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

[久保美博総務文教常任委員長登壇]

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。

去る9月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第49号「内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、議案第49号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「大瀬の館では、観光客とお遍路さんで宿泊料に違いがあるのか。」との質問に対し、「料金は同じで一人4,000円となっている。お遍路さんの利用が大多数である。」との答弁がありました。採決の結果、議案第47号は、全会一致により「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑をおこないます。質疑はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。これより、討論をおこないます。討論はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

議案第49号の採決をおこないます。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第49号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

**日程第21 議案第50号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第3号）について**

**日程第22 議案第51号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について**

**日程第23 議案第52号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について**

**日程第24 議案第53号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について**

○議長（森永和夫君） 「日程第21 議案第50号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」から「日程第24 議案第53号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」までの4議案を一括議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

中田予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中田委員長。

〔中田予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。去る9月4日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました4件の補正予算について、9月6日に全委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、全4議案「原案のとおり可決すべきもの」でございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

議案第50号、平成31年度内子町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億8,274万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億7,512万4,000円とするものです。一般会計補正予算（第3号）に充当する財源は、国県支出金3,205万5,000円、地方債2億2,500万円、一般財源2,315万6,000円となっています。主な歳入については、10月からの幼児教育の無償化に伴い、子ども・子育て支援臨時交付金として962万4,000円。民生費負担金は、1,810万4,000円の減額、民生費国庫負担金として1,317万1,000円。民生費県負担金として658万5,000円などの補正をしています。そのほかの歳入補正として、防災行政無線戸別受信機整備事業の財源として基金繰入金として公共施設整備基金繰入金1億1,000万円。消防債として、緊急防災・減災事業債2億1,300万円の補正をしています。これらの特定財源で不足する額については、財政調整基金から2,960万4,000円の繰り入れを行うこととしています。主な歳出予算ですが、2款総務費においては、工事請負費として、元二宮家住宅附属建物解体・撤去整備工事に535万7,000円が計上されています。委員から、「整備する駐車場について、利用者のためにしっかりと管理をしてほしい。」との質問に対し、「十分に気を付けたい。」との答弁がありました。3款・民生費においては、委員から、「保育園の副食費を公立のみ、国が負担するのか。」との質問に対し、「副食費は実費負担だが、免除の方に限り、半年間国が負担するということであ

る。」との答弁がありました。9款消防費においては、工事請負費として、災害発生時に迅速かつ確実な情報伝達を行うための防災行政無線戸別受信機整備費に3億2,321万3,000円が計上されています。委員から、「戸別受信機の整備も大切だが、防災行政無線のメール配信の登録者数を増やす努力をもっとすべきでは。」との質問に対し、「メール配信の重要性は認識しており、啓発やイベントに出向いての登録サポートを実施している。情報の多重化を進めるうえで、さらに取り組んでいきたい。」との答弁がありました。さらに委員から、「戸別受信機の整備のタイムスケジュールは。」との質問に対し、「年度内には完了したいと考えており、地域づくり懇談会などで説明をしていきたい。」との答弁がありました。10款教育費、教育緒費では、学力向上先進地視察費として42万8,000円が計上されています。委員から、「どのような研修なのか。」との質問に対し、「秋田県横手市を研修先に考えており、学力向上委員会の5名の先生を派遣したい。」との答弁がありました。10款教育費、文化財保護事業においては、委員から、「重岡氏肖像画の評価鑑定の内容は。」との質問に対し、「東京文化財研究所は黒田清輝の専門的な研究を進めており、美術品としての価値を鑑定してもらおう。」との答弁がありました。その他、予算について多くの質疑がなされました。採決の結果、議案第50号、平成31年度内子町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計2件についてですが、議案第51号、平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,178万6,000円を増額し、総額を21億6,404万8,000円とするものです。平成30年度の繰越金の確定にともない、歳入の補正をおこなっており、平成30年度普通交付金の年度末処理として、愛媛県国民健康保険団体連合会より町へ返還された2月診療分の差額を、本年10月末までに愛媛県に返還する償還金を計上しています。特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号、平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,206万9,000円を増額し、総額を26億894万6,000円とするものです。平成30年度の繰越金の確定にともない歳入の補正をおこなっており、あわせて、介護給付費等の確定に伴う国・支払基金への返還金を計上しています。特に質疑はなく、採決の結果全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、事業会計1件についてですが、議案第53号、平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出において、検針員の減により、委託料から臨時雇賃金への組み替えをおこなっています。資本的収入及び支出においては、有価証券の売却益及び購入のため、それぞれに1億円の増額補正をおこなっています。特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 委員長報告に対する質疑を省略します。中田委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第50号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第51号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第52号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

最後に、「議案第53号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第25 議員派遣の件

○議長（森永和夫君） 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することにした  
と思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定致  
しました。

---

## 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（森永和夫君） 「日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題と  
します。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、「議会の運営に関する事項及び  
議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出  
がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査と  
することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とす  
ることに、決定致しました。

---

## 日程第27 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（森永和夫君） 「日程第27 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題としま  
す。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調  
査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とす  
ることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、  
決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

ここで、稲本町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 令和元年9月議会定例会閉会にあたりまして、町長としてご挨拶を申し  
上げます。議員各位におかれましては、大変お忙しい中、9月定例会にご出席いただきまして、  
提案させていただきました議案につきまして、それぞれ慎重なご審議を賜りまして、すべてお認  
めをいただきましたことに対してお礼を申し上げたいと思います。審査の過程で出されましたそ

令和元年9月第105回内子町議会定例会

れぞれのご意見等につきましては、その執行の中でまた今後生かされるものについては、十分生かせるように検討もしてまいりたいと思っております。お認めをいただきましたものにつきましては、その目的、趣旨に添いまして適切に執行してまいりたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。さて、ここ2、3日、朝夕、秋の気配を感じるようになりました。しかし、日中はまだまだ残暑厳しい日が続いております。議員各位におかれましても、健康には十分、ご留意いただきまして、引き続いて内子町発展のためにご尽力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 以上をもって、令和元年9月第105回内子町議会定例会を閉会します。

午後 4時10分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

---

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---

## 第105回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

## 1 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 10	株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 4	受理
報告 11	小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 4	受理
報告 12	公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 4	受理
報告 13	健全化判断比率の報告について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 4	受理
報告 14	資金不足比率の報告について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 4	受理
報告 15	内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 4	受理
議認 6	平成30年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	認定
議認 7	平成30年度小田高校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	認定
議認 8	平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	認定
議認 9	平成30年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	認定
議認 10	平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	認定
議認 11	平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	認定
議案 39	平成30年度内子町水道事業会計剰余金の処分について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	原案可決
議認 12	平成30年度内子町水道事業会計決算の認定について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	認定

令和元年9月第105回内子町議会定例会

議案 40	平成30年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	原案可決
議認 13	平成30年度内子町下水道事業会計決算の認定について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	認定
議案 41	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 4	原案可決
議案 42	内子町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	原案可決
議案 43	内子町税条例の一部を改正する条例について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	原案可決
議案 44	内子町へき地保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	原案可決
議案 45	内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	原案可決
議案 46	内子町立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	原案可決
議案 47	内子町立公民館利用条例の一部を改正する条例について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	原案可決
議案 48	五十崎特産センターの指定管理者の指定について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	原案可決
議案 49	内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	原案可決
議案 50	平成31年度内子町一般会計補正予算(第3号)について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	原案可決
議案 51	平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	原案可決
議案 52	平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	原案可決
議案 53	平成31年度内子町水道事業会計補正予算(第2号)について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 18	原案可決
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 4	同意

諮問 2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 4	同意
諮問 3	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること について	令和 1. 9. 3	令和 1. 9. 4	同意